

第九十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十四号

昭和五十六年五月七日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 田邊 國男君

理事 菊池福治郎君 理事 津島 雄二君

理事 羽田 孜君 理事 福島 讓二君

理事 新盛 辰雄君 理事 松沢 俊昭君

理事 武田 一夫君 理事 稲富 稜人君

逢沢 英雄君 上草 義輝君

小里 貞利君 亀井 善之君

川田 正則君 岸田 文武君

北村 義和君 近藤 元次君

佐藤 隆君 菅波 茂君

田名部匡省君 高橋 辰夫君

玉沢徳一郎君 丹羽 兵助君

保利 耕輔君 渡辺 省一君

井上 普方君 小川 国彦君

島田 琢郎君 田中 恒利君

竹内 猛君 日野 市朗君

吉浦 忠治君 神田 厚君

寺前 巖君 野間 友一君

木村 守男君

出席政府委員

農林水産政務次官 志賀 節君

農林水産大臣官房審議官 矢崎 市朗君

農林水産大臣官房審議官 高畑 三夫君

農林水産技術会議事務局長 川嶋 良一君

委員外の出席者

気象庁予報部予報課長 立平 良三君

気象庁観測部産業気象課長 尾崎 康一君

参考人 (全国農業協同組合中央会常務理事) 榊 春夫君

参考人 (全日本農民組合連合会会長) 足鹿 覺君

参考人 (全国食糧事業協同組合連合会会長) 金山國次郎君

参考人 (日本米穀小売商業組合連合会理事長) 片岡 森寿君

参考人 (全国商工団体連合会食糧問題対策委員長) 三田 忠俊君

参考人 (日本生活協同組合連合会会長) 中林 貞男君

参考人 (農業情報研究所常任委員) 林 信彰君

参考人 (東京大学農学部教授) 逸見 謙三君

農林水産委員会調査室長 小沼 勇君

委員の異動

五月七日

辞任 安井 吉典君

同日 補欠選任 井上 普方君

辞任 井上 普方君

同日 補欠選任 安井 吉典君

本日の会議に付した案件

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

農林水産業の振興に関する件(異常気象による果樹等の被害対策)

○田邊委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

昭和五十五年十二月中旬以降の降雪、寒波等による果樹等農作物の被害の概況とその対策について、政府から説明を求めます。高畑審議官。

○高畑政府委員 昭和五十五年十二月中旬以降の降雪、寒波等による農作物の被害の概況とその対策につきまして、御説明いたします。

まず、被害の概況につきまして申し上げます。

昨年十二月中旬からことし三月上旬にかけては、日本の上空には強い寒気がほぼ連続的に流入したため、日本海側と東北部で大雪になるとともに、特に二月末には西日本を中心に記録的な低温に見舞われ、果樹、野菜等の農作物に甚大な被害が発生いたしました。

四月三日公表しました農林水産省統計情報部の被害状況調査結果等によりますと、この大雪、寒波等による農作物全体の被害額は、樹体被害約五百億円を含め約一千二百一十億円となっております。

これを作物別に見ますと、果樹が七百七十八億円、うち樹体被害約四百九十七億円と総額の七六%を占めており、このほか野菜約百六十五億円等となっております。

また、地域別では、愛媛県が樹体被害を含めて約二百三十九億円と最も大きく、次いで徳島県約百二十六億円、広島県約百十七億円などとなっております。

おります。

果樹の被害について見ますと、二月末の寒波により、主として中四国、九州、近畿南部において、樹上越冬中の晩柑類、日向ナツ、三宝カン等の果実の凍結によるす上がり、梅、ビワの幼果の枯死等々の果実被害が生じております。

また、樹体被害について見ますと、二月末寒波により、西日本において柑橘類に落葉、枝梢の枯れ上がり等が、また、降雪により、主として東北、北陸においてナシ、ブドウ等に枝折れ等がそれぞれ発生いたしております。

なお、野菜について見ますと、近畿南部、九州等において開花、結実中のサヤエンドウ等に凍害による被害が発生しましたが、その後わき芽の成長による生育の回復が見られております。なお、サヤエンドウは現在ほぼ収穫を終えております。

次に、これまでに講じた措置といたしまして、農林水産省といたしましては、今次災害の重大さにかんがみ、被害状況の把握のための現地調査を行うとともに、対策の早期かつ円滑な実施に努めているところでございます。

具体的には、天災融資法及び激甚災害法の早期発動、二番目に、農業共済金の早期支払いについての指導、三番目に、つなぎ融資及び既貸付金の償還条件緩和についての関係金融機関等に対する依頼、四番目に、被害を最小限度に食い止めるための技術指導等の措置を講じてきております。

今後の措置といたしましては、これまでに講じた各種対策の円滑な実施に努めるとともに、自作農維持資金の融通につき、被害の程度、被害農業者の資金需要を踏まえ、実態に即して適切に対処するなど、被害農家の経営再建に努めてまいりたいと考えております。

なお、果樹の樹体被害に関し、農林水産省の試験研究機関による最近の現地調査によれば、木全

体が枯死し改植が必要となるものは少ない見通しでありますが、現時点におきましては被害樹体の萌芽の状況が十分明らかになっておられないこともあり、今後ともその推移を慎重に見きわめつつ、適切な対応を行ってまいりたいと存じております。

以上でございます。

○田邊委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中恒利君。

○田中(恒)委員 ただいま御報告のありました二月末以降の、特に西日本、さらに東北等におきます寒波の災害につきまして、一千二十一億という被害額が現時点で把握をされておるようでありますが、昨年暮れの豪雪、冷害に引き続いて、相重なる異常気象下の災害が見舞っておるわけですが、これにつきましてはいま要約御報告を受けましたが、農林省として、この災害の特徴と、特にこれからの対策の大きな柱になるような事項につきまして、重ねて御報告をいただきたいと思ひます。

○志賀(節)政府委員 ただいま高畑審議官からも説明がございましたとおりでございますが、今回の被害において特に顕著なのは、柑橘類の落葉、枝の先端の枯れ上がり等の樹体被害がその大きな部分を占めている、それが特徴でございます。

この被害に対する対策といたしましては、四月十七日にすでに発動いたしました天災融資法、それから激甚災害法による激甚災害の指定、これも同じく四月十七日でございますが、それから農業共済金の早期支払いについての指導、また、すでに貸し付けてございます貸付金の償還猶予等の条件緩和についての指導等の措置を講ずるとともに、被害を最小限度に食い止めるための技術指導をあわせ行うなど、対策に万全を期しておるところでございます。それが農林水産省として講じておる対策でございます。

○田中(恒)委員 いまお話のありました特に天災融資法の発動が四月十七日に行われまして、今回

の寒波の災害の発生時点からいたしますと、大変早い時期に天災法の特に激甚地の発動がなされて、最近災害については大分対応が早くなつておる、そんな感じは私もいたしますし、現地で非常に災害対策として喜んでおると私も思ひます。思ひますが、この災害の特徴は、いまも御報告がありました樹体の被害であります。御承知のように温州ミカンが非常に多いわけでありますが、温州ミカンにつきましては、過剰だということとで転換の施策が農林省でも進められ、何にかわるかということでネーブルとかハッサクとかポンカンとか、こういう中晩柑と普通称しておりますが、そういうものへ温州の木に高接ぎをして何年かたつてきたところへ、この寒波が来たわけですね。

そこで、樹体でありますから、柑橘は永年作物で、これが立ち直るためには恐らく早くて三年、普通五年程度の歳月が必要なのではなからうかと思ひます。したがつて単年度対策というわけにはいきません。特に当面枯れてしまふのか生き延びるのか、先ほどの御報告では、全部枯れるのは少ないのではないかと、こういう技術者の報告等も寄せられておりますが、なおまだ現地ではどうなるかわからないということでありまして、余りいろいろな手もつけられないという技術的な問題もあつて放置しておる。だんだん枯れ枝がたくさん出てきて、地区の関係者はどうしたらいいのか、いまなお戸惑つておるという状況であります。

そこで、樹体被害について当分事態が推移しなければ対策が立てられないという意見もあります。しかし、現地ですすめようだめだということとで伐採をしておる農家もあります。あるいは私の県などでは、すでにもう温州ミカンについては見切りをつけて、極端に言えば、落葉果樹あるいは野菜などへの転換計画を策定して、これに必要な団体などの援助の体制も、資金も含めて考えられておる動きも出てきております。

そういう事情を見ますと、できるだけ早急に政府として、いま述べられました事項にとどまら

ず、特に昨年の豪雪に伴つていわれる森林の折損木に対する激甚法一部改正が議員立法で提案をされ成立をしておるわけでありまして、森林と果樹園とは公益的な側面で違ふ、こういう意見がございますけれども、いわゆる木であることには間違いないのでありまして、そういう意味ではこの折損木に準じた特別な措置をぜひやつてほしい、こういう要望がございます。

いま一つは、日本の農家はほとんどであります、特に果樹地帯もこれまで非常にたくさん資金を借りておりまして、天災法あるいは果樹植栽資金、近代化資金、いろいろございますが、いわゆる融資よりも何かの助成をしていただかなければ再起ができない、こういう声が市町村なり県なりあるいは団体から強く要請をせられておるところであります。

そういう意味も込めまして、この際、樹体被害に対して何らかの特別措置をお考えいただきたいということを災害特別委員会などで各党から強く要請をせられ、災害対策特別委員会小委員会はきようこの件についての各党の話し合いを正式に持つ、こういうことになつておるはずであります。農林省としてこの樹体災害に対する特別措置として何か検討せられておるかどうか、この機会にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○高畑政府委員 先ほど御指摘のように、今次寒波等の災害の主たる特徴は樹体被害にあるわけでございます。樹体の改植等の必要な農家に対しては、農林漁業金融公庫の果樹植栽資金、それからまた、先般発動を決定いたしました天災資金の融資がございまして、これらによりまして生産の早期回復に努めるというのが現在の方針でございます。このように公庫資金などで対応できることになつておりますので、特別な補助等の助成につきましてはむづかしいというふうに考えておるわけでございます。

なお、現時点におきましては、被害樹の萌芽の状況等がなお十分明らかでないということでもございまして、今後ともその推移を見守つてまい

りたいと考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 どうも災害が起きたときからほとんど前進しない御返事ですが、当委員会はこの問題初めてですけれども、災害の特別委員会では、この件については各党ほとんど一致をして、国土庁、農林省に対してこの寒波災害については何らかの特別な方途を講ずべきである、少なくとも折損木に対してつた措置に準じた措置をとるのが政府の取るべき方向ではないか、こういう指摘があつて、もう少し事態の推移を見て検討したいとまではおたくの方は言つてないかもわからぬけれども、全体としてはそういう方向で進もう、こういうことになつておると思ふのです。ですから、激甚法に伴う天災融資なり果樹植栽資金なりいろいろございます。ございしますが、それではなかなか事足りない。こういう状況に立つて、農林省として、当該担当局として、ぜひこの樹体災害に対しての何か新しい施策を打ち出してほしいということなのでございまして、具体的にすでにきよう関係知事が寄つて正式に要請を決めると言つてもおりましたし、すでに団体、関係県、市町村からは相次いで、いわゆる高接ぎなりあるいは改植に対して新しい助成措置を講じてほしい。国の促進事業でミカン園の転換をやつて二年か三年したら災害でこれまたつぶれてしまつたわけですから、それをもう一度やり直さなければいけません。ところが、それをもう一度ミカンの転換促進事業を対象にしてほしいと言つておるけれども、これもなかなかできぬと言つておるわけでしょう。ですから、何かこの際、こういう災害に対する方策をやはり打ち立ててもらいたいというの、山林の際に立てた考え方と余り変わらないうの、そういう意味で言つておるわけでありまして、この高接ぎ、改植などについての、被害園に対する再生処置についての助成、あるいは樹勢が非常に弱つておるわけでありまして、木が弱つておりますから、樹勢を強くするために、技術的にも、あるいは肥料なり農薬なり、あるいは土壌の管理などについて別途いろいろ

を平均いたしますと、一戸当たり四百五十万であります。件数にいたしますと一万六千四百七十七件の金を千六百九十一戸の農家が借りておるわけです。ですから、お金をたくさん融資をして貸してあげますということだけでは済まないし、それから、ミカンというのは基本法ができて以降政府が特に農林省が非常に勧めたわけです。そして、果樹の計画がこの七、八年、十年近くからは次から次へと初めの計画から変わって、米に次いでこれはもうだめだということで、今度は転換をさしようとしておるわけです。そういう政策路線に垂つてこれは拡大してきたことも事実なんです。

そこへ持つてきて災害である。しかも、普通の災害と違つて樹体が、木が痛めつけられてきたと

こう思いますので、ぜひはつきりしてもらいたい
と思うし、できれば、たとえば一つの園に対して、
その地域の共同作業班のようなものを編成して、
そこへ行って、この園はこのままもう枯死するから
全部改植しなければいけないとか、これは何と
か生き延びるからこういうふうな対策を立てよう
とか、こういう地域地域の一つの被害園の再生復
旧事業のようなものを起こさせて、それに対して
は、県も市町村も団体も国も、何らかの責任を持
ってひとつ一緒にやっていこう、こういうものを
ひとつぜひ検討していただきたい、こういうふう
に考えておるところですが、これらも含めてもう
少し前向きの意見をこの際ひきつお示しをいただ
きたいと思うのですが、政務次官、どうですか。

進んだところまでいってないと思うのです。だから、こういう災害を一つの経験にして、農政としても、農業というのはやはり災害対策というのがあつて現地や関係県からこれほど強い要請が出ておるのであれば、前向きに当然取り組むべきであるし、すでに今度の、果樹の樹体だけじゃないのと、これは森林の木が折損をして雪でやられたというのと実態は変わらぬわけですから、山は公益性があるのだということで一定の理屈をつけたというだけでありまして、変わらぬのですから、何か今回の樹体災害に対する別途な助成の処置を、ひとつこの際、当局としてはつきり打ち立っていただきたい、こういうことを重ねて申し上げ

しかしながら、近年の中晩柑類の生産動向を見ますと、温州ミカンからの転換を中心に栽培面積が急増していることもございまして、このままの勢いで植栽が進みますと、中晩柑類につきましても生産過剰が懸念されるという状況にあるわけでは

あります。したがって、今後、中晩柑類の植栽に当たりましては、各府県におかれまして、先般定められた基本方針に即して定められ、県計画の範囲内で植栽を進められ、同時に、中晩柑類の栽培適地を選んで実施するように指導をしておられる状況でございます。

○田中(恒)委員 少し細かい災害対策について御質問いたします。

天災融資法が発動されておるわけでありますが、天災融資法の使途、使い方、関係者には、もう少し応用のきく方法はできないのかという声が案外強うございます。これは生産関係に対する災害資金、こういう性格があるのでありますけれども、災害であるからもう少しそれぞれの自主性に、借りた金は返すのでありますから、任せてもらえないのか、こういう意見が、一二ございます。

これも理屈を言えはむずかしいのでしようが、たとえば自家労賃で災害復旧をしたら、これは経費の中に入らないということで資金の枠が制限されていく、こういうようなことについても何かいい方法はないのか。いまは人を雇って復旧をやるなどというところは、実際農村では、人は皆少い時間もあれば土方に行つて、自分のところの園の復旧事業をやるのに人まで雇つてというのはないので、皆自家労働でやつておるのです。だから、雇用労賃は認めるが自家労賃は認めないという点も、理屈を言えはむずかしい、わかりますけれども、何か応用動作は考えられないのか、こういう声もありますので、この辺もひとつ考えたいと思います。

それから、天災資金の償還期限であります、激甚地の場合は四年から七年ですが、そういうことになっておられますが、これも果樹などの場合は、完全に再生をしていくのに、長いものになれば七年も八年も十年も一〇〇%もとへ戻るのははかると見なければいけません、再生、転換などを行います。

〔委員長退席、菊池委員長代理着席〕
ですから、これももう少し期間を延長してほしい

という要望もございます。こういう点もいまずぐできればいいと思います、十分検討をしていただきたいと思います。

それから、やはり自作農維持資金というものが比較的農家、災害関係者にとりましては、生活資金がないわけですから、一番困るのは、生産資料、生産関係の費用もさることながら、災害者は生活資金でありますから、そういう意味で、比較的余裕を持つておる自作農維持資金のありがたさというものが非常に求められておるようであり、また、この今次災害についての融資の枠はどういうふうになっておるのか。それから、相当借りておりますから、限度枠を切り上げなければいけないと思うのですが、そういう貸付限度の上乗せについてはどういうお考えなのか、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○矢崎(市)府政委員 融資の関係で幾つかの御質問でございますが、まず、天災融資の問題でございます。

対象をできるだけ弾力的に広げるようにという御指摘でございますが、御案内のとおりこの資金は、農家が経営に要する資材等の購入によります経営費を、現金を出す場合に、災害を受けた方はなかなかそれができない。それにかわつて、できるだけ低利でそのめんどろを見ましようという仕組みになっておる制度でございます。そのために、対象といたしましては、私どもできるだけ弾力的に広げてカバーするようにという運用をしているつもりでございます。

ただ、御指摘のようないわゆる自家労賃につきましては、現金支出を伴うわけでございせんので、この天災融資の中でその問題のめんどろを見ましようというところは、なかなかむずかしいのではないかと私も思つておりますが、そういう場合に備えての自作農維持資金という制度がございますので、こういうものによつて十分にその辺の対応が可能なるように、弾力的な資金の組み合わせによります運用を図つてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

次に、償還条件でございますが、特にその償還の期限が短いという御指摘でございます。果樹の場合は、比較的に制度の中では長く償還期限をとつておられて、一般に對しまして五年ないし六年、さらにそれが激甚になりますと六年ないし七年というふうな措置をとつております、また、連年災で、すでに前に借りております天災融資が償還期限にきているような場合につきましても、その返納については二年の範囲で延納も認めようという対応もいたしておるわけでございます。

また、今度の状況におきまして、特に運用措置として、七年の中で、通常は据置き期間というのはいないわけでございますが、三年間の据置き期間を設けるといふふうな、そういった弾力的な措置も私どもはとり得るところはとつておるつもりでございます。ただ長い目で、制度自体が本当にマッチするかどうかという御議論はあらうと思ひますので、そういう点につきましては、また今後とも将来にわたるいろいろな研究はしてまいりたいと思つております。

それから、自作農維持資金でございますが、これにつきましては、一応の災害に對応いたしますが、枠組みというのは現在でございますが、今般のような大きな災害になりますと、通常のその枠組みでは間に合はないのが通例でございます。そういう場合には特別枠を設けるといふふうなこともいたしておるわけでございます。また、それに関連いたしまして、災害の場合には、貸付限度についても通常の六十万が百五十万円というふうなことで災害につきましても特別の限度になっておるわけですが、それでも大きな災害の場合には、地域によりまして対応できない場合があるということ、過去におきましても、さらに特別的な貸付限度を地域によつては設定するというふうな運用をいたしたこともございます。私ども、今般の豪雪及び特に寒波あわせましてその種の措置が必要であらうというふうな考えておりまして、現在鋭意検討いたしておりますが、災害特別枠の設定なり、それから貸付限度の特例の設定なりにつきましては

も、前向きに取り組みたいというふうなことで、いま詰めをいたしておるところでございます。

○田中(恒)委員 この自家労賃は、たとえば共同でそれぞれ自分のところもやる、お隣の園もやる、こういう共同作業でやつた場合には、これは構いませんね、そういう場合には。

それから、自作農維持資金の特別枠、限度枠の上乗せ、これはいまいどうですか、いつごろまでに時期がわかりますか。

○矢崎(市)府政委員 自作農資金の場合におきましては、資金需要もさることながら、個々の農家によりまして、現実的にすでに過去において借り入れているものがどれだけあるのか、それがまた府県別あるいは地域別によつて実情が違つておりますので、その辺もよく十分洗い立てまして、綿密な検討の上で設定をいたしたいというふうな考えでおるために、天災融資よりは通常これはおくれるのが常でございますが、しかし、やはりいつまでもというわけにはいきませんし、できるだけ私も早期にいたしまして、今月のうちにもそういう具体的な設定をして府県にお知らせするように、こういうスケジュールのもとに作業を詰めておるところでございます。

○田中(恒)委員 いろいろと対策をお考えいたしておるわけですが、これまでの借入金金の償還延長などをめぐつて利子補給の役割りというのものは、やはり大きいわけでありまして、このミカン転換農家安定資金等利子補給事業、これを今回の災害に少し弾力的に運用をさせてほしい、あるいはやつてもらいたい、こういう声が出ておるわけですが、この内容は、比較的これ、非常にこの災害の対策にぴたり合つておるような気がするわけですが、これを少し今度の災害に適用させるような、これまで幾つか積み立てておると思ひますが、処置をお考えになつていないでしょうか。

○高畑府政委員 ミカンから他作物へのミカン転換農家経営維持安定資金等利子補給事業を行つておりますけれども、これにつきましては、今次災害の被害農家に適用できないかというお尋ねかと思

いますが、この事業は温州ミカンの需給バランスを回復するために、ミカン園転換事業を補完するというところで、転換した農家の経営の維持安定のための低利融資を図るという趣旨でございまして、災害対策として、これに適用するということとは困難かと存じます。やはり救済措置につきましましては、果樹共済制度もございまして、天災資金それから自作農資金もございまして、これらの制度の活用によりまして対処するという考え方でございます。

○田中(恒)委員 既存の制度、内容の中でやればそれにこしたことはないのですけれども、それではなかなか思うようにやれないから、特別な処置をしてほしいということ、同時に、既存のさまざまな制度の中で最も集中的にやれるようなものを考えてほしいという声が強いわけですね。私は、やはりこういう新しい作物部門については、全国的なものでもないし、今度の災害は額には非常に大きい、一千億を超しておるわけですから、しかし部分的で、たとえば愛媛県などでも私の選挙区などは実は余り影響を受けておりません。非常に部分的であります。しかし、受けておるところの度合いは非常に重いというのが、関係県で一つの大きな特質だろうと思うのです。そういうところはあの手この手のものを使って何とかこの危機を乗り切つて、もう皆くたつとなつてゐるわけですから、この方向をひとつつくり出したい、こういうことではないかという知恵を集めて要請事項を明らかにしておるところでありますから、ぜひこれらの問題も含めて検討していただきたいと思ひます。

それから、先ほど果樹共済の問題が対策としても出されておりましたが、稲の災害の場合は確かに共済制度というものは大きな支えになつて、被害があつてもその大半はこの共済金で賄う、こういうことになつておりますが、果樹の場合は共済の加入が御承知のように非常に少ない。これは樹体については一割を切つておる。果実についても二割内外の加入率で、この果樹共済金というものが

がどれだけ適用されるかというところ、ほとんど微々たるものであるというところに、当面の災害対策の一つの問題があるわけですね。

同時に、この果樹共済というものになぜ皆さんが入らないのか、入っていないのかということも、果樹共済の内容についてももう少しこの制度をこの際やはり考え直さなければいけない点があるのだと思ふのです。これは水稲のように技術や収量が平準化しておりませんから、いわゆる園によつて地域によつて収量なりあるいは技術水準なりさまざまであるところに一つの大きな問題があるわけでありまして、今後のこの果樹共済制度の運用について、やはり方向としては、果樹農家がこういう異常な事態に遭つたときに共済でもつて一定の、最低の収入は支えられるという条件をつくらせるといふことは必要でありますので、共済に入らせるといふことは必要でありますけれども、しかし、入りにくい、入つても役に立たないという実態があることもまた事実なんでありまして、だから、そういうものを含ませて、この果樹共済制度の抜本的な改正と、これからのやはり運営について、ひとつ御意見を伺ひたいと思ひたい、こういうふうな思ひます。

それから同時に、やはり共済の問題であります。野菜とか特作についての施設園芸というものが、私はこれからやはり相当伸びてくると思ふのです。これに伴つて施設共済というものが最近設計をせられてきて、これは加入しておる人も相当多くなつてきております。しかし、この施設共済をいろいろ聞いてみると、需要が非常に多くて、需要が多いということは関係者から喜ばれてゐるということでありまして、逆に共済会計が赤字で将来の運営について非常に心配をしてゐる、こういう関係者の意向が非常に多いわけでありまして、そういう意味で、この施設園芸などに対する共済制度の今後のあり方についてもこの機会に明らかにしておいていただきたいと思ふわけですね。

○矢崎(市)政府委員 共済の関係につきましては御質問でございまして、水稻の共済の場合は、御

指摘のとおり実は当然加入制度をとつておるわけでございます。災害が起つた場合にはそのために非常に困る補給され、こういうメリットが出てまいります。それに對しまして、果樹共済の方はいわば農家の任意加入、お入りになりたい方に入つていただく、こういう制度、仕組みをとつてゐるために、実は加入率が問題になるわけでございます。果樹共済は制度が充足しましたのが四十八年でございまして、まだその他の共済制度に比べますと日が浅いということもございまして、私も浸透には十分に努力してゐるつもりでございますが、必ずしも農家の方にはまだ本當にその必要性というものが御理解いただいていない面もあるというふうな思つております。

しかし、御指摘のとおり、特に技術水準の高い專業農家にとりまして、現在の、これまでの果樹共済制度というのいろいろの問題をはらんでいて魅力がないという点もあるのではないかと御指摘は、かねがね私も実は受けておりました。その点でできるだけ魅力のあるものに改善すべきものはしよう、こういうことで、昨年農業災害補償制度の一部改正をお願いしたわけでございます。この中身は果樹共済の関係がほとんど主たるものでございまして、それまでの関係者の御意見等を踏まえましてかなりの改善措置をとつてきたつもりでございまして、今後、このせつかく改善されました制度を基軸にしまして、また、今般のような災害が起りますと非常に共済の重要性というものは御認識いただけるというふうな思つております。まさに御指摘のとおり、災害に對しましては本来は災害の共済制度というのがその中心になる制度として支えていくべき性格のものでございまして、私も全く同感でございまして、そういう意味でこれからも引き続きひとつ加入促進には努めてまいりたいというふうには思つております。

次に、園芸施設の関係の共済制度の問題でございますが、これもまだ制度といたしましては充足いたしたばかりでございまして、必ずしも十分な

ものではないという点は御指摘のとおりでございますが、実は本年度からの引受部分として、政府と連合会との間の持ち分関係改善いたしました。従来五〇%以上の災害でなければ連合会にお願いして政府が持たないというふうになつておりましたのを、三〇%に引き下げるというふうな改善もいたしております。さらにこれからのいろいろなこと、この施設園芸の関係につきましましてはできるだけ制度になじむ形でどこまで改善が可能かということも研究し、詰めてまいりたいというふうな思つております。

○田中(恒)委員 果樹共済は、この間の法改正で確かに一定の問題点の打開のようなものができておりますけれども、しかし、なお果実の価格形成が市場取引で非常に差がありまして、どこの地域の単価でいくかということと同じ地域でもさまざまでありまして、よほど趣旨を徹底させて、さらにその辺の問題をいろいろな点で克服するような条件を今後とも検討していただかないと、いまの二〇%内外の加入率が倍になり、三倍、四倍になるといふわけにはいかないような気が私はしてなりました。そういう点で、なお十分御検討いただきたいと思います。

それから、今回の寒波災害を通して、これからもそうでありまして、当面の処理もそうでありまして、やはり技術陣営を、相当力を入れてこの復旧の対策に技術的な指針を示していただかなければならないと思ひます。農林省もそういう意味で、現地に関係者を派遣して状況を把握せられておるようでありまして、寒さに対する柑橘の技術指導指針といったようなものをこの際少し本格的に検討していただきたい。非常に樹園地が広がつて、従来であれば柑橘などの適地ではないと思はれるところへずつと植えておるといふ実情になつておりますので、これはこのままではいかんかどうかということも一つございまして、同時に、この寒波災害を契機として、従来は果樹園に対する防風林を整備しない、こういう程度のことであつたのですが、もう少し本格的に防風栽培について

のいろいろな技術指導陣営の指導方向というものを明確にして徹底をさせていただきたい、こういうふうな思いです。この点、技術センターなどを中心に試験研究、開発に力を入れてほしい、このことを特に要請しておきたいと思ひます。

それから、気象庁が来ておると思ひますが、昨年、冷害から豪雪、寒波と一年間に三度も非常に大きな災害に見舞われたわけですから。この異常気象は日本だけではなくて世界的な傾向である、こういうふうな言われておるわけでありますが、この異常気象というものは一体どこに原因があるのか。こういう点については、気象庁を中心になんか研究、対策を立てられておるのか。それから、災害が起ると、これは被害額で見てもはっきりしておりますように、農作物に対する被害が圧倒的に多いわけでありまして、気象庁の気象速報、気象予報、通報のあり方がいまだどういうふうになっておるのか。

私は、やはり農作物農業気象速報といったようなものの的確に、寒波などの問題は相当事前にわかると思ひますので、関係地区に対する徹底をすれば、今回の寒波は相当ひどいものでありまして被害も大きいわけですが、しかし、技術者に聞いても、木が傷むということは零コンマ以下の気温の差で傷むところと残るところとあるというところでありまして、もし早くわかつておれば、熱心なところはタイヤを燃やしたり園を守るために必要な処置をするわけでありまして。そういうことを考えると、農業気象速報のあり方というものについてもう少し力を入れていただかなければいかぬのじゃないか、こう思ひますので、この点について気象庁の御意見をお聞きしておきたいと思ひます。

○尾崎説明員 先生の御質問にお答え申し上げます。農業と気象は密接な関係にございますので、気象庁は情報効果的な伝達に努めておるところでございますが、農業に関する気象情報は、都道府県の農林担当部局と地方気象台で組織しております。

す農業気象協議会というのがございますが、ここでも前もってどのような通報をするかについて討議をいたしまして、これに基づきまして地方気象台が農業気象通報として地方気象台から都道府県の農林担当部局に通報いたしまして、これを受けて都道府県がその伝達組織を通じて農業者団体に伝達している現状でございます。

なおこのほか、たとえば異常低温あるいは霜、こういった農作物に被害が予想される場合におきましては、注意報を発表いたしまして、テレビ、ラジオ等で広く一般に御通知申している次第でございます。

○田中(恒)委員 いま言われたような仕組みがうまくなされておらないのじゃないですか。そういうふうにはなっていないことですが、農作物の被害が予想される場合、気象庁の方から作物気象についてのいろいろな通報などがあつてということ、災害に余り聞かないですね。だから、いまお話ししたようなことをひとつ徹底して進めたらうように、災害が起れば確実に農作物の被害がぐつと乗せてくるわけですから、テレビなどで台風が来るあるいは雨になるといふことはよくわかるのですけれども、それが作物に影響するような場合には、別途に県なり関係指導機関に速報を流していただいて、万全の対策をとるよう特に要請しておきたいと思ひます。

時間が参りましたので以上で質問を終わりたいと思ひますが、この寒波災害の一つの大きな焦点は、前段ちよつと御要請をしております樹体災害というものの対策が、現状の災害対策では非常に立ちおくれおるのではないかと、この点に私は私どもは理解をいたして、党としてもいち早くこの点について農林大臣に要請をし、農林大臣も意見としては全く同感である、こういう御回答もいただいておりますが、ぜひ樹体災害に対処する方策を、この災害を契機として道をひとつ切り開いていただきますように、これは何れも今度の災害の救済措置ということだけではなく、今後日本の農業が新しい局面で当面をしてい

く災害の恒久的な道筋になっていくと思うので、そういうつもりで取り扱っていただきますことを特に重ねて御要請をして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○菊池委員長代理 井上普方君。

○井上(普)委員 私は、このたびの寒波によります柑橘類の被害についてお伺いしたいのであります。私どもの徳島県におきましては集中的に寒波が参りました。零下十三度というものが七、八時間続いたということで、先ほども政府委員並びに委員の皆さん方にお示ししました写真が示しますように、大体温州ミカン関係におきましては九〇%の被害、それからハッサクは一〇〇%、スダチは八八%というような被害をこうむつておるのであります。

そこで、先ほど来から専門家であります田中君の質問に対する御答弁に對しまして、どうも納得できない点が多々ありますので、再度お伺いしたいと思ひますのであります。

このたびのミカンの樹木の被害、これがほとんどであります。そうしますと、皆さんに写真をお見せいたしましたように全滅なんです。これは改植しなければならぬ。改植するということになりますと七、八年は大体収穫は全然ない、こういうことになるのであります。その間、農民は一体何で飯を食つていくかという悲惨な状況になるのであります。特にこの地帯は、徳島県におきましては百三十年の歴史を持つ温州ミカンの先進地でもあります。昭和六、七年ごろに農村の復興というところで政府も援助いたしました。勝浦町のごときは全町がミカンで飯を食つておるというところなんです。それが今後七、八年の間何れも収穫がないということになるのであります。農林省、こういう農村に対しては一体どうやうつらいと思ひますか。政務次官、どうしたらいいのですか、ひとつお伺いしたいのです。

○高畑政府委員 今次寒波の災害につきましては、現地調査も行いまして、それからまた各方面からの御要請等もいろいろ行われまして、これに對する対応をしまいつておるわけでございます。それで、今回の被害に對します対策といたしましては、すでに御説明いたしましたとおり、天災融資法の発動、激甚災害法の発動、その他災害共済金の早期支払い等につきまして措置をしておるわけでございます。

さらに、どのような対応をという御指摘でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、国会の御質問、御指摘等もございまして、いろいろ内部的には研究いたしておりますけれども、従来の前例あるいは災害に對します現行制度の体系等から見まして、補助という手法による対応が困難であるというふうな考へておるわけでございます。御指摘のように、特に著しい被災地域におきましては、落葉あるいは枝梢の枯れ上がりといったほかに、樹全体が枯死するというものもあると見られますけれども、全体的にどの程度樹全体が枯死に至るか、あるいは萌芽によりましてまた再生する樹も相当出るといふことも過去の災害等の経験に徴しますとございまして、そういった被害樹の萌芽の状況等も十分見きわめる必要があるということ、現在その推移を見守つておるような状況でございます。

○井上(普)委員 ただいまお見せいたしましたその写真は、四月早々に撮つた写真なんです。私はこの連休中に実は被災地を見まわりましたが、いかにも芽は出てきています。少し出ています。芽が少し出てくるものもあるのですが、しかし、これも過去の例から言うならば、樹体が傷んでしまつておるのだからだめだ、こう試験場では言うのです、果樹試験場もそこにあるのですから。これは全滅です、こう申しておられます。そこで私は、一体農民は何して飯を食つたらいいのかということをお伺いしたい。今後七、八年の間、改植すると思つたと、一体どういふようにしたらいいのだ。天災融資法の発動であるとかあるいはまた自作農維持資金であるとか、それでは

間に合わぬのではないですか。百三十年続いたミカン地帯をもとに土地のようにするには一体どうすればいいのだ。いまのお話では、現在の補助金によるようなやり方では対応はできない、こうおっしゃるが、一体どうすればいいのです。

およそ明治以来の農林省の農政の指導というものは適切に行われておった。農林省の特に技術屋さんがこれをつくりなさいと言ったら、大体それを農民が忠実に守ってきた。そのために日本の農業というものは非常に進んだのだと私は思います。この点、農林省の改良普及員の諸君の御努力というものは、農民にそれだけの信頼を与えた技術屋さんは世界にもそう例はないのじゃないだろうか、日本にもそう例はないのじゃないだろうかと思うくらい優秀であつたと思う。しかし、いままで二十年間の指導員というのは一体どうだったのだろうか。ミカンがいいと言えれば全国にミカンを植えてしまつて、それでだぶつかせてしまふ。ブドウだつてつくれば、ああブドウがいいわということだつてしまつてしまつてしまつて、だぶつかせて国内で余つてしまつてしまつて、お上に對する信頼というのは失われてきておる。これはいまの農林省の役人の諸君は考えていただきたい。明治以来延々として続いていた農林省に對する農民の信頼というものは一挙にここで崩れ去つておるのが現状ではありますまいか。先輩諸君に對しまして農林省の役人諸君の深刻なる反省を私は求めたいと思う。

それはともかくといたしまして、いまの田中君に對するお話によりますと、私への答弁にもそうですが、ただ内部的にいま検討しているのだ、あるいはまた過去の災害の実態を調べますと芽が出てくるのではなからうか、こういうようなことをおつしやつてゐる。一体どこに技術屋としての良心が出てきてゐるのです。私はこの質問をするに際しまして、現地にあります果樹試験場に行きまして話を聞いてきた。現地では、とてもこれじや芽が吹いてきてまだめです。恐らくこの秋になりましたならば全部枯れることは間違ひございませ

んと太鼓判を押している。一体、農林省本省における役人諸君の姿勢が問題じゃございませうまいか。

そこでお伺いするが、内部的にいま検討していると言うが、具体的に何を検討しているのです。この点ひとつお示しを願ひたい。

○高畑政府委員 先般来の国会の御質疑あるいはお申し入れ等によりまして、改植を要する被災農家に對しまして助成によつて改植等進められないかという御要望なり御指摘があるわけでございませう。それにつきまして過去の例あるいは現行の災害対策の体系というものに照らしまして内部研究してゐるわけでございませうけれども、五十二年に総額におきまして今年を若干上回る程度のやはり寒波災害があつたわけでございませう。樹体被害も総額としましては今回を上回るような被害があつたわけでございませうけれども、五十二年の際も、災害対処といたしましては、天災融資法、激甚災害法、自作農維持資金制度等によりまして対応していただいておりますという、前例から申しますと、そういう状況になつておるわけでございませう。

そういうことで、現在の体系、それに先ほど先生、被災農家は今後その七年、八年をどうしていくかというお尋ねでございませうけれども、これにつきましても、現在の災害対策の体系の中では、公庫資金の中に果樹植栽資金というのがございませう。これにつきましては、災害果樹農家に對しまして二十五年度という非常に長い償還期間で低利融資をするという制度があるわけでございませう。このような現行制度の活用によりまして現在に對応できることになつております。そういう現行制度の中で、今次災害、特に樹体の今後の萌芽、それがさらに樹体として回復できるかどうか、回復できるものそれから枯死に至るもの、そういうものの状況がいまひとつ十分明らかにされておらないという段階でもございませうので、ただいま御指摘がございませうように、地域的には枯死だというものもあるかと思ひますけれども、全体の状況を把握してまいる必要がありますので、なお

その情勢を見ておるという状況でございませう。

○井上(普)委員 内部的に検討するといふ田中さんに答弁するし、私に答弁したけれども、内部的に何ら検討してないじゃないですか。いかにやつておるようなことを言うけれども何もやつてない。

それから、五十二年の対応できるだろうとおつしやいますけれども、五十二年の災害と、私は果樹試験場で聞いてきたのだ、少なくとも徳島県においては問題になりません。五十二年のときはいかにも秋になつて高接ぎすればあるいは枯死した枝を切るとそこから芽が出てきた、そして助かるものも半分ぐらゐあつた、こうは申しておりませう。しかも、五十二年のデータと今度のデータと両方突き合せての話なんだから。これはとてもだめです、こう申しておる。審議官、あなた技術屋さんですか。技術屋さんならわかんと思う。問題にならないほどの被害なんです。全村それなんです。

そこで、当然ここにおいては、先般行われました豪雪被害による折損木と同様な処置が行われてしかるべきだと私は思う。先ほどこれにつきましてはむづかしいようなことをおつしやつていまして、あなたも、やるべきだと私は思うのですが、政務次官、いかがです。先ほど写真をお見せして、あなたもびっくりしたような顔をされておつたが、当然、折損木同様な処置がなされてしかるべきだと思ひますが、どうでございませう。

○志賀(節)政府委員 確かに、先生から御郷里の大変な樹体被害状況をお撮りいただいた写真を見ればかと思ひます、被災農家に對する私の同情の気持は余りあるものでございませう。ただ、いままで農林水産省事務局からお話をいたしてございませうと、現段階でまだすべてのデータが相整つたというふうには理解をしていないわけだと思ひます。すべてのデータが整ひ、かつ、ただいま井上先生は試験場の方で五十二年のデータと今回のデータと突き合わせたということをおつしやつておられました、五十二年のはすでに完

結した上に出てきたデータであると私も理解をいたしますし、今回のデータはまだ完結した上に出てきたデータではなくて中間的なデータであるという理解なのでございませう。しかがいまして、やはり完結したデータに近いものを求めて、その上に立つて私どもは判断を下さなければいけない、こういう考え方でございませう。

○井上(普)委員 五十二年の被害の状況と現在の被害の状況とを比べてゐるのです。そして研究データを調べて、結果、問題にならないぐらひひどい、こういうことなんです。認識が薄過ぎますよ。それはもう枯死なんだから、これじゃ芽が出てきません、出てきてもこれはだめですというのが実態なんです。私も、一体樹体が傷むというのはどこが傷んでゐるんだと聞きました。そうすると、新皮の中にある細胞の浸透の状況が狂うのです。浸透が狂うのだつたら細胞膜が傷むのかどが傷むのかと言ひましたら、遺憾ながら、実はそこまではいまの植物学ではなかなかわかつてないんだなんて申しておりました。もう少しそこあたり農林省調べてみてゐるのかと言つたら、いや農林省から何もそういうような補助も来ておりません。データも出ておりません、こう申されておりました。おかしいな、もう少し植物病理学的に調べておるのかと思つたけれども、調べてない。しかし傷んだところはわかるか、どれぐらゐの傷みが五十二年あるいは昭和六年と、昭和六年にはここには試験場がなかったのだから恐らくわかるまいが、全国的なデータを調べてどういうようになつてゐるかと言つたら、いやこれほどひどいことではございませう、こういう話なんです。

あなた方、とにかく寒波で傷んだけれども、實際基本的な資料というものは、試験場の学者諸君、研究員の趣味ぐらゐにしか補助金は与えてないやうなんです。これじや本當の被害は一体どういふものであるか、これを直すにはどういふやうな品種改良をやればいいのか、あるいはまた肥料をどういふやうにすればいいかというやうな指導もなかなかできはすまいという感が私はした。それはと

もかくといたしまして、五十二年の被害と今度の被害とは全然違う。程度が違う。程度というよりも質的にも違ってきている。こういうのが研究員の話でございました。

そこで、そういうことを申してもしようがないのですが、これは改植する以外に道はない。とするならば、五十二年の災害というものは、少なくとも今度の災害に対しては余り参考にならないということに相なるという結論が自然に出てくるのであります。

そこで、いますべてのデータがそろってないのでもまだ対策が講じられないのだと申されます。いつが来たらすべてのデータがそろうのですか。政務次官、いつが来たらそろうのですか、ひとつ御答弁願いたい。

○高畑政府委員 具体的にいつまでとまではつきりとは申し上げられる段階ではございませんけれども、各都道府県、団体等を通じて、萌芽の状況、その他樹勢回復等検討に必要な資料なり現地の情報につきまして早急にいただくように要望しておりますので、極力早く検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

○井上(普)委員 私は、データがそろってないから対策が講じられないのだ、こう申されるから、データはいつそろうのだ、こう言っている。それの見通しもない。見通しないのではありませんか。これからあなたとさつきと行けばいいんだ。何もできてないのじゃないですか。どうなんです、そこらあたり。

○志賀(節)政府委員 今回の樹体被害も御承知のように気候不順から生じたことでございます。したがって、この後順調に推移するか、気候がまた不順の事態が訪れるか、これは神ならぬ身のわからぬところでございます。したがって、いつ幾日になったならばその被害状況が確定するということはお答えできないわけでございます。しかし、この事態がはつきりした場合には当然対策を講ずることができることになるわけであります。

○井上(普)委員、おかしいじゃないですか。データがそろってないので対策が講じられないと言っているのですよ。いいですか。ところが、データはいつそろうのだと言ったら、お天気次第でこれからまだわかりません、こうおっしゃる。そろったところでやりますと言つて、一体いつやるのです。そんな論理の合わないことを平気で言うのですか。論理が合わないやありませんか、あなた。データがそろってないからここにその対策が講じられないのだ、はつきりしたことを申されないのだと平気で言っている。データはいつまでにそろうのだと言ったら、政務次官あなたは、天候の不順によつて生じたので、今後の天候によつて左右されるので予測ができません。何言っているのだ。それなら何もやらないのかということだ。

○高畑政府委員 四月上旬にかけまして農林水産省の果樹試験場、九州農試、四国農試等におきまして、今次被害地域のうち特定のところへ樹勢の状況、被害の状況等につきまして技術的な調査に入っております。その時点におきましてはまだ萌芽しておらないわけでございますけれども、五十二年の際も、被災直後は激甚地域におきましては関係者も枯死するのではないかと非常に心配いたしました。その後四月から五月にかけましてかなり雨も多くて、それで萌芽しまして、結果枝も出てまいつておるといふ状況があつたというわけでございますので、やはりこの四月から五月にかけてかなり雨も多いわけでございます。そういう経過を踏まえて、その萌芽の中でも正常な結果枝に至るものと、それから、まあ萌芽したけれども正常な果樹としての機能を失うというものもあるわけでございますから、そういった見分けというものはやはりそういう四月、五月の雨の時期を経てみないと的確な判断が付きにくいというものが、五十二年のときの激甚地域についての経験であつたということもございまして、そういった経過を今回も見たいというふうにお考えおるわけでございます。

○井上(普)委員 だから、いつできるのだと言っているのだ。あなたの方は先ほど、データがそろってないがそろったらやりますとおっしゃったが、データはいつまでにそろうのだと言つて聞いているのだ。

○高畑政府委員 先ほど申し上げましたように、四月から五月にかけましての雨を経まして萌芽、それがどう落ちつくかという判断をしたいというわけでもございまして、今月いっぱいを目途にいろいろ的確な情報も集めまして判断したいと考えています。

○井上(普)委員 さつきとそう言えばいいのだよ。何だ、追い詰められたら少しづつ出していくというような態度。このたびの寒害に対する真剣な対応が全然ないのじゃないかと言わざるを得ない。私は、先ほど申しましたようにこの連休中に見てきた。枯れておつたけれども芽の生えておるのも出てきておると正直に先ほど申した。しかし、それはこの秋になると恐らくだめですというのを試験場の研究員から聞いてきて私は申しておるのです。少なくともあなたの方はそれで飯食つていられるでしょう。プロでしうが。プロがその態度は何だ。われわれは素人でも見てきているのです。被害が一体どういうふうになっているのか。あれだけ枯れておる木がどういうふうになつてきておるだらうかと思つて私は聞きに行つてきた。プロである、飯食つておるあなた方が、農民を保護する立場にある農林省の役人が、一体その態度で果たして日本の農村を、農政を守り抜く決意があるのかどうか、私は大きな疑問を感じざるを得ない。そこで、この問題につきましてはさらに次の機会において伺ひたいと思つておられます。

次に、農民が困つておるのは、改植する、全部これを切り倒さなければならぬが、その際に苗木が不足である。苗木が一本三千円から八千円ぐらゐる。こういう状況で、手当てをした人もおるけれども、手当てのできない農民もおる。これらに対しては、これは共同育苗というようなことを当然考えなければならぬが、これに対する助成ということはお考えになつておられますか。

いかがでございます。

○高畑政府委員 今回の寒害によります樹体被害につきましては、先ほど申し上げましたように、全体的に見まして木全体が枯死して改植を要するものがどの程度になるか、まだ的確な見通しはついておらないわけでございますけれども、共同育苗圃の設置につきましては、被害樹体の萌芽の状況も見守りつつ検討してまいりたいと考えております。

○井上(普)委員 これはぜひともやっていたかなければ、被害農民は苗木に困つておるし、かつまたそれによつて多額の資金が要る。これに対する余り補助金もないというようなことでございまして、この点はひとつ真剣にお考え願ひたい。続いては、もう時間が参りましたので申し上げますが、温州ミカンの転換促進事業というのがございまして、しかし、ミカンがこういうような被害をこうむり、特に勝浦町のごときは全滅しておる。しかも百三十年の歴史を持つミカン地帯。ところが、温州ミカンの転換促進事業についてこれが認められぬということになりますと、これこそ農民は踏んだりけつたりになる。でございますので、こういうような歴史的な先進地のミカンの更新は認めるべきであると私どもは考えますが、農林省のお考えはどうでしょうか。ぜひとも認めてやつてほしいと思つたのですが、いかがでございますか。

○高畑政府委員 温州ミカン園転換促進事業は、恒常的な過剰傾向にあります温州ミカンから他作物への転換を進めるといふことを目的に、温州ミカンの需給均衡を図る目的で五十四年から実施しておるものでございます。五十四年度から三カ年計画で開始したわけでございますが、昨年十二月に公表いたしました果樹農業振興基本方針によりまして、温州ミカンの需給見通しは一層厳しいものとなりましたために、温州ミカンの転換計画を強化いたしました。年次計画も五十八年度まで延長いたしております。このような状況。それから、温州ミカンから他の作目への転換という本事業の趣旨から見まして、温州ミカンから温州ミカンへ

の改植ということにつきましては、これを事業対象から除外することになりまして、今後におきましてはこれが対象にならないということになっております。ただ、五十六年度につきましては、苗木の準備をしてあったものにつきましては、特例措置として事業対象にすることにいたしております。

○井上(普)委員 五十六年度だけ特別と申しませうけれども、この地帯は百三十年の歴史を持つておる先進地で、これ以上の適地はない。ところが、あなた方が農政の指導の錯誤によってほかに温州ミカンを奨励した、そのためにだぶついているのでしよう。先進地はきゅうきゅう言っているのです。だから、温州ミカンの転換事業については、ミカンの更新ということとはぜひとも認めていただくように、五十六年のみならずやることを強く要求いたしまして、時間が参りましたので、質問を終わります。

○菊池委員長代理 武田一夫君。

○武田委員 昨年の十二月中旬から本年の三月上旬に非常な寒波の到来がございました。特に二月末、二十六、七日の西日本を中心とした記録的な低温によって、果樹、野菜等が非常な被害を受けたわけでありまして、私たちも早速被害の多かつたと言われる愛媛県を初め各地の状況をつぶさに見てまいりました。そして、状況のすさまじさ、農家の皆さんの御苦労をいろいろとお聞きしてまいりまして、農林水産大臣にはその救済対策につきまして直ちにお願いをしておるわけでありまして、政府としてやる御配慮いただいているということでありまして、この果樹を中心とした問題につきまして二、三御質問いたしたいと思っております。まず一つは、先ほど被害状況を一応お聞きいたしましたわけですが、今後これはもつとふえるものかどうか。特に樹体の損傷被害はどうなるかというはつきりしたものがわかるのはいつごろなのかという問題。これは五月から六月になると一通りわかるのじゃないかということを現地の方々には聞いてきたのでありますが、農林省としまして

ではこれをどのようにごらんになっているかという問題について、まずお答えいただきたいと思っております。

○高畑政府委員 今度の寒波の被害によりまして損傷を受けた樹体につきまして、それが今後回復できるかどうか、そういった状況につきましては、その後の樹勢の回復あるいは雨によりまして萌芽といった推移が、現在のところまだ全体としては把握するに至っておりません。これらの推移につきましては、五十二年のときの経験等に徴しまして、やはり四月から五月にかけてそういった状況を見きわめる必要があるかと考えております。

○武田委員 枯れたものは別にしまして、枯れないものが今後樹勢を回復するにはかなり時間がかかるのではないかと。聞くところによると、三年ないし五年くらいはかかるのじゃないかというようなことも聞いてきたのであります。となりますと、正常な場合と比べると農家にとってはかなりの損失なわけでありまして、こういうような状況の中で、こうした生産農家の救済を十分考えてやらなくてはならない。ですから、短期的に救済したからいいというのではなくて、今後そういう状況を踏まえながら、それなりに随時新しく対応を考えてやる必要があるのではないかと。非常に意欲的に生産に励んでいる生産農家の方々は多く見えてまいりましたし、こうした不幸な災害から立ち上がることを考える場合には、まずそうしたバックアップが必要だと思っておりますが、この点はいかがでございますか。

○高畑政府委員 今度の寒波被害を受けられました被害農家等に対しては、天災融資法の発動あるいは激甚法の発動等の措置を行いますとともに、被害をこれ以上拡大させないための技術的な指導も三月末に指導通達を発しまして、地方農政局、都道府県を通じて末端被害農家にこれらの指導が行き渡るように配意しておるところでございます。今後の対応策につきましては、先ほども御答弁

いたしましたように、なお樹勢の回復なり萌芽の状況を見きわめる必要があるわけでございまして、これらの的確な状況を把握いたしまして、さらに技術的な指導等につきまして万全を期してまいりたいと考えております。

○武田委員 開拓パイロット事業などの地域もありまして、そういう地域ではことあたりから借りたお金も返さなくてはいけないという地域もあったようでありまして。現実はどうしたらいいのかわからない非常に戸惑いがあったわけでありまして、そういう対応についても、ひとつ十分に農家の皆さんの苦労を回避させてあげるような方向をお考えいただいて、対応策を十分にやっていただきたいということをお願い申し上げます。

二番目に、共済の加入という問題であります。今度西日本、これは五十二年にもあったそうでありまして、今回の場合また地域が違っていたし、非常にひどいというところがあります。五十二年にもあった、今回もこういうところがある、今後また十分考えていただく方はいいのではないかと私は思うのです。共済問題というのは、暖かい地域だから大丈夫だというので入っていない方が多かったようでありまして。こういう状況を今後改めていくような方向が必要だと私は思いますが、現在の加入状況と、今後加入促進のためにどういうふうな手を打たなければならぬか、この点について御答弁いただきたいのです。

○矢崎(市)政府委員 果樹共済のような共済制度というのは、災害の場合の最も中心になるべき措置として今後も育成していく必要があるという御指摘、全く同感でございます。

現在の加入の状況はどうなっているかということでございますが、収穫共済で二七、八%、それから樹体共済になりますと一割未満、まだ非常に低い水準にございます。これは一つには、制度発足後まだ比較の日が浅いということもございまして、同時に私ども、関係者からは、果樹共済というのが本当に技術水準の高い事業農家にはそれだ

けなりのメリットが少ないという点があるのではないかと。そういうふうな御指摘を受けてまいったわけでありまして。そういうことで、実は昨年国会でお願いいたしまして、災害補償法の一部改正は果樹を中心とした改善を幾つか図ってきたわけでございます。私ども、今回のこういった災害を控えまして、まさに制度改善もいたしたところでございまして、これを軸にして、今後関係府県とも提携をいたしまして、この加入に対しましては促進を十分に図ってまいりたい、こういうつもりでいるところでございます。

○武田委員 いざという備えの場合にこの大事な共済という性格が十分に生かせないという、そういう非常な残念なところがあるわけですが、内容の充実を一層図って対応してもらいたい、こう思っています。

それから三番目に、産地復興のための改植あるいは接ぎ木に要する苗木、穂木といいますが、その確保、これはどうなっているのか、あるいはまた樹勢回復への助成というのはどうなるのかという問題であります。特にもう一つは、晩柑類を対象とする改植費に対する助成措置をぜひお願いしたいという声が強かったのであります。こういう点についてどういうふうな取り組み方をお考えであるか、お聞きしたいと思っております。

○高畑政府委員 今度寒波被害を受けられました被災農家に対しての対策につきましては、特に御指摘の改植等が必要になってまいるといふ農家につきまして、いろいろ国会の御質疑なりお申し入れもございしますので、部内的には研究をしてございます。

(席)

ただ、現在の災害に対しまして措置の体系なり過去の事例等から申しまして、率直に申しまして、改植に対する補助という形で助成は困難というふうな考えております。やはり農林漁業金融公庫の果樹植栽資金というものがございまして、天災融資法、激甚災害法によりまして災害の低利資金、そ

れには自作農維持資金もございまして、これらの活用によって対処することになっております。関係で、困難ではなからうかと考えております。

なお、樹勢の回復なり萌芽の状況につきまして見きわめる必要もございまして、これらの推移を現在見守っております。

○武田委員 次に、農業気象観測の問題であります。これは毎回の問題になるわけですが、東北は冷害でやられまして、今度は西日本の寒波と、世界的に寒冷化という様なことも言われているわけですが、これは農業にとりましては非常に重要な課題でございまして、世界的なこの情勢から言いますと、今後こういう様な寒冷化という問題、寒波の襲来というものはどういふふうな氣象学的に考えられているか、そういう見通しのようなものをまず最初にお聞かせ願えればありがたいと思つております。

○立平説明員 いま問題になっております低温の予報につきましては、それを前日に予報することです。かなりの精度で予報できるのでございまして、それが一週間先となりますと精度はなかなか上げることがむずかしい。さらに一カ月前あるいは三カ月前にそういう低温を予報することになりますと非常にむずかしい問題になってきます。現在、世界的に見まして、幾分過去の経過を見ますと気温が下がってくる状態にありますが、これが、このままこの傾向が続くかどうかという点につきましては、非常にむずかしい問題がございまして、いまのところは余りはっきりしたことは言えないというふうな段階にございまして。

○武田委員 非常にむずかしい。日本は世界的には非常に優秀な技術を持つてやつていて、これを何となくおろそかにして、しかしながら、それでおかつこういふ問題が起こるということは、今後さらに一層の氣象観測の体制というものの強化が必要だと私は思ひまして、鋭意努力をして、こうした面の予算の措置等も含め、人材の確保

も含めてさらに充実しなければならぬ、こう思つておるのであります。そういう意味でひとつ今後十分な取り組みをお願いしたい、こう思つております。

それとあわせて、今度は、指導する国あるいは県、市町村、組合等の方々とお話をしますと、その地域が果たしてミカンをやつていいものかどうかという、そういうようなことがちがつて出てきて気になったわけですが、金を取りいから種類を転換する、ところがその種類はどうも合わないのじゃないかというところまで植えて、こういう無理が来たのじゃないかという、私は現地に行つてそういう危惧の念を抱いたのであります。適地適作という問題も指導を十分しなければいけない、こういうことについての当局の取り組みというものは、こういう事件といひますか事故を防ぐための一つの大きな防備策になるのではないかと、こう思われるわけですが、その点の対応というものはどうなつていくのか、この点についてお尋ねしたいと思つております。

○高畑政府委員 果樹のように永年性作物につきましては、特に適地適作につきまして意を用いる必要があるということにつきましては御指摘のとおりでございます。

そこで、かねてから果樹農業振興基本方針にございまして果樹の植栽に適する自然的条件に関する基準というものを定めております。これによりまして適地への植栽を指導いたしますとともに、氣象災害対策につきましては、春夏作の技術指導を通じてによりまして技術指導を行つております。特に今冬の寒波被害につきましては、その状況にかんがみまして、趣旨の徹底を図りますために、三月末に以上のような点をさらに具体的に、被害果樹につきまして新芽が伸びるその緑化が終わるまで剪定を控えるということや、落葉した木では日焼け樹脂病の発生防止のために幹や枝に白塗剤を塗布するとか、被害の程度、樹勢に応じた施肥等の肥培管理を行うこと、そういった具体的な事項につきまして技術指導の通達を發しまして、地方農政

局、県等を通じて被害農家等に対する指導の万全を期しております。

今後とも果樹農業振興基本方針の長期需給見通しに即しまして、温州ミカンの転換の促進、晩柑類の計画的な植栽を図りますとともに、植栽を一層強力に指導することによりまして、柑橘類農家の経営の安定を図つてまいりたいと考えております。

○武田委員 まだ時間がありますので、同僚の吉浦議員に関連質問で質問の時間を譲らせていただきます。終らせていただきますが、最後に、指導というものは、そういう一つの対策を打ち出して十分に徹底しない限りは、私はいろいろ関係者に会つて痛感するのです。そのときは自分たちがいろいろやつたつもりが、いろいろなところで漏れていくという様なことを実感しているわけですね。あのときあそこを、あそこをちよつと転換するのをやめさせておけばよかったのではないかと、これはまことに遺憾なことである。そういうことが、農家の皆さん方にとつては、そういう指導があつてやつたのである、それがこうなつた、どうしてくれるのだという大変な不満と不信となつていくわけでありまして、十分なる対応といひますか、指導強化の面の取り組み、担当の方々の努力、そういうものを今後ひとつ十分に指導していただきたい。私はこのことを要望しまして、吉浦議員に残りの時間を譲らさせていただきます。

○吉浦委員 関連して残りの時間を質問させていただきます。私の方から房州ビワの被害の件についてお願いをいたしておきましたけれども、きょうは通告をしておきませんので、一点だけ答え願えればよいというところでお願いしたいと思つてございまして。

本年の被害は、二月の末の思わぬ大雪に見舞われまして、房州では珍しい零下七、八度というふうな温度に下がりました。摘果時期から、ちよう

どいま袋かけ等が終わりましてけれども、房州ビワが七割方、平均して五、六割というところが被害の状況のようでございます。十七億円のところが、恐らく十億圓くらいの被害じゃないかと言われていろいろ調査をいたしました。天然現象と言つてしまえばそれまででございますが、五十二年に続いて今度の被害でございまして、五十二年のときは恐らく九割方の被害を受けましたが、今度は大きくいつて七割だろうというふうな思ひます。

そこで、五十二年のときの現地の方々の天災融資法の適用の利用状況でございます。ビワに関係すること以外は一切使つてはいけぬ、生活資金に困つていふふうな点で農家の方はお願ひしたのでしようけれども、ビワに関する以外は一切だめだということ、大変お困りだつたやうでございます。基準が厳しいのは結構でございますけれども、農家の方々の天災融資法の利用状況かをどういふふうな御判断なさつていくのか、その点を私は聞きたいわけでございます。

と申しますのは、資材等の準備はすでに昨年の十月ごろに終わつていくわけですね。お金はその面ですべての準備が、あるいは肥料の準備やら、あるいは消毒の準備やら、すべての面で申し込みをしていくのに、さて被害を受けてお借りする段階では、その生活に困つていふ現状を見ますときに、その使ひ道というものの、一枚一枚の領収証によつてしか天災融資法の手続がとれないというふうな状態では大変困る、こう思つてございまして。そういう点で、農林省はどういふふうな指導をし、また現状をどういふふうな把握なさつていくかをお尋ねしたいのです。

○矢崎(市)政府委員 天災融資は、農家の経営の状況、たとえば果樹農家あるいはその他の農家等によりまして償還条件がそれぞれ違つておりまして、五十二年のときに、いまのお話ですと、ビワの関係以外の被害に対しては一切融資対象としてはいけぬというふうな運用がなされたというふう

それから、いまのお話ですと、すでに購入してしまつた資材の資金は対象にならないのかというお話でございますが、私どもは、要すれば今次のような災害を受けた場合に、その災害に関連して必要な資材その他の経費の資金のめんどうを見るという趣旨でございますので、たとえばすでに昨年購入してしまつておるものにつきましても、その支払い等がこれから今後に延びるというふうなものにつきましてはやはり対象にしてよろしいというふうに考えております。ただ、過去において購入し、過去において支払いをしてしまつたものについてさかのほつてということになりますと、これは本来の趣旨から変わつてまいりますので、そこまでは広げられませんが、今回の趣旨に照らして運用できるものは、弾力的にできるだけ私どももできるように指導をいたしてまいりたいというふうに思います。

○福島委員長代理 稲富稜人君。

○稲富委員　私は、本年度の柑橘の寒冷による被

害等を中心にいたしまして、すでにこの問題は災害対策特別委員会でも相当議論されておりますし、国としてもこれが対策はすでに立てられているだろう、かように考えておりました。私も福岡県の被害現地を見たのですが、すでに四十年、三十年というミカンが枯れかかっている。

こういうような状態を見ますと、今回の被害は三十年あるいは四十年にさかのぼってなかったのじやないかというような大きな被害現象だと思うのでございます。

それで、この罹災者というものは一体どうなるのか。ことしはだめだろうが、樹木そのものが枯

ところが、先刻から話を承っておりまして、まだどのくらいの被害があるかわからないから、統計をとらなければわからないのだとか、私もそれを聞いて全くあきれ果てている。もしも被害があった場合こうするのだ、それでこれに対して、樹体回復のためにどういう手を打てばいいのだというのを早く指導するということなんです。そして、もしも樹体が回復しなかった場合は政府としてはこういうような救済の方法を立てるのだ、こういうことを示すことが必要であると私は思う。しかしながら、今日になって、統計が出ましてデータが出ました上で何とか処置をとりますというようなことは、非常にこれは不親切だと言われてもいたし方ないと思う。それで、この際、これほどの被害に対しては場合によっては当然特別立法

措置も必要であるし、どのような対策を具体的にとるか、しかも罹災農民が安心し得るような指示が必要だと思うのですが、これに對してはどういうお考えを持っていられしやるか承りたいと思うのでございます。

○高畑政府委員 今次の寒波被害に關連いたしまして、早急に手の打てる措置につきましては、天災融資法の発動、激甚災法の発動、さらには農業共済金の早期支払い等につきまして措置をしてまいったところでございます。

御指摘の果樹樹体そのものの被害につきましては、被害直後の判断と、それから四月、五月の雨を経まして樹勢の回復とか萌芽とか、それがまたた枝になってまいりまして正常な果樹としての枝になり樹体として残り得るか、それとも芽は出たけ

○稲富委員 私が申し上げたいことは、こういうような異常災害に対しましては、やはりデータを、とつて何らかの処置をとるのだ、あるいは天災融資法も当然なことなんです。何らかの処置をとるのだということを示さなければ、各町村でもどうしていいかわからないのですよ。ただ現地を見て右往左往しておるだけなんです。どうなるでしょうかと罹災者が憂慮しておる状態でございますから、すべからくこういう問題に対しては、こうな樹った場合はこういう対策をやるのだ、あるいは樹勢が回復しなかった場合は育苗の対策もやらなければいけないと思うし、そういうことをあわせて指導することが私は非常に必要だと思いますので、今後速やかにそういうような方策を示していただきたいということを、私はこの機会に特に希望として申し上げたいと思います。

それから、これは先刻武田君も質問になつておつたのでありますが、今回の災害に対してわれわれが思ひをいたすことは果樹共済でございます。

私たちが今日までのこの果樹共済の現状を見ますと、どうしても加入率が少ないのですね。たとえばミカンを見ましても、私の知っておるもののでございますから、違っておたらお教え願いたいと思いますが、温州ミカンのごときは、今日までこれに加入しているのは二十二県、夏ミカン八県、指定柑橘が四県、こういうわずかな状態でござい

ます。それで、樹体共済の方は、温州ミカンが六県、夏ミカン一県、指定柑橘は一県、こういうような僅少でございます。樹体共済の問題は後からにしまして、果樹共済に對しましてこういうところに非常に加入者が少ないというのは、どういうところに原因があると解釈していらっしゃるか。また、先刻の質問に對しましては、各県とも連絡を

○矢崎市 政府委員 果樹共済の加入状況がいまだ非常に低いということは御指摘のとおりでございまして、私どもも共済制度を正常に発展させていくためにも、また、農家が今回のような異常な災害に遭遇した場合に、何といつてもそれを救う本体になる制度として共済への加入促進を図っていきたいというのは、実は前々からの考えてございしますが、こうした加入状況が低いのは一体どこに原因があるのか、私どもの認識としてましては幾つかの原因がある。

一つは先ほども申しましたのですが、共済制度が本格実施後まだ日が浅いということが、十分に浸透していない一つの原因であらうというふうを考えるわけです。日を経るに従ひまして現在でも少しずつ加入率はふえておりますが、いまだきわめて不十分である。

第二の理由といたしまして、これは前から指摘をされたことでありますが、果樹農家というのは技術水準が非常に区々まちまちでございまして、特にいわゆる専業農家といえますのは、技術水準が非常に高い農家が多いわけでございます。こういう農家にとつてみますと、現在の共済制度というのはどうもそうでない農家の方に焦点が合わされていて、特に水準の高い農家はそれほどの魅力が持てないという点があるという御指摘が幾つかあつたわけでございます。

この点につきましては、私どももいろいろと検討いたしましたして、実は昨年法律の改正をお願いをいたしまして、ほとんど果樹の問題を中心に、いわゆる集団加入奨励金の交付でありますとか、無事故農家に対する共済掛金の割引の問題、あるいは全相殺方式や特定危険方式の足切り水準の引き下げの問題、それから、従来府県別に一本で設定

されておりまして、いづれも共済金額につきまして、府県別なりさらに地帯別なり樹種別なりにきめ細かく設定をしていくことによって、地域の実情を十分に反映するように運用するという問題を含めまして、多くの改正をお願いをし、成立いたしましたわけでございます。

時期もまさにそういう時期でございますし、また、今回の災害も経験したわけでありまして、ひとつこれを大きなきっかけといたしまして、共済加入につきましては、府県や団体とも協調いたしました、十分に農家の方に御理解をいただき、もつとたくさん入っていただくように図つていこう、こう考えているところでございます。

○稲富委員 それから、樹体共済のごときは、やはり制度そのものを考える必要があるのではないかと。被害をこうむりますと、もちろん掛金も安いのだが一年間に二年分払つてしまふ。樹体の場合、枯死した場合、植えかえると何年間も取獲がないということになつてくる。ここが樹体共済に加入する方の期待が非常に少ないのではないかと私は思う。こういう樹体共済をやろうとするならば、果樹共済もそうでございますが、内容に對しまして加入者がもつと魅力の持てるような制度にしなければいけないのではないかと、かように考えますが、この点は将来どういふふうにするかと考えていらつしやるか、承りたいと思ひます。

○矢崎(市)政府委員 果樹共済の中でも特に樹体共済が加入率が低いというのは実は御指摘のとおりでございます。これは、一つは、先ほどの収穫共済と同様な理由以外にも、樹体自身が災害を受けるケースが非常に少ないということが、やはり農家にいたしますと加入しようという意欲がそれだけ阻害されるということもあると思ひます。しかし、そういった過去の災害の頻度等も考えながら保険設計がされているわけでございます。で、やはり万一の場合に備えるという本来の趣旨を生かすためには、十分に入ることが農家にとつてもそれなりの受益を受けるのだという御理解をいただくことが実は何よりも大事だろうと思ひ

のでございます。

そこで、先ほどの改正点を幾つか申しましたが、その際も、これは農家の側からの御意見としてあつた点でございますが、樹体共済の支払いで、従来は農家単位で一割以下の損害については支払いはしない、一割を超えるものについては支払いを開始する、こういった制度になつておつたわけでございます。そういった制度と、とかく大きな專業農家の方ばかりの被害を受けても一割に至らないために支払いを受けない、それに対して比較的小さな兼業農家等につきましては、それが比較的小さなくても受けられる、いわゆる共済金の支払いを受ける機会が非常にまちまちになつてくる、こういう御意見もありまして、その点も確かに私も考えなくてはいかぬことだろうということで、今回の改正では、一割以下でありまして、一定額、たとえば十万円を超えるような場合については支払いの対象にするというふうな改正もいたしたわけでございます。

しかし、果樹共済の特に樹体の共済をめぐることは、まだいろいろな問題点もはらんでいて、これは私も承知いたしております。制度の問題でございますので、災害が起り、直ちにそれに向けて改正するわけにはまいりませんけれども、これまでの検討結果なりまた農家の声なりを蓄積いたしまして、やはり不備な点については改善していくという姿勢は、今後も私も努力をしてまいりたいというふうな考えです。

○稲富委員 果樹共済に對しましては、ただいま申しましたように、収穫共済でもあるいは樹体共済でも、いま矢崎さんお述べになりましたように、今後伸びさなければいけないという希望をわれわれは持ちます。これはもちろん、いまの内容の問題も魅力のある内容にするということも一つ、一つは、やはりこういう事業というものは理解をさせること、これが必要なんです。これがために現在の農業共済の組織そのものにも問題があるんじゃないか。たとえば、かつて農業共済というものが非常に苦境なときにあつた時に町村移管

をいたしました。今日でも農業共済の事業は町村移管をやつてゐるのがたくさんあります。あなたも現に福岡へいらつしやうと知つていらつしやると思う。こういうような町村移管をやつて、共済事業というものはこれに携わる者が内容を知るためには何年かかるのです。それを町村の役場の吏員がただその共済をやらされたから受け持つておる、こういうようなことでは、共済制度が本当に国民のみんなに理解されるような、浸透し得るような状態になり得ないと思ふ。これはやはり制度上の問題から、今日の共済の、あるいは町村移管の問題、あるいは共済の組合というものの統合とか、そういう組織そのものから検討する必要があるんじゃないか、私はこういうことを考えておりますが、これに對してはどういう考えを持つていらつしやるか、承りたいと思ふのでございます。

○矢崎(市)政府委員 農業共済を円滑に進めていくためには、まずその母体をなしている組織自体がしつかりしないといけない、こういう御指摘であらうというふうな思ひます。御指摘もつともこの点でございますが、私も組織体制の整備という点では意を用いておりまして、基本的な考え方としては、団体共済というものを主体といたしまして、できるだけそれも基盤を強化するように広域に合併を進めていく、こういう姿勢で指導いたしておるわけでございます。今後とも、よく地域の実情に應じた、画一的でない指導について、十分に手落ちのないように進めてまいりたいというふうな考えております。

○稲富委員 時間がありませんで、この機会に一言お尋ねしたいと思ふのでございます。御承知のとおり、今日種苗法というのがあります。この種苗法の第一条に「流通の適正化と品種の育成の振興を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することを目的とする」ということがはつきり明示されております。ところが、この種苗法の登録の問題につきまして、いろいろこれを悪用する、かえつてこれが品種の発展を阻害するというような例もよくありますので、これが取り扱ひ方、

登録等に対しては慎重にやるべきものである、かように私は考えておるわけでございます。

たとえば、一例を申しますと、こういう問題があります。今日、登録品種の柑橘の中に大谷イヨカンというのがあります。これは登録をされたのが五十五年八月十三日でございますが、これを大谷政幸という人が登録している。ところが、これを農協が軽視をしまして、そして相当な値段でこれの許諾権を売買されている、こういうようなことが事実あるわけなんです。こういうことになりましたので、これはよほどそういうことにならない行政的な指導というものが必要である、かように考えるわけでございます。

さらに、この行政的な指導をやらなければいけないのはミカンばかりではございません。ブドウでもございまして。御承知のとおり、ブドウに、今日福岡県でも非常に通用しておりますオリンピアというのがあります。このオリンピアというのは非常にいいブドウであつて、相当広範に栽培されております。ところが、これに對しまして別なところの人が、同じようなものを「あけぼの」という名によつて登録申請をしておるはずなんです。そういう問題を十分調査してこの登録をやられないと、これがために従来オリンピアを栽培してやつておる者が、同じ品物が別な登録で「あけぼの」だといつて、これが利権につながるということになります。そういう点から、この種苗法に對する登録というものは実に慎重にやると同時に、これに對する行政指導というものを誤らないようにやらなければ、法の立法の精神に逆行することになりますので、これに對して特にどういふような考えを持つて処理していかなければと思つておるのか、今後のことがありますのでこの機会に承つておきたいと思ふのでございます。

○高畑政府委員 新品種登録制度につきましては、発足後三年近くを経過するわけでございます。この登録並びに登録されました品種の適正な生

産、販売等につきましては、慎重にかつ適正に進めるべきことは御指摘のとおりと思っております。

御指摘になりました許諾料等の問題につきましても、この種苗法が制定されました当時の両院の委員会の附帯決議もございします。これらにつきまして適正な指導をするようにという御趣旨でございましたが、それらを十分に踏まえまして、必要に応じ適正な指導をしてまいれる所存でございします。

特に許諾料につきましては、本来当事者間の契約、合意によりまして定められるべきものでございしますけれども、一応一般的な考え方といたしましては、他の類似の品種の種苗の価格に比べまして不当に高くない水準であり、農林水産業の用に供せられますにふさわしいような水準であるということと、他方、品種登録者にさらに育種の意欲を生じさせますような利益が得られる水準であるという、二つの要素が満たされますような水準が最も望ましいというふうに考えております。

ただ、現実の問題といたしましては、登録品種の許諾料の水準は、多数の既存品種との競合関係の中で、その品種を用いられる方の経済的な効果と、それからその品種を育成される方のコスト等のいろいろな要素の総合的な勘案によって決定されるということになっておりますので、この許諾料の妥当な水準というものを一般的な姿で定めることは技術的に困難だと思っております。新しい種苗法の運用に当たりましては、御指摘のように、適正な登録、それから登録された品種につきましても許諾料等の適正な運用といったことが非常に重要でございしますので、特に許諾料等をめぐりまして種々問題が生じますような場合には、まず、種苗関係の公益団体もできておりますので、これらの公益団体のあつせん等に期待したいと思っておりますけれども、やはり農林水産省といたしまして、登録品種の円滑な普及が阻害されることのあるように、必要に応じまして適切な指導を図ってまいりたいと考えております。

○稲富委員 もう時間がありませんので結論だけ申し上げますが、いま私が最後に申しましたブドウのオリンピアの問題でございします。このオリンピアというのが非常に広範になっておりまして、新品種として同じようなものを「あけぼの」としていま申請されておるはずなんです。これがもしも許可になりますと非常に大きな問題が起こると思ひますが、その点をどういうふうに把握していらっしゃるのか、よほどその品種を双方ともお調べになって対処していただきたい、かように考えます。時間がありませんので、そういうことを重ねてお尋ねしまして、あなたの方の考え方を承りたいと思ひます。

○高畑政府委員 御指摘のオリンピアと類似の「あけぼの」という品種につきましての登録の問題でございしますけれども、当省の所轄の審査体制によりまして審査しました結果、やはりオリンピアそのものとは違うという形質の認定もございまして登録したという経緯でございします。そういうことでございしますけれども、やはりこの登録の行政運営につきましては、先ほど御指摘のような、いやくも疑惑を生じ、関係者の間に品種行政につきまして不信の念を抱かせないように、十分配慮してまいりたいと思ひます。

○稲富委員 それじゃ「あけぼの」の方はもう許可になっておりますか。そうなりますとこれは重大な問題が起きますので、「あけぼの」の登録を認められておりますか。

○高畑政府委員 「あけぼの」の登録につきましては、現在登録いたしました月日につきましてはちよつと手元に持つておりません。これまた至急、後刻御連絡いたしたいと思ひます。

○稲富委員 登録されたとするといふのは訴訟が起るかわかりませんよ。ほとんど同じもので、何か農林省が種が少し小さいから品種が違うじゃないかという解釈をされていると聞いておつたのですが、農林省に非常に圧力がかかつて農林省は認可するのだという話を私たち承つておつたのですが、それをすでに、そういう反対もあつておる

のに認可されたという、将来この問題は訴訟までやられるという問題が起らぬとも限りませんので、この点はひとつ十分考えておいていただくように、この機会に私からも強く警告申し上げます。終わります。

○福島委員長代理 野間友一君。

○野間委員 異常寒波による被害についてお聞きをしたと思ひますが、とにかく大変な被害なんですね。愛媛あるいは私の地元であります和歌山、ここなどで柑橘の産地に特に多い。和歌山の場合には、統計情報部の三月十六日現在調査、これは六十億円になっておりますが、三月二十五日調査では実に百十二億円、大変な額になっております。先ほど論議がありましたが、樹体被害については、その後四月に入りまして若干回復しつつあるものもあるやに私も承知しておりますけれども、何といひましてのことしの、今回の異常寒波は各地とも記録的な最低の気温で、それもしかも長期間にわたつて続いたということ、その結果が最悪だということになると思ひます。

柑橘あるいは梅、ビワ、これらが特徴的に出ておりますが、農家の減収は大変なものだ。五十二年の被害との関係も云々言われますが、これは大変なものだと私たちは思うわけなんです。何とかしてほしい。農水省は天災融資とかあるいは激甚災害、これの指定、あるいは既存の借入金金の償還期限の延長あるいは共済の早期支払いの準備、こういうものをいま準備されておるやに聞いております。私も前からずっと要求してまいりましたが、この被害金額、ちよつと見ましても、愛媛県の東予市では平年の柑橘生産額の三倍強の十億円、和歌山の田辺市では梅、柑橘で三十五億円、南部川という村がありますが、ここでは梅を中心に全農家が被害が出て、被害額が村の年間予算の半分、十億円です。こういうかつて経験したことのない被害が生まれております。御案内の徳島の勝浦町、これは何年度も農林水産省にも陳情に行つておりますが、町の年間予算の約六倍、百十億というの

被害金額として出ております。

そこで伺ひたいのは、いま私が申し上げた幾つかの救済の措置は講じられておりますが、これで一体いいのかどうか。被害救済にとりましてこれだけいいというふうにお考えなのかどうか、まずこの点について伺ひたいと思ひます。

○高畑政府委員 今回の寒波によりまして被害を受けました果樹農家に対します措置といたしましては、早急にとり得る措置につきましては、天災融資法の発動、激甚災害法の激甚災害の指定、果樹共済農家への共済金の早期支払い、あるいは金融機関に対する既貸付金の償還猶予等の指導等につきまして措置をしてまいつたわけでございします。

今回の災害の特徴でございします樹体被害が大きいという点につきましては、樹体の被害の状況という面につきましては、やはり寒波の後、樹勢の回復あるいは雨が降りまして萌芽してくる、それがどの程度正常な果樹としての機能を回復できるか、そういう点を見きわめる必要がございします。したがって、そういう萌芽等の状況につきまして現在その推移を見守つておるところでございします。

○野間委員 順次お聞きしますが、時間がありませんのでできるだけ簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

いつも問題になります共済の問題です。やはり共済に対する期待が大きいのは間違いないことですが、すでに樹体が枯死をして着果しない、つまり被害が確定したものの、あるいは被害割合が大方推定できるもの、こういうものについてはぜひ仮払い、これをしてほしいという要求が非常に強いわけでありまして、農水省は仮払いは何とか応じたい、あるいは本払いのかもしれない種類があります。たとえば和歌山ではハッサク、三宝、梅、愛媛ではイヨカン、あるいは徳島ではそれぞれの樹体についての被害の共済がありますが、大方のめどがありましたら簡潔にお答えいただきたいと

思います。

○矢崎(市)政府委員 共済につきましては、その被害の実態がかなりはつきりした段階ではできるだけ需要に応じまして仮払い等もするように、こういった指導をいたしております。

ただ、いま御指摘の中で、たとえば樹体共済と収穫共済の関係では、農家単位にどれだけの率を超えたら支払をするというふうなところで相違点も実はあるわけでございます。したがって、樹体を支払った直ちに収穫共済につながるというわけではありせんけれども、ある時期を待って、収穫の見込みがかなりわかるという段階はどうしても必要になるわけでございますが、それにいたしても、ひとつできるだけ時期は早めて措置をしていきたいというふうに思っているわけでございます。

およその時期はいつごろになるかというふうなお話でございますが、たとえば温州、ナツミカン等は、収穫共済で言いますと、年を明けて温州では一月、それからナツカンでは七月というふうなのが収穫共済の時期でございます。仮払いではかなりそれよりも、およそのめどがつく時期というのは、たとえば温州ミカンで言いますと、ことしの秋九月ごろになりますとほぼ見当がつく、そういう段階を迎えますというふうな仮払い等の対象に可能になるというふうにも思っております。それから、樹体の時期というのは物によつて時期が違いますが、大体定期的に申しますと、樹体共済の支払いが可能になりますのは七月ないし八月ごろというのが通常の時期でございます。

○野間委員 ぜひこの早期支払いをお願いしたいと思ひます。

それから、共済に関連してお聞きしたいのは、露地野菜の共済ですね。たとえば、今度の異常寒波で和歌山でも印南というところがありますが、この町でキヌサヤエンドウあるいはウスイエンドウ、こういうものが中心となりまして約六億円の被害を蒙っているわけですね。そこで、私どもも露地野菜の共済をぜひつくるべきだということ

とをいまでも申し上げてきたわけですが、これはいま農水省でも検討しておると思うのですが、こういう要望に対していつごろをめぐりに検討を進められておるのか、この点についてお答えをいただきたい。

○矢崎(市)政府委員 露地野菜につきましても、これはできるだけ資料を蓄積してこれを共済の対象にしていきたいという方針は私ども同様でございます。ただ、そのためにはいろいろと保険設計上なかなかむずかしい問題がございます。現在、本年度から白菜その他につきまして府県にお願ひしまして試験的な調査をいたしておるところでございます。これを制度に仕組める段階がいつごろになるのかという点、なかなかいつをめぐりにいうふうにはいま申し上げられない段階でございますけれども、できるだけ早くこういうものの試験調査のデータ等を十分私どもも分析しまして、これなら保険設計が可能である、なじむ、こういう段階を迎えまして、制度に仕組んで、そういった農家の需要にこたえるようにしたいというふうに思っております。

○野間委員 できるだけ早くということですが、これは一年とか二年とか、言葉で言いますと非常に不明確になりますので、大体どのぐらい先をめぐりにしておられるのか、大体で結構ですから……。

○矢崎(市)政府委員 これはようやくそのための資料蓄積に取りかかった段階でございます。また、さきに御質問どおり、何年ごろをめどにというふうな私どもスケジュールのせて始めるという段階は、もう少し状況を見せんと、いまそういう目標を設定しておる段階でございます。何とも申し上げられないわけでございますが、できるだけ早くそういったスケジュールを立てられるようにめどをつけたい、これをこの試験調査の中でひとつめどを立てていきたい、こういうふうな考えているところでございます。

○野間委員 時間がありませんので、次にお聞きします。

先ほどもいろいろ論議がありましたが、共済の

加入率が非常に低い。特に樹体共済の場合にはこれが特徴的にも出ておるわけですが、先ほどから私申し上げておりますように、今度の被害についてどう救済していくのかという点で、樹体被害が非常に多いことですね。これが一つの特徴だと思ふのですが、これに対してどう対応していくのか。特に、いま申し上げたように共済に入っておる人がまだ低い。その理由についてはいま審議官も言われたわけでありまして、徳島の勝浦町、これは私も町長さんほかいろいろ直接陳情を受けまして話も聞いたわけですが、樹体被害一〇〇％というのが実に二百八十五ヘクタール。これは全部の栽培面積が約千ヘクタール弱ですね。このうちで二百八十五ヘクタール、相当な被害なんです。しかも、これは永年の作目ですから数年かかる、あるいは一〇〇％の被害ということになります。これは改植せざるを得ない。この農水省の調査でもかなり大きな被害金額が見込まれており、五百億円ですか、そういう報告を私も受けたわけですが、いままでこういう五百億円以上の樹体被害というのは経験したことがあるのかないのか。この五十二年度の被害との対比で、いろいろともう少し時期を見なければというようないろいろなことがいままで言われておりますけれども、恐らくいままでなかった。一体五十二年度はどのぐらいの樹体被害の金額があったのか。これは調査しておるのかどうか、それもあわせてお答え願ひたい。

と同時に、この改植に際して、いまのそういう制度的ないろいろな結果の中で何とか果樹植栽資金、この金利をせめて天災資金並みにしてほしいという要求が強く出ておりますし、これも農水省にずっと要求しておるわけでありまして、せめてこの程度のもを、農民の希望にこたえるというふうなことでぜひ私は検討する必要があると思ひますが、この点についてもあわせてお答えいただきたいと思います。

○矢崎(市)政府委員 樹体を中心といたしました果樹につきまして過去においてどうかというお話

でございます。先ほど来そういった議論も出ておりますが、これは地域によりまして被害の実態がなかなか違いますので、本当は府県別に判断をいたしませんと、それと比較してどうこうということは申せませんが、全体の樹体被害額という点だけで申しますと、比較的最近ではたゞいま御指摘の五十二年がでございます。このときといたしまして評価それ自身の物差しが違ふものですから、これは単純にできませんが、いわゆるデフレーター等で修正いたしますと、一つの試算でございますが、五十二年における樹体被害が五百六十七億、こういった数字が出てまいります。ちょうど今回の被害にほぼ匹敵する、あるいは多少上回るかという程度の被害であったというふうに思っております。

次に、果樹植栽資金の問題でございますが、これは御案内のとおり六・〇五％、こういう金利になつております。実はこの種の金利の設定といひますのは、それぞれ他の制度との横並びあるいはそういった考慮も含めまして災害対策として設定されているわけでございます。たとえば六・〇五といひますのは、天災融資の三段階でございます。上限の数字と同じ。それから共同利用施設などが倒れた場合、そのための資金制度もございまして、これは主務大臣指定施設と言つていまして、やはり同様の金利水準といったふうな体系をなしておりますので、これだけを取り上げて直ちに引き下げるというふうなことはなかなかまいらないわけでございますが、それをカバーするほどのメリットもまた逆にございまして、二十五年というふうな非常に長期で、しかも据置き期間十年というふうな制度というのは、これまで余り例のない果樹の災害だけの特色を蒙る生かした制度であるわけでございます。その辺のところは、いろいろ御指摘ございまして、限界がございまして、御理解をいただきたいわけでありまして。

同時に、この資金制度というものが必ずしも農家の方には十分にまだ存在を認識していただけない面もあるようございます。私どももこの機

会にひとつよくPRしまして、活用していただくようにしたいというふうに思っております。

○野間委員 関連して言いますが、自創法の自作農の維持資金ですが、この限度額はいま百五十万なんですね。これを五月の中頃ぐらいいをめぐって枠の拡大というものを検討されておると思いますが、それは事実かどうかということ、それから百五十万からどの程度枠の拡大を考えておられるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○矢崎市 政府委員 自作農維持資金につきましては、通常の災害に対応する資金枠というのはすでに設けられておるわけでございますが、今回のような大きな災害につきましては新しく枠組みを設定するということが必要になるわけであります。そのためには、資金需要がどれだけあるのか。それからまた、災害だけに特別の枠として貸付限度額百五十万円というのを設定されております。ただ、大災害の場合には、過年度で抱えた残がた

さんあるという場合には、これでも対応できないということがありますので、いま現地にいろいろと照会をし、どの地域では一体どういう状況なのかということも踏まえた上で、前向きにその点も含めて私どもは取り組みたい、こういう考え方でおります。時期としましては、遅くとも今月中には各府県にそれが具体的に流れて貸付態勢に入れるようにというふうなことをめどに進めているところでございます。

○野間委員 大変大がかりな今度の被害状況が出ておりますので、百五十万円なんという限度額ではとうてい対応できない、これは当然だと思えますので、改めてもう一度お聞きしますけれども、百五十万という貸付限度額、これは低過ぎる、現状にマッチしないという認識を持っておられるのか、まあそうだと思いますけれども、とすれば、大体どの程度限度額を引き上げるといふ目算なり検討がされておるのか、重ねて質問しておきたいと思います。

○矢崎市 政府委員 現在の百五十万という制度は、必ずしも災害によって生活費等を全面的に補

てんするものすべてをめんどうを見るべく設定されているわけではございませんで、やはり緊急的に最小限必要なものにつきましては対応しようというふうなところから設定されているわけでございまして、それはそれなりに意味があるわけでございまして、今後の災害について一律百五十万円というところで運用するかどうかという点については、私どもも御指摘のとおり疑問を持っております。ただ、具体的にそれではどれだけの枠をどういう府県には適用する必要があるのかということについては、実態把握と要望とをよく兼ね合わせまして私ども検討しなければいけないわけでございますので、いまその額を自身を申し上げるわけにいきませんし、それから過去におきましてごく特例的にやったケースにつきましても、百五十万円それ自身を引き上げるやり方をやったこともございまして、それからまた、百五十万円の上に今回の災害で幾ら借りられるというふうな設定の仕方をした地域もございまして、これらはいずれも地域の実情によるものでございまして、そこを十分含めた上で私どもは判断したいと思っております。

○野間委員 それでは質問をまたもとに戻すわけですが、特には樹体被害が多い。その際これまで既往のいろいろな行政上の施策をとってこれた。ところが、なかなかそれが当てはまらない。特に共済については、入らないのが悪いという理由は全く成り立たぬわけで、共済にも入らない、しかもいま幾つか要求をしたわけでございますけれども、なかなかいま差し迫って救済の策がない。こうなりますと、樹体被害を受けた、しかも共済に入っていない、そういう人たちの被害救済は一体どうなるのかということですね。特に、今度の報告の中でもいろいろと指摘されておりますが、西日本の中でも四国とか中国地方あるいは九州、和歌山は特にひどいわけですが、こういうような地域的ななかたまりのある被害、これがしかも地域経済にもろに影響してくる。いまではたとえば町

の大工さんとか、^{（注）}養蚕屋さん、建築業者も、仕事をしたつていつお金になるかわからない、また実際の農家の方々も先行きどうしていいかわからない。こういうような状況で途方に暮れておるのがあちこちで相当あるわけですね。私も直接調べてまいりました。こういうような人たちに對して一体どう対応していくのか。

あわせて聞きますけれども、ミカン園の転換事業、これについても先ほどからいろいろ質問がありましたが、要するに、目標を上回っている転換が進められておるわけですから、この際特例を設けて、ミカンからミカンあるいは晩柑からさらに温州ということについても、一定のたとえば農協あるいは自治体などと十分協議しながら、何とか立っていくような方法を講ずる、そういう検討の余地があるのじゃないかというように思いますが、けれども、この点についてどういうお考えをお持ちおられるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○高畑政府委員 温州ミカンの転換事業につきましては、昨年十二月に果樹農業振興基本方針を策定公表いたしましたので、その中で、温州ミカンの需給見通しにつきまして、従来よりも一層厳しい見通しということになったわけでございます。これに基づきまして、温州ミカンの転換計画につきましても従来の計画を改定いたしましたので、年次計画を五十八年度まで延長いたしましたので、従来より一層転換の促進を図るということに改めております。したがって、この事業の推進につきましても、このような見地から一層転換促進の実が上がるように運営する必要があるわけであります。その意味からも、本事業を温州ミカンの被災農家に適用して、ミカンからミカンへの改植助成に適用することは困難であると考えておるわけでございます。

それから、今回の寒波被害を受けた農家の対策といたしまして、先ほどもお答えいたしましたように、早急に打てる手は打ったわけでございますが、樹体の被害がどの程度になるかというこ

とにつきましては、樹勢回復、萌芽の状況、その定着のぐあい、そういうものを的確に判断する必要があるでございますので、現在これらの推移につきまして見守っておるといふ状況でございます。それらを踏まえまして今後どのような対応が必要か考えてまいるといふことになろうかと思えます。

○野間委員 時間が参りましたので、最後に政務次官にお答えいただきたいと思います。

先ほどからもいろいろ言われておりますように、今度の異常寒波による被害というのは、非常に範囲も広いし、そしてまた被害金額も多いわけですから、しかもこの中で、いままでの措置ではなかなか救済できない、特に樹体被害の問題について申し上げておるわけですが、こういう被害が地域経済にも大きな被害を及ぼしておるといふような事情もございしますので、確かに事態をさらに正確に把握するということが必要かも知れません。が、できるだけ速やかに把握した上で、抜本的に全体を見通した上で適切な施策をする必要があるのじゃないか。いままでの措置ではどうにもならない、そういうことがたくさんあると思えます。その点について、農水省として抜本的に検討する必要があるのじゃないかと思うわけですが、その点を踏まえて答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○志賀（節）政府委員 野間先生先ほど来御指摘のとおり、大変な被害状況でございますので、農林水産省事務局といたしまして、被害の全貌をつかんで、現段階ではいまだ中間的なものでございまして、よってこれに対応したい、こう答えてまいっておりますが、私どもさように先ほどお答えしたわけでございますが、この問題に関しましては、確かに樹体被害のあるものがまた芽を吹き出しておるといふような、いわば明るい見通しのものである反面、今後事態の推移によっては、ひどい状況になるかもしれません。したがって、余り軽々に扱うわけにもいかぬという慎重な気持ちもございしますので、そういうことを踏まえてやってまいりたい、このように考え

ておるわけでございます。おつしやるとおり、このような被害が地域経済に及ぼしている深刻な事態も当然私どもは理解をいたしております。そういう地域の問題等をも踏まえた対策は講ずるべきであらう、かように考えておるわけでございます。

○野間委員 終わります。

○福島委員長代理 この際、午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時四十二分開議

○田邊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

内閣提出、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、食糧管理法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人として、全国農業協同組合中央会常務理事神春夫君、全日本農民組合連合会会長足鹿寛君、全国食糧事業協同組合連合会会長山國次郎君、日本米穀小売商業組合連合会理事長片岡森寿君、全国商工団体連合会食糧問題対策委員長三田忠俊君、日本生活協同組合連合会会長理事中林貞男君、農業情報研究所常任委員林信彰君、東京大学農学部教授逸見謙三君、以上八名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたします。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。食糧管理法の一部を改正する法律案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、議事の順序であります。参考人、足鹿参考人、金山参考人、片岡参考人、三田参考人、中林参考人、林参考人、逸見参考人の順で、お一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、

委員から質疑がございますので、これにお答えいただくことにいたしますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言をしていただき、また、委員に対しては質疑ができないことになっておりますので、御了承ください。

それでは、参考人各位にお願いいたします。

○神参考人 全国農業協同組合中央会常務理事の神春夫でございます。

当委員会の諸先生方には、常にわが国の農業並びに農家の実情に深い御理解をいただき、その安定と向上について御指導、御高配を賜り、心から御礼申し上げます。

また、本日は、食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、参考人として意見を述べる機会を与えていただき、光栄に存するとともに深く感謝を申し上げます。

これより、生産者並びに系統農協としての食糧法の一部改正案についての意見を述べさせていただきます。

まず初めに、今回の食糧法改正の前提について私どもの考えを申し上げます。

食糧法は、御承知のとおり国民食糧の確保及び国民経済の安定を図ることを目的に制定され、今日までその役割を果たしてきております。それが、社会経済、国民生活の変化の中で、この法律と実態の乖離を是正する必要があると認識したことが今回の法改正の中心かと思っております。この是正の必要性は十分に理解するものであります。

が、ここで考えたいことは、単に法律制度の改正だけでは問題は解決できないということとあります。なぜそのような事態が生じたのか、今後再びこのような事態を生じさせないためにも、この点を明らかにすることが重要と考えます。

私は、その原因は、食糧、農業についての基本的な認識がわが国においておろそかにされてきたことだと考えます。ここで申し上げるまでもなく、食糧の安定確保、とりわけ自給力の向上は、国と民族の安全、独立に欠くことのできないものであ

ります。このことについての国政の基本、国民的合意がなければ、どのように法律制度を改正しても、法と実態の乖離を是正し、運用の万全を期することは不可能と考えます。

幸い、昨年、本院におきまして、食糧自給力の向上について御決議をいただきました。また、食糧制度の目的とその役割の重要性についての国民的合意は保たれていると考えております。今後、本委員会の審査を通じて、さらにこれらの点が明確にされ、食糧、農業についての正しい認識が確立され、国民的合意の醸成が飛躍的に向上すること強く願うものであります。

次に、今回の食糧法改正についての私どもの基本的な考え方、立場について申し上げます。

このたび政府から提案されました改正案につきましては、いま申し上げましたような食糧、農業についての基本的な認識をどうするかという前提、いわば食糧法以外の問題がありますが、私どもは、長期的な視点に立つて理解し、その改正が必要と考えております。その改正を要する問題点につきましては後ほど申し上げます。この改正案については、食糧法の中で堅持すべき基本原則の再確認について申し上げます。

食糧法は、昭和十七年に制定されて以来、戦中戦後の異常事態を経験するとともに、戦後復興、高度経済成長期を経て安定経済成長を目指す今日まで、それぞれの情勢変化に対応してきわめて弾力的に大幅な運用改善を行い、主要食糧の安定供給を通じて、国民経済の発展、国民生活の向上に寄与してまいりました。そうはいふものの、現段階においては、購入券制度のような法と実態の乖離、やみ流通の公然化とこれに対する法的措置の不徹底、無力化といった事態に陥っております。

それにもかかわらず、いやそれだからこそ、食糧法の基本原則に立ち返り、その本来の機能を回復しなければなりません。このような幾多の激しい変動の過程を通じて、食糧法がよくその命脈を保ち得たのは、食糧法が過不足のずれの場合においても、政府の責任において流通する米麦の全量

管理を行い、生産者に対しては再生産を確保するに足る価格を補償するとともに、消費者に対しては家計の安定を図るに足る価格で安定供給を確保してきたからであります。幾多の歴史的試練に耐え抜いた真価を十分に認識した上で、これらの基本原則の確保を前提として法改正に取り組むべきであることを強く訴えたいと思っております。食糧の重要性、食糧制度の役割が正しく理解されるならば、食糧法は再び、つばに再生するものと考えております。

次に、改正法案の内容についての意見を述べさせていただきます。

改正法案は、政府の提案理由の説明にもありましたが、現行第八条ノ二以降の削除による厳格な配給統制の廃止にその出発点があると考えます。そのため、新たに第八條ノ四に、逼迫時における配給統制の復活を明記していますが、その保証として第三条の生産者の売り渡し義務は存置されたものと理解しております。

実態に即し厳格な配給統制を廃止することに伴い、逼迫時の配給統制を明記することは、国民生活上重要な主食であり、当然のことと考えますが、問題は、生産者の利益を害することなく、また消費者の納得を得てそのような切りかえが実際に可能かどうかということであり、私は、そのような事態に至らないことを願うものでございます。政府も国民も同じ考えだと信じます。だとすれば、逼迫時の配給統制の前に重要なことは、備蓄に対するしつかりした考え方と、それを重要な事項として法に明らかにしておくことではないかと思っております。

この点については、第二条ノ二の基本計画の中で明らかにする考えと聞いておりますが、私どもとしては不安に感ずるところであります。ただいま申し上げました点と関連いたしますが、私どもは、備蓄については、現在の全量回転を前提とする方式を改め、一定量を通常の需給とは切り離し、いわばたな上げした形で備蓄し、何事もなかった場合にはこれを他の用途に処分する方法を制度化

することが必要と考えます。

次に、新たに規定される第二条ノ二の基本計画についてであります。この基本計画は、改正法案による米の管理の、文字どおりの基本となるものと考へております。この基本計画について三点意見を申し述べさせていただきます。

その第一は、基本計画は「米穀ノ需給ノ調整其ノ他本法ノ目的ヲ遂行スル為」定めるとされております。この「需給ノ調整」というところが率直に言つて気になるところでございます。基本計画によつて米の生産や価格の抑制を意図するものではないとの言明がございしますが、この基本計画の決定がどのような場で検討または審議をされるのか、特に生産者の立場、生産事情等がどのように反映され、守られるのかといった点を明確にされることを要望するものであります。

第二点は、政府の管理すべき米穀の数量等についての規定であります。ここでは、政府の管理すべき米穀の数量について、用途別、品質別、さらには政府米と自主流通米といった流通における管理の態様に定められることになっておりますが、この中には、転作目標を達成しても、天候等によつて発生が予測される予約限度超過米と、改正法案において新たに認められることとなる縁故米等は含まれないことと聞いております。縁故米につきましても後ほど意見を申し上げますが、予約限度超過米といえども、現に流通する以上、全量管理の当然の帰結として、政府の管理すべき米穀の中に明記すべきものであると考えます。

予約限度超過米は、これまで転作等目標面積を大幅に上回つた達成の中で、しかも平年作ベースでも発生しております。この超過米は、従来、自主流通ルートでの集荷、販売を行つていますが、政府の消極的な取り組み姿勢によつて、やみ流通の温床となつております。改正法案は、このやみ流通の取り締まりの強化を目指しておりますが、単に取り締まり強化というネガティブな対応だけでなく、この予約限度超過米を正規流通させるよう基本方針の明確化と、万全の積極的対策を

講ずることを強く要望いたします。指定集荷業者といたしましても、この政府の施策と相まって、自主的な全量集荷の努力を払う所存でございいたします。

第三点は、備蓄と消費拡大についての明確化であります。備蓄についてはさきに申し述べたとおりであります。消費拡大につきましては、学校給食への米飯導入以外、政策としての裏づけは皆無と言つていい状態となっております。一方、米作農家は、公平確保という名のもとに、ペナルティーを科せられた生産削減を余儀なくされております。そのような中で、米の消費は年々その計画量を下回つております。このことが、さらに生産調整の強化と生産者米価の抑制という形で生産者にしわ寄せされていくのが現状であります。このような事態に対する生産者の不信、不満はいよいよ充満しつつあります。私は、米の消費拡大の目標を基本計画に明示するとともに、その内容として、備蓄用米の処分方法とも関連して、加工原料向け等、新規需要の開発拡大を含めた積極的な拡大均衡対策を推進されるよう要望いたします。

次に、自主流通米制度について意見を申し述べさせていただきます。

自主流通米制度は、発足十年にしていまなお議論のあるところであり、米の流通上大きな役割りを果たしていることも確かな事実でございます。この自主流通米制度について、改正法案の第二条ノ二並びに第三条において法的位置づけを明確にされたことは、事態に即応した前進と評価するものであります。ただ、運用改善の考え方の中では、自主流通米の質的改善ということが言われております。これだけではどのような改善が意図されているのか明確ではありませんが、政府米と自主流通米との基本的な性格づけやその運用の基本を明らかにするとともに、一定のルールのもとでは、自主流通制度が持つ機能や役割りに必要以上の国の干渉や制約を加えることのないよう、十分な配慮をお願いする次第であります。

次に、流通業者の地位と責任の明確化の関連に

ついでの見解であります。

今回の改正法案では、現行法では明らかでなかつた集荷業者の位置づけを第八条ノ二で規定するとともに、第八条ノ三に販売業者を規定し、いわゆる流通ルートの特定を行つております。集荷を中心とする系統農協として歓迎するところであり、また、改正法案はこれら業者について、集荷は農林水産大臣の指定、販売は知事の許可と、これまでの登録制と異なる決め方をすることとしておりますが、その指定や許可の基準を早急に明確にしたいとお願いいたします。

さて、食糧法改正の契機と申しますかその原因ともなりました不正規流通の規制についてであります。

冒頭にも申し上げましたが、法と実態の乖離を是正するというところから末端流通規制が緩和され、個人間の無償の譲渡行為、つまり贈答米や縁故米が認められることになりました。この点につきましては、米の自由化ムードを助長するとして私どもの組織内には警戒する声が多くありますので、その適正な運用を強く要望したいと考えております。

特に、これら贈答米や縁故米に名をかりた不正規流通の発生を強く懸念いたしております。そこで、これらの米の取り扱いについて一定の基準などを明らかにすべきだと考えます。それとともに、これらの米以外の米も含めて、不正規流通の防止とその取り締まりをどのように行うのか、その方針を明らかにし、体制の確立強化も含めて万全の対策を講じていただきたい。もちろん、不正規流通の防止については、集荷、販売の衝に当たる私どもが第一に率先してその責任を果たすことをここでお願い申し上げますが、政府の責任ある対応があつてこそこれらも生きるものと考えられます。

最後に、法改正に伴う運用改善事項に関連する集荷、販売面への競争条件の導入の問題についてお願い申し上げます。

米の消費拡大を図る見地から卸、小売業者の新

規参入、小売の複数卸との結びつき等の施策を含め、流通に競争条件を導入することは適切な措置であると考えますが、集荷と販売とはその事情が全く異なっている点に御留意いただきたいと存じます。

販売面では消費者のニーズに合ったサービスの提供による需要の拡大が最大の課題であり、競争条件の導入に整合性があり、よい方向を指向するものと考えます。しかし、集荷面につきましては、円滑かつ適正に全量集荷する体制の確立が重要でありますとともに、それ以前の問題がさらに重要となつております。それは言うまでもなく需要に合った米の計画的な生産、つまり生産調整の遂行と良質米生産指導の徹底徹底であります。生産された米をどのように集荷するかという以前に、どのような米をどれだけ生産するか、その指導は、行政指導とも相まって、時としては農家を十分説得して行わなければならないのが実情であり、そのことが食糧制度を守る基本でもあると確信いたしております。このことは国の政策の基本でもあらうと存じます。

この点を配慮せずに、集荷だけを念頭に置いての競争条件の導入は、いたずらに混乱を招くだけでなく、国の政策、地方公共団体の行政指導との整合性を欠くものであり、私どもとしてはとうてい承服できません。特に、伝えられるところによれば、集荷業者の事業区域を隣接市町村にまで拡大することを考へておられるようでありますが、このことが、ある市町村において指定集荷業者となつた者は、その隣接市町村においては指定を受けることなく、自動的かつ任意に集荷業務を行うことができることとなるものとすれば、このような体制は、国の直接買入れを基本とする食糧制度にとってゆゆしい問題であり、致命的な破綻となる懸念があります。隣接市町村といえども必ず指定を受けた上で集荷業務に従事するようにすべきものと考えております。何とぞ御理解と御高配をお願い申し上げますが、諸先生方も御

賢察のとおり、過剰過剰と言われながら、本米穀年度の米の需給事情はさま変わりとなり、新たな事態に直面しております。食糧制度の健全な運用が国民的な課題としていよいよその重要性を高めています。当委員会におかれましては、これらの事態に対処する新たな米の流通管理についての指針を早急にお示しいただくことをお願いいたしますと同時に、重ねて、意見を申し上げる次第でございます。どうかありがとうございます。(拍手)

○田邊委員長 ありがとうございます。

次に、足鹿参考人をお願いいたします。

○足鹿参考人 私は全日本農民組合連合会の会長をいたしております足鹿寛でございます。

本日は食糧管理法の改正に際しまして意見を求められました。以下、申し述べたいと存じます。政府提案の食糧法改正案は、現状追認であつて、引き続き米の流通は全量政府管理下に置くことで、米の過剰期、不足期に対応できるようにするためのものだと言明されております。したがつて、米価、食糧政策は大きく変わることがないかのようには言われております。しかしながら、私も農民の立場から見えてまいりますと、見過ごすことのできない多くの問題があるように存するのでございます。

その第一点は、米の減反の拡大と深くかかわり合っているばかりか、米の管理のあり方が部分管理化への傾斜を深めようとしていることであります。

御承知のように、昨年の減反の政府割り当ては全国平均一八%でありましたが、来年と再来年は二四%、そしてその後は三〇%減反へと拡大されようとしております。減反の拡大は、産米の政府買い入れ限度数量の削減に連なっているのは申し上げるまでもございません。このことは、米穀市場における政府管理米の比重を低下させて、自主流通米の比重を高くすることを意味しております。昨年の米穀市場における政府米と自主流通米

の対比は二対一ですが、減反の拡大はこの対比をさらに縮めていくことになるのではないのでしょうか。

現行食糧法では自主流通米は容認されております。今回の改正は、現状追認に名をかり、自主流通米を本法で公認し、産米の政府買い入れ制限強化を可能とする法体系の整備を図ろうとするものであると言われておりますが、それは減反の拡大と相まって、自主流通を米穀流通の本命に仕立て上げるものと言わざるを得ません。ということは、米管理のあり方が事実上部分管理化への傾斜を深めることにほかならないからであります。

第二に指摘しておきたいのは、低米価政策が強化されるということでありまして。

昨春秋、農政審議会は「八〇年代の農政の基本方向」を示しました。その中で、米価政策は、需給価格へ転換すべきだとされ、その段取りは、まず、取引当事者間で価格が決まる自主流通米制度の活用を図ることが肝要である旨強調されております。この具体化は、現行の良質米を対象とした自主流通米におけるUターンを取り外すことで、そのもとで形成される需給価格をもつて、これを政府買い入れ米価にも反映させるということになると想定されます。これは生産費補償の立場に立つ米価決定のあり方を根底から覆すものであると言わざるを得ません。

今回の食糧法改正は、自主流通米制度の拡大再編成に道を開きつつ、それをてこに一層の低米価強化を可能とする仕組みをつくるようねらったものと言わなければなりません。その反面、消費者にとつては、割り高な自主流通米の押しつけが拡大されるということをあわせて指摘される必要があります。

次に、第三であります。指摘しておきたいことは、米不足が生じた際は強制集荷を行うという点であります。

現在、米は過剰だとされておりますが、それは国内での米の生産の二倍にも上る外麦、飼料穀物等の輸入とのかかりで起きておるのであります。

す。食糧法改正案が想定する米不足とは、穀物輸入に支障が起きた場合のことです。

食糧法は、かつて明治憲法下の天皇制政府が戦時立法として制定したものであります。御存じのとおりであります。その目的は、国内産の主要食糧の確保と、低米価、強権供出で米を集め、国民に平等に配給を行うということに置かれておりました。

今回の改正は、穀物の外国依存を基礎に据え、それとの見合いで、輸入可能期には減反と低米価を農民に押しつけ、輸入に支障が生じた際には低米価、強権集荷で米を集めようというものでないでしょうか。しかも、有事立法とさえ呼んでもよい米不足の際の強権的な米集荷は、政令事項とされているということでありまして。政府への白紙委任としか言わざるを得ません。政府の意向一つでかつて天皇制政府やアメリカ占領軍の行ったファッショの強権集荷をよみがえらすことができるような仕組みをされては困るのであります。第二次大戦直後の混乱期における米の強権集荷にしても、食糧法の制定が伴つておつたのであります。

このことを忘れてはなりません。強権発動の行政一任は、新憲法の精神に反するばかりか、議会政治の否定とすら呼んでいいのではないのでしょうか。私は、行政権力の優位性は議会制度を空洞化していく、法律の上にあらざるをかく、そういうことがあつてはならないと憂えるからであります。

以上、政府提案による食糧法改正案について若干の所見を述べましたが、次いで、私どもの若干の要望を述べさせていただきます。

まず、今回の食糧法改正の根拠に流れている国民食糧確保の一つの発想は、外国穀物依存主義の貫徹にあります。そうであるからこそ、輸入依存がきかなくなつた場合を想定してのファッショ的な米の集荷措置の温存が不可欠に絡んでおるのではないのでしょうか。これを容認すれば大変なことになるのではないのでしょうか。

私どもは、このような立場から要望したいのは、日本農業の発展と結びつけた食糧確保への食糧制度としてほしいということでありまして。それには、まず、食糧制度の対象品目は米麦だけではなく、えさ米も含む飼料穀物や大豆にも拡大をし、基本食糧である主要穀類の自給率を引き上げるようにすべきであると存するのであります。また、それとともに、政府が年次別生産計画を立て、輸入の計画的削減を行うようにすべきであります。さらに、生産計画を達成するには、価格保障の確立と無制限政府買い入れの構造が確立される必要があるのであります。生産計画と価格決定については、農民と政府との話し合いを基本に、民主的な手続によることが肝要であると確信をいたします。

日本はすでに世界第一位の農産物の輸入国となつております。輸入の中心は基本食糧である穀類にあることは先ほども申し上げたわけでありまして、世界の穀物需給は、気象状況の著しい変化により長期的に逼迫度を強めていくのは不可避ではないかと存するのであります。このような自然的条件、長期的な自然の逼迫、こういうものを考えずして、いかようにして今後の安全な食糧の確保が可能かというのでありましかうか。その点がきわめて重要であるにもかかわらず、その点がうたわれておらないということは、はなはだ私どもとしては不満に存する次第でございます。昨年春の食糧自給力強化に関する国会決議がなされたのも、こうした背景があつてのことではないのでしょうか。

今回の食糧法改正政府案に対し、社会党より提出された総合食糧法案は、私どもの要望にまさしく一致したものであり、国会決議の精神に沿うものと言つてよいと存するのでございます。いたずらに軍備を拡大することが国の安全を保障する道ではあります。国の独立と安全を保障する重要な柱は、まず国民が必要とする食糧はみずからの国で最低限賄ふというようにすることに求められなければならない。社会党案はその道筋にかなつたものと言つてよいと存するのであります。よつて、政府案には強く反対をし、社会党案に賛同の意を表するものであります。

最後に、米の第二次生産調整とえさ米公認の問題についてであります。

最近のえさ米の実情と所信の一端を申し述べて陳述を終わりたいと存じますが、私たちは全国三十五都道府県において、本年から、権力やまたは何人の援助も受けず農民みずからの自力で、えさ稲アルボリオ系の本格的な栽培を始めました。先ほど議員の皆様方のお手元に委員長長の了解をいただきまして回覧を願ったものがそのものでございす。一つは茨城県の産、小室秀俊さん、二つは鳥取県の産で、一つは田中宏さん外一名でございす。そのように、識別も明瞭であり、粒も日本米の倍近く大きいものであり、このようなものが、今日、いわゆる農民の自主的努力によつて全国に広まっております。

私も取り扱った種子の配布状況から推定をいたしますと、私の居住地である鳥取県において六・七ヘクタールで約三十五トンの収穫を予定しておりますが、全国での推定面積七十ヘクタール、平均収量を十アール当たり最低六百キロと見れば、大体千キロ以上と見るべきであります。中には若干の落ちこぼれもあるかと思ひますが、低目に見て六百キロと見れば、四百二十万トンに達する見込みであり、われわれは一月二十三日、東京都において仲間が相寄り、エサ米運動推進連絡会議を設立、不肖私がその会長に選任をされました。かくして全国的に団結したわれわれは、政府の第二次生産調整計画に対し、この推定実績に基づきえさ米の公認を強く迫りつつあるところであります。

政府は今日までの経緯にとらわれることなく、来年はこの実績を二ないし三倍に上回るのであるうえさ稲に対し、一切の行きがかりや偏見を捨てて、水田の多目的利用の立場からも、水田を畑地化するなどということはやめ、えさ稲の栽培は水田をそのまま水田として使うところに妙味があるのでありますから、減反目的がそのまま達成されるという、えさ米を無視して果たして政府の目指す第三次減反計画が達成できるであらうでしょうか、静

かに反省してもらいたいと思ひます。いざ有事といえばいつでも食用稲への切りかえはできるはずでありまして、えさ稲は飼料の自給の立場からも改めて見直されるべきであり、今日も現に全国で田植えが行われておりますが、全国のえさ米栽培者は、衆議院農林水産委員会委員各位の深い御認識によつて、一日も早くえさ米公認の朗報がもたらされることを念願をいたしておる次第であります。どうか農民の期待に沿うように、格段の御努力、御協力をいただきますことを農民にかわつてお願い申し上げます、私の陳述を終わる次第でございす。(拍手)

○田邊委員長 ありがとうございます。

次に、金山参考人にお願ひいたします。

○金山参考人 日ごろは何かと格別の御指導を賜つておりまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

私、全国食糧事業協同組合連合会会長の金山國次郎でございます。私も全糧連系統組織は、戦中戦後にわたりまして食糧営団、食糧配給公団というところで米の配給をいたしてまいりましたが、食糧配給公団が閉鎖されました後は、民営米屋として三十年この方、国内の要配給量の七割を配給をいたして現在まで来ております。この間、何かとお世話をちょうだいいたしております。この機会に厚く御礼を申し上げる次第でございす。

今回、食糧管理法改正に関連して意見を申し上げます。今、食糧管理法改正に際して意見を申し上げる機会を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。この次第でございす。

今回の食糧管理法の改正は、結果から申し上げますと賛成でございます。現在の消費者の消費構造の現況、不正規流通の現況、また配給の現状から申しまして、すべて食糧法との乖離が相当な幅になつておりまして、できるだけ早い改正が必要、かように考えます。

(委員長退席、津島委員長代理着席)

特に改正法案の二条ノ二、八条に、その改正条文の中で需給調整及び供給実施計画の策定、こういう項目があるのでございますが、私も配給業者

の立場からはこの項目に大きな期待をいたしております。それは消費者の需要にマッチした政府米並びに自主流通米の買い受けの方途が期待できると思うからでございます。ぜひこの点は実現してほしい、かように念願をいたします。これには積極的に私も協力してまいるつもりであります。

ただ、二、三の点で要望がございます。それは、現行の法律から新しい法律にかわりますこの移行の場合に、混乱がないように慎重に対処してほしいということでございます。あくまでもこの移行に当たっては慎重な配慮をぜひともお願い申し上げます。特に流通改善問題が並行して行われるであろうと思ひますが、これにつきましても、あくまでも流通上の混乱を防ぐために連続性を十分に考慮していただきたいのでございます。また、特定される販売業者につきましては、現行の販売業者を特定していただきたい。それから、いまの制度で小売販売業者が卸しを受ける卸業者を指定できる制度があるわけでございすが、この制度はぜひとも残しておいていただきたいと思います。現行の卸、小売の結びつきと称しておるのでありますけれども、この制度は踏襲しておいていただきたい、こう思うのであります。

それからさらに、縁故米と贈答米の関係でございますけれども、これは取り扱ひいかにによりましては流通が乱れる心配が実はございます。これは慎重にさらに慎重を重ねて御措置をお願いしたい、かように存じます。これに名をかりたいわば営業行為などが起こり得るのではないかと心配する向きが少なくないのでございます。これは限度数量を超えた米の集荷、これに十分な配慮を願うことで相当の分は消化されるのではないかと思ふのでございますけれども、これにつきましては十分な配慮をお願いしたい、かように存じます。

なお、現状ではなかなか罰則の適用ができないのでございますけれども、新しい制度になりますと罰則の適用もできることに相なることと思ひま

すが、新しい制度になりましたら罰則の適用もきちつと行われますように、これも期待をするわけでございます。

なお、最後になりましたが、分野の調整に関連してお願ひの一つでございます。本来食糧管理法がきちんと行われましたためには、集荷の仕事が一つあつて、もう一方に配給の分野がきちつとあつて、その中間に政府があつて初めていわば食糧法がきちんと存在するのである、これが基本であろうと思ひます。新しい制度が動き出す段階で集荷と配給が現場面でごちゃやになつて混乱が起きることなどがないように、これは十分にひとつ御配慮をお願い申し上げます。

もう一つは、配給面だけにおきまして、ともすれば次第に零細化していきます部面と巨大とも言える配給面でのいわば確執みたいなものが起きる心配もなしとしないわけでございます。この辺の分野の調整、こういうことにつきましても十分な配慮をひとつお願ひを申し上げます、こういうわけでございす。

なお、販売業者といたしましては今後とも従来以上に消費者にサービスすることを念頭に置きまして、みずからの体質も十分に改善することを考えながら、食糧制度の基本を維持することを念頭に置きまして十分にこの基本に忠実な姿勢を推し進めてまいり、これが現在の考えておる基本でございすので、今後とも何分の御指導を賜りますようにこの機会にお願ひを申し上げます。この次第でございす。

簡単でございますけれども、お願ひを申し上げます。まして終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○津島委員長代理 ありがとうございます。

次に、片岡参考人にお願ひ申し上げます。

○片岡参考人 私は、日本米穀小売商業組合連合会の理事長を汚しております片岡でございます。今回の食糧法一部改正についての意見を述べる機会を与えていただきましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。

食管法についての周到な御努力に心から敬意を表します。ほぼ四十年この法律のもとにある私どもとしても、この法律がいまや満身創痍、守られぬ法律の代表のごとき批判にさらされているのはなほ残念であります。改正によって、国民各層が長い風雪に耐えたこの法律の価値を真に理解し、将来ともこれを遵守するよう、鮮やかにみええることを願わずにはおられません。伝え聞くところによると、今回の法律改正についての政府の趣旨はまさにその方向にあると聞いておりますので、その推進に努力されることをお願いするとともに、改正に当たっては十分御留意いただこう、この法律の中で生きてきた者としての意見を申し上げますので、速やかに御措置くださいますようお願い申し上げます。

制度運用の基礎というべき米の県別作付面積、単収、収穫量、ひいては予約限度数量、農家消費量等が実態と著しく乖離していると思われまふ。このままでは、これがいわゆる不正規流通の大きな源泉となることは明らかであります。この際、御勇断をもって洗い直しを行われるべきだと信じております。

少なくとも改正の時点では現小売業者のみを特定していただきたい。ただし、不正規流通等にかわり係争中の業者については除外をされたい。いわゆる贈答米、縁故米については、あくまでも個人間の無償によるやりとりに限定されることが必要であり、いやくもこれに名をかりて大量の売買行為が行われるということのないよう、趣旨の徹底及び指導に万全を期せられたいと考えます。

小売業者の販売活動については、改正による米供給実施計画の策定実施上からも、米需給逼迫時等の復元措置との関連からも、一定の地域を基礎としたものであることが基本的に必要であり、現行の事業区域及び営業区域の考え方を原則として踏襲されたいと考えます。

いわゆる不正規流通の規制については、取り締まり当局とも十分打ち合わせ調整の上、条文に明

記し、かつ断固たる措置をおとりになることがぜひ必要と考えます。このことが十分行われないうちに、国民各層の改正食管法に対する遵法精神は全くゼロになること明らかであります。制度崩壊が決定的になることを深く懸念いたします。また、不正規流通の実態を最もよく把握している小売商業組合の代表者を中核とする仮称米商業調整協議会というものを設置し、この規制に協力せしめることとあわせて、新規参入、小売、卸関係等、改正以後逐次拡大が予想されるいわゆる商業調整を行わしめることが適切と考えます。

なお、改正法律の公布に当たっては、法律施行までの間に混乱の起こらぬよう、たとえば改正事項の先取り、あるいは適切な御配慮、たとえばマスコミへの周到な接触等が必要と考えます。

以上、簡単にございますが御要望申し上げまして私の意見といたします。ありがとうございます。(拍手)

○津島委員長代理 ありがとうございます。

次に、三田参考人をお願いいたします。

○三田参考人 私は、全国商工団体連合会の三田でございます。

ただいま私の前に話をされました片岡さんは、同じ組合の仲間同士なんですけれども、片岡さんは全国の組合の理事長という立場で参考意見を述べられたわけです。私は理事長が話された内容や意見と交わらない点はあるかと思っておりますけれども、なるべく重複をしないように、特に中小零細な小売販売業者の立場に立つて、本改正案が与えるであろう影響について申し上げたいと思っております。

もちろん、この改正案そのものは、私ども小売販売業者だけでなく、生産者から消費者まで含めて相当大きな影響が出るということが考えられるわけですから、初めに、私どもはいまどういう現状の中で小売販売業者をやっているかということからお話し申し上げたいと思っております。

いま全国の六万一千軒の小売販売業者が、昭和三十七年以来、米食率の低下が非常に激しくなり

まして、それ以来無登録業者の問題を含めて、その全国の六万一千軒の業者の二〇%近い業者がすでに、二〇%というところより一万三千軒近くになるわけなんですけれども、それが最低取扱基準量、これは都会とか農村、生産地含めて大体平均して年間三十トン以上扱わなくては登録は与えないよというふうなものなんですけれども、それが大体米俵にして月に五十俵くらいを扱うような形になるわけです。それをすでに割り込んでいる業者が一萬三千軒も全国でできているという状況です。それは三十七年以降の米食率の低下と、そこから生まれてきております問題、あと余剰米の問題とか縁故米の問題とか、そういうことから発生をしております無登録業者の本当に放置と言つても差し支えないような現状の中で、そういうふうな本当に最低取扱基準量を割るような業者がどんどんふえていくわけです。

一つの例を言いますれば、鹿児島県にはいま千五百軒の小売業者がおりますけれども、その中で千軒が基準量以下になっております。それから、私は東京世田谷で米屋をやっておりますが、東京の墨田区では区の全部の業者の平均がもう基準量の三十七トン以下に落ち込んでいて、区全体がそれ以下に落ち込んでいてというふうな状況が出ています。

それから、無登録業者の問題では、現実に神奈川県とか大阪、京都、愛知、東京というふうな大消費地の周りでは、これは急激にその数がふえてきております。既存小売業者の経営不振というものの大きな原因がそこにもあるわけでありまして。私は、昭和二十六年に、いま話された食糧配給公団から民営に移管をしたときに、同時に独立をして米屋をやっておりますが、これまでの経験で、ちようど三十年になります、その三十年間の中でいままで、米が売れなくて廃業したというのは一回も聞いたことがない。ところが今度、もうことしに入ってから東京都内だけでも百軒近くの米屋が廃業しております。その大半が売り上げの減少からもうすでに見切りをつけてきているというこ

とです。それと同時に、そこに専門の、見切りをつけた業者の権利を買いたっている業者が発生をしているというふうな状況も出ております。

食糧庁の皆さんがこれまでたびたび言われているのですけれども、果たして小売業者の販売意欲の低下とか、それから自助努力の不足というところがこういうふうな現状を生み出したのだらうかということ、を、ちよつと皆さんにも考えていただきたいというふうに思うわけです。これは食糧庁の統計なんですけれども、ここの六、七年の間に全国の小売店の数が七千二百軒ふえているのです。これは新規参入されているわけなんですけれども、その逆に全国の米の販売数量というのは、これはわずかですけれども、年間五十四トン、五万四千キロですか、それだけ減つていっています。これはどういうことをあらわすかといえます。実際それだけ零細な業者がどんどんふえているということがこの中に数字的にも示されているのではないかとこの中に思っています。

私ども販売業者は、決して販売意欲がないとか自助努力がないとか言われるような状況では実際にはないわけです。いま八時間労働とか週休二日制とかいって世間で言われておりますけれども、私どもは一日十三時間から十五時間店を開いて、いつでも配達ができるような、たとえ五キロの米でもアパートの五階まで階段を駆け上って配達をしております。前にも申し上げましたように、意欲や努力だけでは本当に解決ができない状況というものがその中にあるのではないのでしょうか。

日本の食糧政策のしわ、これは米食率の低下というのはいまのところから来ているのだと思うのですけれども、それと無登録業者のはらん、これもそういうところから出てきているわけですから、そういうふうな大きな波の中で、流通業界の中で一番大きなしわ寄せを受けているのが小売販売業者ではないでしょうか。こういうふうな、四苦八苦しながら現在営業を続けているというのが、いま小売販売業者の本当の姿ではないかというふうに思っています。

いま、こういうふうな非常に困難な状況の中に今回の法改正が提出をされたのですけれども、今回の改正案の中で、私も米を扱う業者でもどうしてもわからない点があります。たとえば今回改正点の中でまず取り上げられている問題というのが、使っていない通帳の廃止の問題があり、これは通帳の廃止の問題なんですけれども、いまになってそれに対してここで異論を唱えるということではありませんけれども、これが無登録業者の取り締まりができない原因にされているわけです。通帳で米を買わなくてはならないというのに、通帳も使っていないところで無登録業者が出たからといって、それを取り締まることはできないという食糧庁の方の話もあるわけです。

一体どういう原因でそうなったかということを一語だけ小売業者の立場でお話をしたいと思うのですが、実際私も小売商としては、通帳があればいつでも使っているはずですが、ところがいま役所が発行していない。発行をしていないことが使われない原因になっているのです。そのことをはっきりしていただきたいのですけれども、昭和四十四年ですか、私も消費者の結びつき登録の廃止というのがありまして、それと同時に新規参入の制度ができました。そういう中でちょうどそのときを境にして通帳をつくらなくなっているのです。現在、五十五年の資料を見ますと、三千七百七十四万五千世帯の中で、三十一万世帯分しか印刷をしていない。だから、その通帳がわれわれの手元にも来ないし消費者の手元にも来ない。だから、使わなくてもいい。使わなかったら死んじやうわけですよ。それがなかったら米が買えなかったらば、消費者はもらえないのだから米は買えないということになるわけです。その責任をいまここで云々するということではありませんが、それが原因で無登録業者の取り締まりができないということになると、やはりわれわれ小売業者としては何か納得がいけない問題がそこにあるような感じがするのです。それから、このほか縁故米とか贈答米、今度の

法案の中ではそういうふうなものを認めていく。それから集荷とか流通の業者の特定というふうな、表面上は本当にだれが聞いてもこれは当然と思われる問題ばかりです。理事長の話ではありませんが、この中には一部私どもの組合員の中にも期待すら持った点がたくさんあります。ところが、いままでに食糧庁の方々を呼んだり、そこへ行ったりして四、五回にわたって説明を受けました。そういう中で、まだ現在も明らかにされていない、ただ、これは省令で決めます、これは政令で決めますということだけで片づけられている問題がたくさんあるわけです。それらの問題で細かい点や的確な納得がいく説明を受けたい事項が、いま数限りなくいろいろいくらも明らかなわけでもないまま、それが全然というくらい明らかにされないまま、この法案は食糧制度を根幹は崩さないで守るのだという話だけなんです。その点の一つ、まだまだ納得のいかない問題としてあるわけです。

ここで特に二つだけ申し上げたいと思うのですが、私どもは小売販売業者ですから、生涯を通じて営業を続けている限り消費者とは切っても切れない縁があるわけです。ですからその意味からも、今回の法改正の中で消費者に与える影響についても強い関心を持っており、それは自主流通米制度を法文上認知をしていくという問題です。これはいま消費都市に限らず、この場所においてもそうなんですけれども、自主流通米の販売量というのは年々増加を続けています。ことしのように冷害の影響で低品位米が普通の政府管理米の中に混入されて、特例標準米というふうな形で配給をされる。そのことによつて、ますますいま標準価格米を食べていられる消費者の方はますます自主流通米に自主流通米にとすると、どうしても自主流通米に自主流通米に移行していくのは当然なことなんです。それが実際、東京都内の卸業者もそうなんですけれども、卸の方がここにもいらつしやいますけれども、もうすでに自主流通米は制限販売をしているというふう

な卸も出てきております。

ですから、これが一層このままの形でこの自主流通米が大幅にふえて、本当に消費者が安くてもうまい米という長年の願望も縁遠いものになつてしまふというふうになりかねないのではないかと、この自主流通米の枠を現在以上に拡大をしないという問題と、政府の管理米そのものの銘柄の改善の問題、それから需給の安定策、その辺はやはり今度の中でも明らかにしていただきたいということが一つあります。

それからあと一つだけ心配になることを申し上げますと、いま全国の一萬三千軒以上にもなる取扱最低基準量を割っている業者の処遇の問題です。これは新法の施行時には六カ月を限って継続をして営業することを認めていくのだということになっております。これは混乱を来さないためには当然の措置だと思えますけれども、いままでの説明会とかそのほかの会合の中でも、一貫して、その後どうなっていくのだということが明らかになっていない。ただ、小売販売業者の努力、意欲ということが非常にその都度強調をされているのですけれども、やはりそれと同時にされなくてはならないわれわれの営業を圧迫している無登録卸、小売の問題、この処理については本当に確かな答えを得ていないというのがたまたままでの経過なんです。

いまこのまま推移をしていけば、これらの弱小の本当に小さな小売業者は、急速な競争原理の導入という大波の中に巻き込まれて、本当に自然淘汰を待つばかりというふうな形に追い込まれかねないわけですね。それと同時に、また、大型の小売業者の問題とか商社等の新規参入の問題をどこで歯どめをかけていくのか、それとも歯どめをかけるのでそのままにしていくなのかどうか、その辺もまだはっきりしていません。いまこそやはり、既存業者そのものの安定した経営が今後の安定供給を確保する上でも重要な役割を果たすというこ

とを、御認識を新たにさせていただきたいというふうに思うわけです。

いろいろ申し上げましたけれども、私も小売販売業者の営業の実態と法改正の与える影響について、いま申し上げました本当にほんの一部分だけしか申し上げられる時間がないわけですが、この法のもとに営業と生活のすべてをかけている私も小売販売業者の立場から、今後この国会審議の場で十分な時間をかけていただいて、本当にわれわれも、国民すべてが納得ができる法案の御検討を心からお願いをしたいと思います。

きょうは貴重な時間をお与えくださったことを感謝をいたしまして、発言を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○津島委員長代理 ありがとうございます。

次に、中林参考人 ありがとうございます。
○中林参考人 私は、ただいま御紹介をいただきました日本生活協同組合連合会の会長をしております中林でございます。

きょう国会において、農業問題に一番詳しいこの委員会の先生方前で参考人として意見を述べさせていただきますことを非常に光栄と思っております。しかし、私はあくまで消費者の立場で素人でありますので、先生方にはお聞き苦しいことを申し上げます。けれども、先生方が、よろしくお願いをしたいと思っております。

(津島委員長代理退席、菊池委員長代理着席)

ただ、私たち消費者は、米というものには非常に大きな関心をみな持っております。恐らく国民の九二％の者は、毎日必ず一回以上米を食べて生活をしていると私は思っております。そういう意味で、食糧制度がどうなっていくのかということとをみんな心配しております。

特に、かつてアメリカのニクソン大統領が大豆の輸出規制をやつたら、お豆腐とか納豆がたちまち上がった。あるいはまた、石油、パニックのとき、これがもしも食糧であつたら一体どうなつたかというのをみんな心配をいたしました。またこれ

からの世界の食糧がどうかと言えば、長期的に見場合には食糧不足ということが言われております。そういう点から、消費者はみんな、日本の食糧の給源である農業がどうなっていくのか、日本の農業はやはりぜひ消費者の立場からも守っていただきたいというふうな思っております。そういう点から、私は、やはり食糧法というのは国民の日常の生活にとって不可欠なものだという考え方は国民の中に定着をしてくているというふうな思っております。

そういう点から、消費者は日本の農業に非常に関心を持っているわけですが、ただ、これは私というよりも消費者がみんな非常に不満を持っていることは、いまや農業の問題、食糧の問題は国民的な課題であるにもかかわらず、たとえば農政審議会に消費者代表は委員として入っておりません。専門委員は入っております。農業の問題がこれだけ重要な問題であるにもかかわらず、農政審議会に正式の委員として消費者代表が入っていないことを、これはみんな不満に思っているというのを、まず先生方に私はこの場をかりて消費者の立場からひとつ訴えをしておきたいというふうな思っております。

そうして、現在お米は過剰だ、また消費の拡大が現在非常に大切だということが言われております。しかし、現在の食糧法は戦争中につくられ、いろいろ先ほどから各参考人の方がおっしゃいましたように、陳腐化している面がたくさんあります。私はやはり消費者の立場から、消費の拡大を図っていくためには、食糧法において流通面の一定の改正をすることは必要だというふうな思っております。そういう立場から今度の食糧法の改正には一定の評価を私たちはしております。しかし、評価をしているからといって、それで安心だというふうなものでは決してありません。いろいろ心配な点がたくさんあります。

第一に、私は法改正をして全部問題が解決するものとは決して思っておりません。現在のお米の過剰とかあるいは消費の減退ということの中に

も、今日まで生産農民の気持ちなりあるいは消費者の心理というものを逆なでにしたような政治や行政があつたかなかつたかということを私は考えてみたいと思ひます。消費者の間で標準米がますますいまいという言われております。そういう形で米に対する不信感というものが拡大されてきております。しかし、標準米がどうしてまづくなっているのか。消費者はおいしい米を食べたい。おいしい米を食べたいということの願ひの中には、価格の問題が非常に強くあります。しかし、その消費者の気持ちを逆なでするような価格政策というものが今日まであつたかなかつたかという点も、私は今後大いに先生方の御審議の中において御検討をいただきたいと思うわけであります。

私は、米の消費拡大ということについては、米に対する消費者の信頼を回復することが現在何より大切なことではないかと思ひます。もちろん、米の消費減退の大きな原因は戦後のパンの給食、それが米に対する関心を減退させた何より大きな原因であり、また消費生活、特に食生活の多様化という形の中で米離れが必要以上に進んでいることも私は事実だと思ひます。しかしながら、流通面におけるところの価格政策、消費者の信用を確保していくような政策がこれまで十分であつたかどうか。そうして生産面においては、米は余つていふこととで余り物のように、農民の皆さんの立場から見れば何か必要以上に米をつくらせているのではないかと余りな気持ちを持つた、消費者の立場から言えば、おいしい米をできるだけ安く食べたいという人間の本能的な、本来的な気持ちというものが政治の中でもっとと生かされなければならぬし、ぜひ生かしていただきたい、そのことが今度の食糧法の改正、特に流通面において消費拡大を図るに当たっては大事なことでないかというふうな私はまず考えるわけでございます。

それから、食糧会計の赤字ということが、これもしよつちゅう新聞に出ております。私も御承知

のように米価審議会委員を長くしているわけで、その中で、食糧制度の赤字が無限に拡大することは食糧制度そのものが崩れることになりまして、食糧における赤字というものはみんな縮めていく努力をしなければならぬと私は思ひます。しかし、私らがいたいただきました資料によりますと、四十五年には一般会計においての食糧の経費は五・九％であつたが、五十六年には二・一％になつて少なくなつています。また、農林関係の予算の中でも、四十五年は四九・二％でしたが、五十六年は二六・九％という形で、赤字はずつと縮小されてきているわけであります。特に現在財政問題がやかましい中において、こういう食糧の赤字を縮めていくことはみんな努力はしなければならぬと私も思ひます。そうして工夫をすれば考える余地が十分あり得るのじやないだろうかと思ひます。

そういう点では、ここにおいでの方先生方は私とほとんど同じお気持ちの先生方ばかりじゃないかと思ひます。それと、私は、三三三三と言つて、国鉄とか健保と一緒に食糧の赤字のことを言われるのはどうも心外にたえないのです。これは農民の皆さんも忍びがたきを忍んでいるいろいろなことをされているし、消費者もいろいろなことをされているし、また、私は農林省の肩を持つわけではないのですけれども、農林省も言われるから何とか赤字を縮めなければいかぬということで、米審で皆さんのいろいろなことを聞いています。そういう努力は私は非常にされていると思ひます。それで、その点も先生方にもう少し御理解をいただいたらと思ひます。

そうして、現在、米の取り扱いについて私が非常に心配しますことのひとつの例として、もう七、八年になりますか、かつて全中の会長であつた宮脇さんが米審の席上で、麦を安楽死させるのなら、政府は安楽死させるということをはつきりと言えということ非常に悲痛な声で訴えられたことを覚えております。そこで、麦がなぜ生産がずつと

減退してきたのか。私は子供のころ、おやじの実家が百姓でしたので農家で麦がうんとつくられていた実情をよく知つていたのでありますが、そういう中で麦がつくられなくなつてきたという農民の気持ち、二、三年前に農協の婦人部の代表の農二人が私のところへ見えて農業の問題を話し合いましたときに、お二人とも息子さんを東京の農学関係の大学へやつた、夏休みに子供が友達を連れて遊びに来たから、いろいろ接待をして、別の部屋にいたら、その自分の子供も遊びに来ていた友達も二人とも、大学を出たら農業をやりたいくないというのをきいてるのを耳にして、母親として、何のために東京まで出して勉強させているのか考えさせられたということを私に言つておいでになりました。そういう点から、今度の食糧法の改正の機会に、先生方のお力で若い人たちがみんな自信と希望、誇りを持つような農業というものをぜひお考えいただきたい。これは消費者の立場からも、法律体制とともに、それ以上に非常に現在重要なことではないだろうかと思ひます。

そうしまして、今度の改正は米の消費拡大と流通面の改正に大いに特徴があるわけでありまして、けれども、第一条の「配給ノ統制」を「流通ノ規制」というふうにしたところから始まつて、各条を見ますと流通面に非常なウエイトを置いておいでになります。この機会に何とか米離れをもう少し弱めて消費拡大できないか。それからまた、現在いろいろな点から日本型食生活ということについて各方面で検討をされております。それから、これからの日本経済が長期の不況に入っていくということになれば、米に対する関心はいままで以上に強まつていくと私は思ひます。現に私の方の生協でも米を扱っております。しかし生協で扱つております米は全部農協の経済連との関係において扱つていふ米であります。それで生協の米はおいしいという形の中で、生協で扱つております米は、正直言ひまして生協の組織拡大のために役立つというわけでありまして、今度の流通面におけ

いろいろな改正が細かなことはほとんど政令にゆだねられておりますので十分わかりませうけれども、流通面においては農協と生協の關係によるところの米の拡大というものの事実をぜひ皆さん方に御検討いただきたいと思ひます。

今度の改正で、流通ルートというものを国や都道府県の監督のもとに置いて、そうして集荷、販売業者の地位とその責任を明らかにしてきている、そうして自主流通米に法的な地位を与えていくという、このあたりが今度の改正の特徴だと思ひますけれども、この中においても、これからつくられるところの政令、そういうものについても法律の審議の中で私は十分御検討いただきたい。

流通面に経済競争の原理を導入する、あるいは新規参入を認めていく、そういう形で流通面を活性化して、活性化していくことはこの際必要なことだと私も考えております。しかしながら、そういう中で十分お考えをいただきたいのは、卸の段階で自由選択によるところの入札制度が導入されて、品質別に見た米の需給均衡を図っていくとか、いろいろなことが考えられているようでありますけれども、競争原理を導入する、経済原理を導入していくという形の中で、下手をしますと、企業サイド、しかも商業資本の介入ということが非常に強まってくる危険性があるということを私は憂へるわけであります。そういうことを中心にしていろいろ考えられましたら、消費者の立場から見たら、そういう中で米の値段のつり上げということが行われなにかどうか、それから品質の問題がどうかという点で、細かな点でいろいろと私は問題があるのではないだろうかと思つております。

生協でももちろん自主流通米を扱つております。しかしながら私たちは、今度のこの改正の中においてもおいしい標準米をぜひとも確保していただきたい。特に標準米については、大都会においてまずい、地方へ行つて標準米を食べるとおいしいのです。そういうような点についても十分御検討を私は諸先生方にお願ひしたい。そして

今度の改正が本当に消費者の立場から、米は日本人の主食だから米を食べようという気持ちで消費者の中からも出てくるようにぜひお考えをいただきたいと私は考えるわけであります。

私たち消費者はやはりできるだけ安く食べたい。日本の食糧は高いと言われております。しかし安易に外国から食糧を輸入するということについては問題がある。日本における米を中心とする政策というものをぜひとも消費者の立場に立つて先生方に御検討いただきたい。そういう点につきましては、今後の流通面においても生協の位置づけ、私たちはお米屋さんがなくていいというようならばかなう考え方は毛頭持つておりません、お米屋さん私たち生協の者も十分消費者の立場に立つて競争をすればいいのであつて、だめな生協はだめ消費者から忌避されることも十分あり得ると私たちは思つております。そういう生協でつづけたものも幾つもあります。公正な競争というところが流通面において十分果たされるように、そしてそういう中で一番心配になりますのは不正規流通といふますか、やみ米の横行というものについても十分先生方に御検討いただきたい。縁故米とか贈答米といふものも今後認められるわけですが、そういう中でいろいろないかがわしい流通などが行われないうちに、ぜひ先生方の御審議の過程で明らかにしていただきたいということをお願いいたします。私の参考人としての陳述の責めを終えさせていただきます。 (拍手)

○菊池委員長代理　ありがとうございます。(拍手)
次に、林参考人にお願ひいたします。
○林参考人　ジャーナリストとして農業、食糧問題の取材に当たつてきました経験から、今回提案されております食糧管理制度の改正案について若干の私見を述べてみたいと思ひます。

すでに各参考人から出ておりますように、現在の食糧制度が一種の空洞化している状態であるといふことはすべての人々が認めるところであります。特に米過剰の構造的な定着化あるいは末端流通における自由米の横行、こうした問題が食糧制

度の抱えている問題としてきわめて深刻であるといふことは十分認識されるところであります。こうした問題につきまして、昭和四十年代から行政的手法によりまして数々の改善あるいは改正が行われてきたわけでありますが、それらの行政的手法ではもはや解決できない段階に達した現在において、改めて法的な改正が必要になつてきたといふふうに私は認識しております。

ただ、この法的な改正が必要になつてきたといふことは認めるわけでありませんが、さらば、いわゆる現状追認的な改正ないしは当面をつくらうがばう的な改正によつてこの問題が果たして全面的に解決できるであらうかといふふうに考えますと、これはこうしたものでは解決できないといふ認識に立つております。

食糧制度につきましては、諸先生方御承知のとおりすでに四十年間の歴史を持つております。そして、依然として現在においても、これはわが国の食糧政策の基本的な法制であるといふことには変わりがないといふふうに考えております。食糧制度の持つておりますいろいろな側面、これはわが国の食糧政策の基幹であるといふことに現在においても変化がないし、今後の食糧問題を考えるいく場合には、この機能を弱めることではなく、むしろ機能を強化していくことが今日の最も重大な課題ではないかといふふうに考えている次第でございます。

では、今日の食糧問題、食糧政策についてどのような問題があるかと申しますと、一つはやはり米過剰の問題がございます。米が昭和四十五年以降構造的な過剰状態に陥つていくことについては私も認識しておりますが、同時に考えなければならぬことは、米が過剰でありながら他の穀物が圧倒的に輸入に依存しているといふ、この食糧供給の二重構造の問題について切り込まない限り、米の過剰の問題あるいは米の流通改善の問題にどのような手を加えていっても、それは当面を糊塗するにすぎないものではないであらうか、矛盾は矛盾としてあくまでも尾を引いて出てくる

のではないかといふふうに考えられます。

この食糧、特に穀物供給の二重構造問題につきましては、すでに農政審議会その他においても、これをいかにして変えるか、わが国の農業生産構造を変えようといふような方向に進みつつあります。そういう中で特に食糧政策の問題における食糧自給力強化に関する決議、あるいは農政審議会の答申にありますように、食糧の安全保障論といふものが国民的な関心を呼び起こしております。

現在食糧の安全保障が言われておりますが、わが国の食糧問題を見た場合、日本における食糧危機といふものがどのような形で来るのか、このような点についてはまだ十分に詰められておりません。私見によりますれば、私は、日本の食糧危機といふのは、今後十年ぐらいの間に栄養水準の極端な低下といった絶望的な食糧危機を招来するといふようなことはあつてはならないし、また当面は考えられないことだといふふうに思ひます。しかしながら、出てくる問題は、食生活の体系を維持することができないといふ形の危機は、すでに今日においてもその萌芽的な状態においてあらわれているといふふうに思ひます。

それは何かと申しますと、先ほど言いました穀物供給の二重構造、わけても国内生産がわずかに二％にすぎないという飼料穀物の圧倒的な輸入依存、この体制が今後の世界の食糧情勢の中できわめて不安定性を増しているといふことであります。このえき問題を端緒にしまして、われわれ国民が消費しております畜産物について、これを十分消費できない、供給が不可能になるという形で現在の食生活が維持できないといふような状態が出てくるのではないかといふふうに思うわけであります。そういう認識に立ちますと、今日の食糧政策としましては、この食糧制度の機能を、食糧供給、穀物供給の二重構造を改善するという方向に充実させるということをまず基本に置いて考えなければならぬのではないかといふふうに考えます。

具体的には、これは米麦のみならず飼料穀物を食糧の対象物資とするということがまず何よりも大事であろうというふうに思います。昭和二十六年まで、あの戦後の絶望的な食糧危機の中では、雑穀に至るまで食糧物資でありました。それ以前においては芋まで食糧物資でありました。そういうようなことを考えますと、今日の時点においては、飼料穀物を対象にするということは、八〇年代に生ずるであろう畜産問題を中心とする食糧問題に対処する上において基本的に重要であるというふうに考えます。

そして、これは現在三三%まで落ち込み、やがて近い将来には三〇%台を割るのではないかとと思われる穀物自給率を引き上げるための基本的な構想になるというふうに考えます。私も、現在輸入されております千四百万トンを超える飼料穀物のすべてを国内で自給できるというふうには考えておりません。そのようなことになれば大変な投資が必要でありましょうし、国民的な、国民経済の負担というものはきわめて大きいということを承知しております。しかしながら、少なくとも食糧の安全保障を言う以上においては、これは具体的な対策としてこの問題に対処しなければならぬというふうに思います。

その具体的な方策とは、いわゆる生産力備蓄の考え方であります。生産力を備蓄して、有事の際にこの生産力をフルに発揮させるという方法が必要だろうと思ひます。農政審議会の答申はこの件に関してやや具体性を欠いております。不測の事態に備えるということは、生産力を常にいつでも発揮できるように備蓄をするということが必要であります。そのためにはすぐれた生産装置としての水田、これを維持していくということがわが国の食糧の安全保障にとって不可欠な問題だといふふうに考えております。これを可能にするためには、やはり食糧の機能を拡充して、そして飼料穀物についての適当な国境保護措置を講ずる、つまり、輸出入の国家による規制を行うということが必要だといふふうに考えます。

そして、場合によっては、水田の生産力の維持のために最も重要な問題は、先ほど足鹿参考人からも話が出ましたように、一部をえさ米として生産するというこの方法こそが具体的な手法であるというふうに考えます。私も農業情報研究所の中にエサ米情報センターを設けてまして、全国のえさ米に関する情報を収集しておりますが、本年度全国で百ヘクタールを超える試験田がつくられております。こうした実情を見るならば、国家的な要請に基づく穀物自給率の向上と同時に、これは農民の要求である米をつくっていく、水田をつぶさないようにしようというものが全く合致しているものであるというふうに思います。食糧法の条文の審議とは別に、こうした基本的な今後の食糧政策に関する諸問題に関して、本委員会において諸先生方の十分な御検討をお願いしたいというふうに存じます。

第二に、政府案について若干の私見を申し上げてみたいというふうに思います。

政府案につきましては、これは一般マスコミは、私を含めてでございますが、現状追認という言葉を使っております。そしてその内容につきましては、本法案本文にあらわれたものより、むしろ政省令あるいは今後の運用にゆだねられている点が非常に多いわけでありまして、これらについてまだ私も十分承知しておりませんが、やや気になる一、二の点を指摘したいと思ひます。

まず第一の問題は、基本計画を定めることになっておりますが、この基本計画で当然に、現在まで行われてまいりました予約限度数量という形で買入れ制限が一種の法制化へ進むというふうな理解できるのではないかと考えられます。生産者農家の理解と協力を旨として進められる政策について法制化をされるということになれば、ある場合には強権的な強制力が加わるのではないかといいことについて、現地の農民たちが大変心配をしております。こうした問題が果たして今後の運用の中でどのように行われるのか、この点はひとつ明らかにされなければならないというふうに考

えられます。

第二に、自主流通米の法的な公認、これは本文第三条においてもすでに明らかにされておりますが、この中で特に問題なのは、自主流通米のUターンが一体どのように扱われるのかという問題であります。現在であれば、これは政府の全量管理というたてまえを崩さないために、予約限度数量内の米であれば、これは自主流通米であっても、自主流通米として販売されなかつたものについては政府に売り渡すことができる、いわゆるUターン制度を認めております。今後、これは類別あるいは自主流通米、政府米という流通態様別における計画の中でこの枠を決めるということになれば、このUターンを認めるのかどうかということの一つの焦点になるかと思ひます。もしUターン制度が崩れるということになれば、国民の必要とする米の全量を国家が管理するという食糧管理の基本的な構想が崩れるわけでありまして、この点も審議の経過の中で明らかにしていただきたいというふうに考えます。

それから第三は、価格形成の問題であります。価格形成につきましては、これは特に自主流通米を主体として市場原理によって価格形成が十分行われるようにする、その市場原理による価格形成がやがては政府買入れ価格に反映するという形で、価格による需給調整という構想が今改正案の一つの柱になっているというふうに考えられます。特にその場合、低品質米と称される四類米、五類米につきましては、自主流通米の中にも組み込むということになっておりますので、これは現実において政府買入れ価格を下回る価格で取引されるということが常態にならうかというふうな考えます。そうなりますと、政府買入れ価格、つまり現在までは最低保証価格と考えられていたものが、いわゆる安定帯価格の中間値になるということになります。これは食糧管理制度において価格を国家で管理する、管理価格のもとに置くという制度に対する根本的な改正点であらうかというふうに思います。

以上のような点を考えてみますと、これは単に現状追認にとどまっていけないのではないだろうか、食糧管理制度の一つの大きな変化を伴う改正であるというふうに考えます。そういう点から、これらの問題についての具体的な内容について明らかにすることが必要ではなからうかというふうに考えます。

第三に、今回の改正に当たって特に考えていただきたい点を二、三申し述べておきたいと思ひます。

一つは、食糧管理のための財政負担の問題であります。今回の改正の背景にも、この財政負担がふえてきている、これは財政再建策の中で問題というふうに思ひます。しかし、いままでの食糧管理のための財政負担を考えますと、やむを得ないいわゆる社会保障的な性格が非常に強くあつたというふうに考えます。今後この財政負担をどのようにするかということを考えますと、今後は食糧安全保障のいわゆる社会的な保険料としての考え方、これを貫かなければならないのではないかといいふに思ひます。その社会的な保険料がどの程度でいいかということについては、十分諸先生方の御議論にまつところでありますが、性格としては、そうした性格で今後とも財政負担は必要であるというふうに考えております。

それから第二に、改正案の中にあります基本計画、実施計画の問題に関連いたしますが、基本計画については、これはわが国の農業生産のあり方に基本的に関連いたします。実施計画については、これは国民の食生活のあり方に関連いたします。こうした重要事項でありますから、これを単に行政の手ゆだねるのではなく、生産者、消費者の参加する審議機関によってこれがチェックされなければならぬ、そういう性格であらうかと思ひます。これらについては、法制上こうした審議機関を設けるということが明らかにされる必要があるというふうに思ひます。

第三に、備蓄の問題であります。備蓄については今回の食糧法の改正案の中では明らかにされ

その他、流通面の改善については、現在考えら

現行の食管制度に關しましては、なかなかいろいろな極端な御意見があるのじやないかと思ひます。たとえば全くこういうものは要らないのだ、もつと徹底した間接統制にすべきだ、こういう意見もおありになるかと思ひます。ただ、私が存じ上げております國民のいろんな世論調査、こういうのを見ますと、國民の大部分は、依然として將來の食糧供給に不安を持っている、食管の維持を望んでおる、こういうふうに考えます。

オイルショックのときに、洗剤だとかトイレツトペーパーなんかで起こつたようなことが最も重要な主食に対して起こらなかつた、こういうようなことを考えますと、基本的な骨格は維持すべきだ、こういうふうに考えまして、現状に合わなくて、先ほど来いろいろ御意見出ておりますようなて

まあ、希望でございますけれども、昭和二十七年以前はかなり頻繁に食糧制度を改正しておられましたので、今後とももう少し現状に合わして、今後の問題でございますけれども、頻繁に改正された方がよろしいのではないかと。これは経済の実態でございますので、生産者も末端の消費者も流通業者も経済の誘因ということに動くことは法律で規制することは不可能でございますから、いたず

○菊池委員長代理　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松沢俊昭君。

○松沢委員 きょうは参考人の皆さんには大変お

昭和五十六年五月七日

忙しいところをお出ましをいただきまして、大変貴重な御意見を聞かせていただきまして本当にありがとうございます。

若干御質問を申し上げたいと思いますのですが、さつきも中林さんの方からお話がありましたように、いわゆる三Kという、そういうことで、米の管理の問題につきましていろいろと非難も出ております。私ははつきり申し上げなければ、今回のこの改正、これは皆さんもおわかりのとおり昭和十七年にできたところの法律でありまして、一切がかたかな法、こういう法律でございまして、あの時代は戦争をやるには米を集めなければならぬ、食糧を集めなければならぬ、こういうことで上がつた法律でありますから、やはりいまの時代に合わないところの面というのたくさん出てきていることは間違いないと思います。しかし、いま行革だとかあるいはまた財政再建だとかということが実は新聞等においては花盛りになっているわけなのであります、今回のこの法律の改正、考えてみますと、確かに合わないところが出てきているというけれども、もう自主流通米の導入だとか、あるいはまた統制令からの除外だとか、いろいろなことが、これは法律改正でなしに、まあ政府の役人の手によって改正されてきている。これを見ますと、法律十八回、施行令が四十一回、規則が九十五回、関する件というのが百五十六回、これぐらい法律改正しないでどんどん空洞化をやってきた。それがいまになって見るならば、法律と現実というのが大分乖離が大きくなってきた、こういうことになると思うのです。

今回の法律改正に当たっても、運用の面等につきましてはやはり政令で決めることになっておりますので、こういう食糧管理のあり方というのが果たしていいのかどうか、こういう一つの疑問を持っておられるわけなんでしょうが、この辺につきましまして、学識経験者の立場で御出席を願いましたところの林先生と逸見先生に、食糧の管理をやるのに、要するに国会で決まったものとは別に食糧管理が動いているという管理のあり方についてどう

うお考えになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○林参考人 お答えいたします。

政令あるいは省令で行う事項、これは当然先生方にはおわかりのとおり、法律に基づいて行われるべき性質のものだというふうに思いますが、食糧制度の中では若干この辺に疑義がある点もございまして。たとえば、買入れ制限が事実上行われている、予約限度数量がつくられたという問題がございまして、これにつきましては、農政審議会におきまして、米過剰の状態の中においては、要すれば特別立法ないしは食糧法の改正によつてこの買入れ制限を行ふべきであるというような答申が行われております。それにもかかわらずこれは政令事項として行われた、こういう点についての若干の疑義がございまして。

もちろん政令、省令によつて行つてはならないということではございせんが、こういう基本的な事項に関しては法律改正を行わずにやるということについて、これは多くの国民の間に疑問を生ずる。特に生産者農家の間ではどういふふうになっているのかわからない。今回の改正においても、政正の条文はこまごましか言っていないけれども、そこから先はまた運用という形で、どんどんなし崩しが行われるのではないかと疑問を生ずるといふことがございまして。これは改正案の提案理由の趣旨の説明にもございまして、遵法精神を失わせるものにもなるかと思ひますので、その辺に關しましては先生方にいわれる歯どめ措置を明確にしたいと、どこまでは法律条項であるかという点についてのお考えを法律の中へ盛り込んでいただきたいというふうにお考えしております。

○逸見参考人 私、先ほど申しましたように、もう少し法改正が過去頻繁にあつた方が自然ではなかつたか、こういう印象を持っておりますのは、いまの御質問の趣旨と一致するのではないか、こういうふうにお考えしております。ただ、私自身としては、行政でやり得る範囲がかなり大きな

いと、国会でいろいろ絶えず御審議いただいているわけではございせんけれども、経済の実態というのには非常に頻繁に動きますので、そういう審議の手数というものを余りいとわずにお持ちになるのはいかがか、こういうふうにお考えしております。

○松沢委員 次に、柿さんに御質問申し上げます。

実は農協も生産調整に協力してこられたわけなんです。生産調整に協力して食糧の根幹を守つていかなければならぬ、こういうことをずつと言つてこられたわけですが、今回のこの法律の改正、第一条の「配給ノ統制」というのが今度は「流通ノ規制」に変わる、こういうことになりまして、いままでの食糧管理法とは本質的に大変違つたものになつてきたのじゃないか。私たちは、根幹というのは、一つは全量買上げ、それから二番目としたしましては二重価格制、三番目としたしましては政府の直接管理、要するにこの三つを根幹だと実は心得てきたわけなんです。まして、この点は農協さんとはやり同じような考え方であつたのではないかと、こう思つておりますが、今回のこの改正によつて「流通ノ規制」ということになりまして、農協がいままで主張してこられたところの根幹というものはなくなつてしまふのではないかと、こんな考え方を持っております。

それからもう一つの問題といたしましては、さきも触れましたけれども、米を管理するにはやはり金がかかるという前提で議論していかなければならぬと思ひますけれども、政府の方では、財政再建、行政改革、安上がりな管理を考へるといふことからこの法律の改正というのが行われてきているのじゃないかというふうにも考えておられるので、その点は農協の立場でどのようにお考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

○柿参考人 ただいま御指摘の点につきまして私どもの考え方を申し上げます。今回の法律改正の中では、先ほど冒頭に申し上げましたように、われわれが要望しております食糧法の根幹は堅持されておるといふふうに私どもは一応政府の説明を信じております。しかしながら「配給ノ統制」というものを「流通ノ規制」といふように改めたその真意とするところは、やはり政府が需給均衡、需給調整について責任を持つということを積極的に明らかにしようとしたものであるというふうにお考えのものでありまして、その限りにおきまして、確かに過剰、不足ということがあり得るわけですから、政府が全責任を持つて国民に対する安定供給を確保していく、そのために必要な需給調整において政府が主役を演じていく、責任を持つて対処していくという体制が必要であるというふうに私どもとしては考えております。

ただし、現状のような過剰の中でこの需給均衡を図つていくということが行き過ぎになつて、生産の規制といふことが、作付の統制といふふうなことにまで及ぶことがあるとするならば、これは法の運用としては行き過ぎではないか。やはり出るもの、流通するものの規制が限度であつて、生産の調整にまで介入することは食糧法の運用としては行き過ぎではないかというふうにお考えしているところではございまして。その辺はひとつ十分政府に責任ある答弁をしていただき、そういう運用を確保していただきたいというふうにお考えを点でございまして。

それから財政負担の問題でございまして、これは基本的に食糧法が、生産者に対しては再生産補償価格、消費者に対しては家計安定価格というところが法律上定められている以上、そういう必要上価格が二手になる、それがたまたま逆ざやになるということも当然あり得べきことであつて、その財政負担を問題にするというわけにはまいらぬではないか。必要な財政負担というものは政府で甘んじて受けていただくなければならぬ、これは国民経済全体でその財政負担というものは支えていっていただかなければならぬというふうにお考えしているわけではございまして。

ただ、近ごろいろいろと言われております中で、実は食糧の赤字というもののうち水田利用再編対策の補助金、奨励金等が含まれておるわけでございます。これは四千億に達する多額な財政負担でございますが、このものが果たして食糧法で負担すべき経費であるかどうか、食糧会計に属すべき負担であるかどうかということについては、私も若干別な考え方を持っております。

米の生産調整が始まりました当初には、米をとにかく供給しないようにしてくれということで、休耕を含めた生産調整が行われました。これはまさに緊急避難的に米をつくらなくて、まさに米の分野の対策として講じられた措置でございますから、これが食糧会計の負担になったということとは経過としてはわかるわけでございますけれども、いま行われております水田利用再編対策というのは、ひとり米の問題ではございません。農業生産全体で農業をどう再編成していくか、水田の利用をどう転換していくか、こういう農業全体の問題でありまして、これを食糧会計の経費なりというところで食糧に対する批判を高めておるという措置は、私ははなはだ不満でございます。

以上でございます。

○松沢委員 それと、第二条ノ二で基本計画というのを立てることになってますね。この中で自主流通米、政府米の仕分けをやったりなんかしているわけでありますが、そうなりますと、この農政審の答申でも出されておるように、需給均衡の価格でこの生産者の価格というのを考えていくべきであるという意見があるわけでありますが、確かに三条の一項というのは改正されてありますが、けれども、しかしこの自主流通米そのものが一つにはUターンができないという可能性が実は出てくるわけですね。そして、要するにその価格というものを参考にしながら政府の価格というものを決めていくということになりますと、いままでは政府の価格というのは底どめの役割りというものを果たしておりましてけれども、今度はUターンができないというように仮になったとする

ならば、底どめではなくなってしまう。そうなりますと、生産者価格というのが保障されないという結果になる可能性というのが出てくるのじゃないか。こういう点、農協の方ではどうお考えになっておるか。

それからもう一つ、八条ノ四でありますけれども、これはもう明らかに強権発動ができるということになっておるわけですね、政令でやることになるわけですから。自衛隊法の百三条に、戦争状態になった場合、もう物も金も全部集めることができることになっておられますけれども、しかしこれにつきましては罰則というのはないのですよ。私はやはりこの食糧で大変いじめられてまいりました。戦後生産農民といたしまして強権発動でひどい目に遭ったわけであります。でありますから、やはり改正するということであるならば、昭和十七年ごろというのは明治憲法でありますから、いま新憲法でありますから、新憲法には基本的人権というものが尊重されることになっているわけですね。そういう点からすると、この八条ノ四というのは農民の基本的人権というのがじゅうりんされる結果になるのじゃないか、こんなぐあいに実は考えるわけでありまして、この点は生産者の立場で農協はどうお考えになっておるか、お伺いしたいと思っております。

○榊参考人 前段の御指摘の、自主流通米のUターンができるのかできないのかという点でございますが、私もいままで聞いております範囲では、政府はUターンは今後もやるというふうな言っておりますので、それを信頼をしております。確かにUターンを禁止するということは非常に問題だと思っております。現に、本年行われました四類、五類米の自主流通扱いの取り扱いの指針を出されました中で、これはひとつUターンを考えない自主流通をやってほしいというふうな指示をされております。この点につきましては、私も四類、五類の自主流通米扱いというのは、これはきわめて例外的な、一種の市場リサーチみたいな意味で実験的にやっておるというふうに理解

をしておりますし、また一方で、生産者がどこまで政府の売却価格ないしはそれを下回るような価格でも量的に消化することを期待するか、そういった生産者の意向もくみ取りながら実験的にやつたものでございます。

そういう意味で、自主流通全体についてUターン制度というものは堅持されなければならないものというふうに思っておりますし、もちろん政府が買入れ価格で保障している価格水準というのは、あらゆる米について保障されなければならぬというのが私どもの基本的な考え方でございます。

それから、需給が逼迫した場合の配給制の復活ということから、強制供出を伴うのではないかとこの問題点がございまして。確かに強権供出も可能な法律のたてまえにはなっているわけでございまして、しかし私どもは、そういった有事の場合においても、特に需給が逼迫をしておるという段階におきましては、安定した米の供給を確保していくという必要性は最も緊急度の高い事態であるというふうに理解せざるを得ないと思っております。

ただ、問題になりますのは、そこで価格の問題であろうと思っております。特に、自主流通のような姿で売り手も買い手も納得をして取引ができるというふうな条件下で行われる価格形成と違っていて、強権発動で生産者のものを取り上げるといふような事態になりますと、いかなる角度から見ても生産者に犠牲を与えることのないようなら、そういった価格を前提にして行われなければならないものだというふうに考えるわけでございまして、そういつた事態になりましたならば、ぜひとも先生方のお力によりまして、一人の米生産者も泣く者がいないように、損失をこうむる者のないようにな、そういう価格をぜひ保障をしていただきたい、そういう面でも生産者の利益を守っていただきたいということを切にお願いを申し上げます。

○松沢委員 榊さん、私考えますに、第二条ノ二の基本計画でありますけれども、政府を信用する

るのは結構であります、政府の方としてもUターンというのは認めないなんということは言っておられませんけれども、しかし、認められても意味がないというようなUターン、意味のないところの価格政策ということになってしまふ危険性というのがあるのじゃないかなというふうには私は心配しておりますが、その点はどうお考えになりますか。ここにははつきりと出ておりませんから。

○榊参考人 普通の一般の自主流通の分野におきまして、自主流通米は、消費者が特に高くても味のいい米が欲しいということで、そういう需要に対応するために自主流通扱いという道が開かれたのだと思っております。したがって、自主流通米で扱う以上は少なくとも政府買入れ価格以上の価格が生産者に支払われるのでなければ、これを積極的にやる意味が薄いということになるものと考えております。そういったたてまえからしまして、政府の買入れ価格以下で扱わなければならぬような自主流通米というものは原則としてはあり得べからざるものというふうには私は理解をいたしております。したがって、そういう価格でなければ売れないということになれば、当然政府に買入れをしてもらわなければならない。少なくともそういった生産者に保障された生産者価格というものは、生産者にとって貫徹されなければいかぬという立場で自主流通米の取り扱いに当たらないければならぬというふうに考えております。

○松沢委員 それから生協の中林さんにちよつとお伺いしますが、消費者の立場で品質と価格が保証されることが一番大事だと思いますが、具体的にどのようによつたら一番うまくいくかという問題ですね。それからもう一つは消費の拡大。やはり消費者の立場で、こういうふうにしてやれば消費は拡大されるという御意見がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○中林参考人 お答えいたします。私たち、先ほども申しましたが、米はわれわれの主食で非常に重要な商品だと思っております。しかしながら、主婦の皆さん方の間でしよつちゆ

う問題になるのは品質の問題、それから表示の問題です。それがはっきりしていない。最近、食糧庁でもいろいろ検討され、また各県段階の流通適正化協議会の中でもいろいろ論議がなされております。それでこの際、品質表示の問題を徹底的にきちんとしていただきたいというふうに私は思っております。

それから自主流通米が最近頭打ちをしたりなどしているという点も、お米の値段が消費者の期待に反して上がっていくという点について問題がある。消費者はいい米を安く食べたい。そういう点で消費拡大のためには、標準米というものを何か邪魔者のような、どうも悪い米、悪い米というひがみを特に都会の私たちが持つておりますが、標準米をどうしておいしくするかということをごひ御検討をいただきたい。

それから、生協でも自主流通米をコブ米とかいろいろな名前をつけて扱っております。しかし、これは農協の経済連ときちんと品質の相談をして、品質表示が間違いないというような消費者の信頼のもとで生協の米が拡大していくわけですね。それから、流通面の改革の中において新規参入とかいろいろそういう形で競争原理を導入していく過程で、農協と生協の関係、生産者と消費者の信頼関係による直結、そしてお米の品質を保証する、そして価格を適正な価格に抑制するという機能を今度の改正の機会にぜひ十分御検討をいただき、その面に諸先生方にお力添えを私はお願いをしたい。

私たちはこれからの政令段階において農林省とそういう点については十分相談をしてみたい。そして現在も各県にあります流通適正化協議会とか、そういうようなものをできるだけ活用し、特に流通面において新しい面を開拓していくという点でありますので、特に消費者の声なりニーズというものが十分取り上げられるように、政令改正の中においても、またその前提として各県におけるいろいろな施策の中においても、婦人団体や生協や消費者の声をできるだけ積極的に聞く

ように諸先生方に御配慮をお願いをしたい。そういう形の中でお米に対する信頼を拡大していく。特に発売盛りの子供さんを持つている家庭などではお米に対する関心は非常に強いございますので、そういう点十分御配慮をお願いしたいというふうに思っております。

○松沢委員 さつき三田さんの方から小売業者の実態というのを話していただきました。そこで、これは過当競争ということにもなっていると思いますが、その辺どういうふうにしたら米屋さんが安定するのか、その辺もう少し具体的にお伺いしたいと思っております。

それから、時間がございませぬから、ついでですが、全糧連の金山さんにも御質問申し上げたいと思っております。

生産者がたとえば銘柄米を農協を通じて出しますね。ところが消費地に参りますと、たとえばコシヒカリならコシヒカリあるいはまたササニシキならササニシキというものが消費者のところに渡るときにおきましては、ブレンドされて渡されているというのを耳にするわけなんです。これは米屋として常識なのか、あるいはまたこれは常識ではないのか。消費者の方からするならばそういうものはそのままの状態を渡してもらいたい、こういう意見がございまして、この辺は一体どうなっているのか。どこでどうなるのか、この仕組みがよくわかりませんので、お聞かせをお願いしたいと思います。

○三田参考人 それでは先に失礼して。

いまの過当競争になるのじゃないかという問題なんですけれども、実際新規参入が新しく制度ができてから、新開地とか新しい団地が急にできたとか、そういう空白地帯、そういうところに対しての出店という問題については、これは組合などでも進んでそういう形をとっているわけなんですけれども、新規参入の場合にはそういう場合ばかりではないわけです。本当にいまでも、一つの町の中に十店舗の小売業者がいるとすると、そこへやはりいまの段階ではほとんど自由というく

らいに、早くて三カ月、遅くても六カ月後には出店ができるような要綱ができていくわけですね。ですから歯どめがないわけですね。ですから、どう進んできても歯どめがないような状況になっているというのが新規参入の現状ですね。そういうことが一つあります。

それから自主流通のあれですが、コシヒカリとかササニシキとか、そういう問題について、ちょっと私が実際にやっている立場でお話をしたいと思うのですけれども、実際に新潟のコシヒカリなるといふのは、私の店にも年に二回くらいしか、それも十俵単位くらいしか入らないですね。このササニシキとかコシヒカリというのが消費者の間であれだけ大きく喧伝されたのは、やはり自主流通米制度がつくられたときなんです。つくられたときに、自主流通にするとコシヒカリやササニシキが本当に単品でどんどん食べられますよ、うまい米ですよというふうには、これは私もじやないのです。自主流通米制度をつくらうという側

のところで宣伝をされたわけですね。あらゆるマスコミの機関なんかも通じてそういうことがされた。その結果、ササニシキ、コシヒカリであればどんな米でもうまいのだらうということ消費者が考えてしまっているわけですね。

ですから、新潟のコシヒカリと宮城のササニシキの名前、その三点が別の帳簿に記載がしてあれば単品でも売っても構いません。それが、三点セットの届け出がしてないところは、単品であってもコシヒカリだとかササニシキだとかということを表示をして販売することは禁止されているのです。ですから、その三点セットをしない店は、ブレンドであつてもそうですし、ササニシキ、コシヒカリが単品であつても何も表示をしないのでそのまま販売をしているというふうな、非常に複雑な内容になっているわけです。

それと同時に、ササニシキ、コシヒカリが必要

を満たすだけあるかどうかという問題になりますと、新潟の場合なんかは全然ないわけですね。新潟の県内の小売販売業者が、それぞれ自分の県内のコシヒカリを使うのに非常に苦労をしているわけですね。ほとんど年間に何回というくらいしか入らないということで、苦情を言っているわけですね。ですから、特に消費地なんかの小売業者も、そういう面では非常に十分な需要——今度の新法の中でも、消費者のニーズに合ったような需要計画とか供給計画を立てるのだということなんですけれども、とてもじゃないけれども、いまの段階で考えますと、そういうふうな形になるのは何年先になるのだろうかというふうな気がしているわけがあります。

以上であります。

○金山参考人 金山でございます。

消費者に届けられます米に関連してございまして、いま全国の消費者の台所に届けられます米の約六〇％は大型工場で搗精された米でございまして。全国の二十県余りの県では、その県の全域で配給される米は、その県の大規模工場生産された米がすべてである県がございまして。それらの県につきましては、すべて穀物検定協会または精米工業会の自主検定が行われておりまして、検定済みのものが配給をされております。東京、神奈川におきましては、大型工場の製品は比較的稼働が多くないのでありますけれども、昨年の秋以来、政府の店頭検定制度が徹底してまいりまして、特に東京、神奈川等につきましては、穀物検定協会がそれぞれの店舗につきまして検定をいたしております。検定の要領は、先ほどの説明にもありましたが、すべて一類、二類、三類というようになっておりまして、順次食糧事務所の先生方が巡回をいたしましてこれを検定をいたしております。

政府の指導は、たとえばササニシキとかコシヒカリとか、そういう呼称はできるだけ使わないようにして、一類とか二類とか、そういう呼称を主として使うようにという指導をしているはず、こ

ういうふうには存じております。大型工場の袋詰めの生産が年々多くなつてきております。したたけが、私どもといましては、政府のいわば袋詰めによる表示の指導が年を追つて徹底してまいつておりますので、これが消費者の配給精米に対する信用が高まつてきている一つの原因ではないか、かように考えます。

なお、先ほど標準価格米の味についてのお話が先生からちよつとございました。恐らく来年の一月以降の標準価格米は俄然うまくなるのではないかと、かように存じます。それは、古米の混入が一切なくなるからでございます。いまはちょうど昨年の不作もございまして、五十四年産の百五十数万トンの古米が入っておりますので、標準価格米、特に現行配給されております米は特例標準価格米がございしますので、多少味に御不満があるわけでございますけれども、これは年内にはすっかりなくなりまして、そういたしますと、来年は配給される米の全量が新米になりますので、そうなりますと、標準価格米だけをお使いいただいても味は上りと、こういうふうになるのではないかと考えております。御愛用のほどをひとえにお願いする次第でございます。どうもありがとうございます。

○片岡参考人 お答え申し上げます。

別にフレンジが常識ではありませんで、先ほどの参考人がお話ししたとおり、一つの県では消費者の要望にこたえられない、やむを得ずフレンジしているというのが現実でございます。仮に宮城のササと申ししましても、東京に來たらあれだけを使うというわけにいかない。入荷の都合もある。大体内荷その他の都合でもって、結局はフレンジしてやる以外にない。つまり、いま全糧連の金山さんがおっしゃったとおり、大型精米すらフレンジしないと間に合わない。われわれ業者としては消費者の要望にこたえてフレンジせずに差し上げたい、しかし、それは年間を通じては不可能な状態で、やむを得ずやっておる、こういうような状態でございます。

以上でございます。

○松沢委員 大変ありがとうございました。これで終わります。

○菊池委員長代理 新盛辰雄君。

○新盛委員 参考人の皆さんには大変貴重な御意見等をありがとうございました。時間が迫っておりますので、簡潔に御質問申し上げたいと思います。

まずこれまでの減反政策の中で、えさ米の転作運動に熱心に取り組んでこられました足鹿参考人にお伺いしたいと思いますが、えさ米の問題については、昨日この農林水産委員会におきまして、一定の条件はついておりますが、農家のえさ米も、米試験田について本年度から転作の対象にしようという政府の意向も明らかになりました。そういう中で、えさ米が公認されていくであろう、奨励金の問題等その他なければ現実の問題ではありませんが、これによつて日本の農業の将来展望といえますか、またそれによつて受ける影響というののは多くの問題もあらうかと思ひます。そうした場合について、このえさ米の将来展望等について、少し時間がなかったのですが、先ほど種子について私どもも見聞をいたしました、その状況についてまず御説明をいただきたいと思います。

それと、林参考人の方からも、えさ米はいま水田をつぶしてはならないのだという面からも大いに奨励されるべきところに来ていると前向きの御説明もございました。こういうことについて、飼料の問題で畜産の問題にもかかわることでございしますが、日本の農業を考えていく面での提言かと思ひますが、その辺のことについていま少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○足鹿参考人 お尋ねのえさ米の件についてであります。一番大事な問題は、えさ米の将来展望はどうか、日本の水田農業に及ぼす今後の影響はどうか、こういう二点に尽きるのじゃないかと思うのであります。

えさ米と申しまして、私どもが言っておりますのはアルボリオ系のえさ米でありまして、この

ものにつきましての将来性につきましては、私も今日まで五十三、五十四、五十五とことして三年つくるわけになります、大体自信を持っております。

ただ、私もがやっておりますことは、これをただ単なる一つのアイデアとしてやるのではなくして、きわめてじみな、まずこれを宣伝するときには、鶏か豚か牛かあるいは乳牛か何かを飼っておる人々々々集まれ、まず飼料の自給化からやっていきなさい、そのためにはこういう稲がありますよ、変な宣伝に乗って補助金に誘われて転作などをなさることはよろしくないと思う、まず自分の水田を生かして、そしてたとえ収支が十分でなくても、本当の自給の面から見てペイすればいいではないか、こういう考え方に立ちまして私どものグループは団体をつくりました。畜産農家を栽培者の対象にしておる、また畜産農家が役員になりまして運営に参画をしておる、こういうことで飼料の自給性を向上し、いわゆる自家配合によってできるだけメリットを多くしていこう、仮にこれが安くなっても、そうであったならば畜産に貢献をし、十分価値があるのではないか、こういう考え方で進んでまいっておりますのであります。

これに對して私どもは、政府内部におきましても各局によつてまちまちの見解があると聞いております。しかし、それはそれとして聞き流しておりますけれども、もとの問題は、畜産という問題一つを考えてみましても、飼料の国内自給が二〇％程度しかないことと先ほど林さんも言われましたが、私も確かにそのとおりだと思います。その程度でもし万一のことがあつた場合には一体どうなるのか。卵も肉も何も食えなくなるではないか、こういう大局的な意味から見ても、えさ稲の将来展望などというものはきわめて有望である、また有望でなければならぬと考えておるのであります。

たとえば、これはまことに大衆向きの話でありまして先生方に申し上げるのはどうかと思ひますが、私のところでえさ稲のわらと日本稲のわらとを一緒に刻んで与えてみたところ、酪農であります。

すが、えさ稲の分は一つも残さずに食つてしまふのですが、日本稲の分は残してしまふのです。これはまことに不思議なことだということで方々でやらせてみたのですが、わらのまま、東のまま両方与えてみても真つ先にえさ稲に食いついていく、不思議な力を持つておるものだなということをつくづく感じました。つまり、それほど牛が好いておる。鶏はこの米だけで十分産卵もしていけますし、黄身が濃いか薄いとかというようなことを言いますが、あれは黄色味をつけようと思えば、百姓はつけるすべを知っております。でありますから、別にえさに関係があるわけではございませんので、黄色いのが御所望であればもつと黄色くして差し上げることも可能ではないかと思つておるのであります。

これは余談を申し上げましたが、いわゆる要素がそろっておれば家畜は十分育っていく。こういう点で、卑近な例を申し上げましたが、十分展望を持ち得ると思っておりますし、なおこの展望の範囲をもう少しと広範に、エネルギーの面から考えて現在検討をいたしております。

つまり、省エネを叫ぶ前に、同時に並行して国内で、植物体はすべて油を含有しておるといふことは、最近の学説なり實際問題で皆さんも御承知のとおりであります。ブラジルではカンシヨからアルコールをとっておりますし、アメリカではトウモロコシからとっておりますし、ドイツでもトウモロコシあるいはでん粉等からとっておるわけでありまして、そうして、ハイオクタンの必要性をなくして、そのアルコールを混入する率によつてスピードも出るし、爆発力も強くなる、こういうことで、すでにブラジルなりアメリカなりドイツ、その他各方面では実用化しておる段階になつておるのであります。

ところがわが国におきましては、風力の利用で
あるとかいろいろなことも思いつかれております
が、いわゆる植物体からエネルギーを抽出してい
くことはできないであろうかというのをいま考
えまして、専門の人にいろいろと相談をしてみ

おりますが、いい油がとれることは事実であります。いま一つ、特に高たん白、高繊維のえさがとれます。これは一般のえさに混入していくための高度のえさでありまして、そういう点から見ますと非常にこのえさ稲の使用範囲というものは広範であります。

玄米からとった例も聞いてまいりましたし、トウモロコシからとった例も聞いておりますが、現在、日本では糖みつでやっております。この糖みつは外国から輸入しなければなりません。トウモロコシも輸入しなければなりません。そういう輸入しなければならぬものも輸入できなくなつた場合には一体どうなるかというのを考えた場合に、日本の水田で、現在無理をして転作金を出して、いまも榊さんが指摘されましたが、食糧会計の補助金の中から一般の農業の構造改善にまで及ぶ、日本農業の構造を変えていくような補助金の内容のもので出していくということは一体どういうことかという御趣旨の御答弁がありまして、私も全くそのとおりだろうと思うのであります。

要するに、将来の展望があるかないかということとは、まだ確実にそうだということは言い切れませんが、現在、えさとしての価値は十分認めることができます。したがって、大体給与実験に本年から入っていくと考へておりますが、それと同時に、アルコー化の問題を解決していきたい。非常に困難があるようでありまして、私も、私どもはこの問題に取り組んで現在準備を進めておりまして、現在五キロばかりのものを委託いたしまして、出る油の量、性能、かす、そういったようなものについて実験をしていただいております。状態でございます、まだ発表するような段階に至っておりません。

そういう状態でございまして、私どもはえさ米を一時的な思ひつきや、あるいは何か一つの流行を追うような形でやつたのでは決してございせん。きわめてじみな、酪農や畜産業や、肥育牛やあるいは豚やあるいは鶏のようなものに対して

は、これでつくつてさえおれば結局酪農は十分できるし、酪農は、畜産、肥育牛をやつておれば十分堆肥はできるし、堆肥を一トン以上やれば一千キロ以上できるのだから、特にいいことは、実が一トンとれば一トンのわらがとれます。そこに一つの農業としての相関関係が成り立つておりますから、したがって私どもは、この問題は農家自身がやつて間違ひのないことである。

現在ブラジルやよそでとられておるものと比較いたしますと、非常に単価が安く見積もられておりますが、これは、はるかシカゴで相場が立つたものがサンフランシスコやあるいはその他の土地から商船に積まれて日本の港に着き、えさ会社から配給をされて、そして初めて価値が生ずるわけでありまして、そのときの価格はつまり七万以上の価格になつておるわけでありまして、それとこれとを対比しないで三万円か三万五千円しかとれないんだそうなどという、シカゴ相場と比較すれば安いに決まつております。しかし、配給してくるときは相場になれば、これは確かに七万ないし七万五千円の価値あるものとして評価してしかるべきではないかと私どもは考へておるわけでありまして。

そういう点から見まして、私どもは、きわめてじみに、なるべく現実的に、はでなことはやめて現実的に歩みを練つておるつもりでございまして、どうか皆さん方のお力によつて、中には転作金を欲しがられる人はおられます、おられますけれども、それがなければこの稲をつくらぬなどと言う人は一人もありません。みんな安きに甘んじて、やがてはこれは公認されるのだ、されなかつたならば日本がいざというときに飼料はどうなるのだ、こういうことをおぼろげながら自覚しておる人でありまして、そういう点では、私どもは、鳥取県に二百七名の組合員を持つておりますけれども、安んじて組合の団結がまとまつておる、かように考へておられて、どうかひとつその上に国が一步乗り出して、筋の通つた助成なり、筋の通つた奨励金を交付されるということでありまして

らば、あえてこれを辞するものではございせん。どうかひとつよろしく御配慮のほどをお願いしたいと思ひます。

○林参考人 足鹿先生から基本的な問題についてもお話がございましたので、ごく簡潔に申し上げます。

米をえさにするという点にしましては、これはまだ諸外国でもやつたことがございせん。わが国において、過剰米の処理のためにやむを得ず金利、倉敷料を払いました大変高いお米をえさに回したということがございまして、これをもとめとえさにするということで始めたことがないわけでありまして、そのためにかなり奇異に感じられておりますが、やはり欧米諸国におきましては、穀物の過剰の場合、これを解決する、あるいは調整する手段として、穀物のえさ化というのは古くからの課題でございまして、すでにアメリカでは、もう国内主要穀物の八割がえさ用にございまして、フランスにおきましては、国内で使用している麦を中心とした穀物の五五％がえさ用にございまして、あるいは西ドイツでは、日本の米にやや匹敵するようなバレイショの七割まではえさにしております。こうしたいわゆる過剰という問題を、動物の腹を通して消費するという点、これは同時に国民の食生活の水準を高めていくことにもかなうわけでありまして、こうしたいわゆる畜産と耕種農業との結びつきというのが農業生産の新しい発展段階ではないだろうかというふうな考へます。日本もいまその段階に達したのだ、えさ米をつくらなければ困つてしまふのだということではございせんので、えさ米をつくれるほどの生産力が整つてきた、こういう発展段階へ来たということから私は考へておる次第でございまして。

なお、日本の水田というものは御承知のとおりアジア・モンスーン地帯に属しております、これを夏作物としまして、どのような総カロリーが上げられるかといひますと、これはやはり米にまさるものはございせん。いま実験されておりますえさ米、これは十アール当たり一トンないしは

八百キロ、こういうような多収種米を中心としております。これに對しまして、たとえば特定作物に指定されましたハトムギなどは、現在では、これは相当な努力をいたしまして、二百キロ、三百キロの水準にいくのはまだ容易ではないだろうというふうな考へられます。その他トウモロコシ、マイロ、これはもともと乾燥地の作物でございまして、日本において単収を大幅に上げるといふことは非常にむずかしいかろうと思ひます。そういう意味から申しますと、えさ米といふものを定着させまして、そして多収種を上げる。そして同時に、これはいままでのコシヒカリやササニシキのように大変手間のかかる米づくりをしないで済む、いわゆる省力化して栽培できる、こうしたコスト安をねらつていくことがどうしても必要だと思ひます。

こういう意味におきまして、政府諸機関におきましても大変関心を払われております。私も先ほど申しましたが、われわれが主宰しておりますエサ米情報センターに全国から数百の種子のあつせん申し込みがございまして、そのほぼ三分の一が市町村の、地方自治体でございまして。残り三分の一が農協でございまして。残り三分の一が個人、こういう形になつて、地方においてこうした機運が盛り上がつてきたということを御理解いただきまして、ぜひこれを国政の一つの大きな柱に据えていただきたいというふうな考へております。

○新盛委員 非常に関心が高まつてきたということ、私どもも力を得ているわけでありまして、農林水産大臣は、脱粒性があるとかあるいは収益性がなくとか、いまだに少し足踏みしておられるようでありまして、これから一生懸命努力はしてまいりたいと思ひます。

次に、時間がございせんので、もう質問だけして、あと御回答でお願いしたいと思ひますが、卸売、小売販売の問題で、登録制度でこれまであったのですけれども、改正後は都道府県知事の認可によつていくわけですね。従来の卸、小売の販売業者の結びつき、これは尊重して踏襲してほしい

ということが金山参考人からもございました。新しい方式での販売業者は、これは市町村外の区域の拡大を、あるいは農協系列の中では、卸売資格を持つてはいるのですけれども、こういう資格の状況の中で地域内に限るべきじゃないかという御意見とあるわけでして、この関係について榊参考人、金山参考人の方からお聞かせいただきたいと思うのです。

そして、産直の問題についていろいろこのごろ話題が豊富であります、中林参考人の方から、このことについてどうお考えになつてゐるか、以上、お三人の方にお答えいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○金山参考人 大変申しわけございませんが、もう一度私に対する御趣旨をお聞かせいただけないでしょうか。

○新盛委員 いまあなたの方からおっしゃったのですが、従来の卸、小売の販売業者の結びつき、皆さん方の用語ではそうおっしゃつてゐるらしいのですが、これを踏襲してほしい、こうおっしゃつておられますね。もちろん尊重してくれということなんです、結果的に新規の皆さん方が今度出てくるだろう、いろいろと御説明もございました。そういう中でこの取り扱いとして、これからどうされていかれるのかということをお聞きしておるのです。

それと、市町村区域の中での限度で、外に出るのとはやるもの、これは農協の榊参考人の方がよりいいのじゃないかと思いますが、その辺説明いただきたい、こういうことです。

○金山参考人 いま結びつきと申しますのは、現行の制度は小売卸自身が卸しを受ける卸を登録する、小売が卸を選ぶシステムでございます。したがって、人口急増等で新規参入が許される地帯で新規の小売屋さんが出しても、その新規の小売屋さんは自分の必要な米の卸しを受ける卸を登録しなくちゃいけない、この制度がいま残つておるわけでございます。これは需給が均衡してゐる事態が残りますので、この制度は残しておく方

がよろしかろうというのが願ひでございます。この件につきましては、一つの町村の中、外、そういうことは関係はないわけでございます。卸、小売間の連携がうまくいくためにこの制度は残す方がいいのではないかというのが申し上げた趣旨でございます。

○榊参考人 卸、小売の結びつきにつきまして、私も重複結びつきを積極的に要望いたしております。その趣旨といたしましては、小売屋さん、卸屋さんそれぞれの置かれてゐる環境、条件によりまして、必ずしも同じような米を同じように需要されるとは限らないわけでございます。ところが、政府の方が売却しますときには、やはり公平が旨でございますから、どの卸屋さんにも同じような品質のものを同じような程度に売却をするということが往々にして行われるわけでございます。多少の弾力はあるにしてもおのずから限界がある。こういうことになりまして、その対応する需要の性格によつて、ある卸、小売では上質米が残る、ある卸、小売では下級品の方がより歓迎されるというようなことが起こりまして、その間の調整が自由米という姿で図られてゐるというのが現実であらうというふうに思つてござ

います。そういった自由米市場というものを介在させないようにするためには売却操作ということが非常に重要な問題になつてくるわけですし、それを補完する意味で自主流通米の機能というものが大変重要であるというふうに私もは理解しておるわけでございます。そういった実情からしまして、自由米の発生を極力防止していくためには、卸、小売の結びつきを弾力化して、自由米の発生しないように企業努力でそういった問題を解決していくという方途を工夫してみる必要があるのではないかとというのが基本的な考え方でございます。

それから、市町村区域の問題というのは、これは集荷業務の方の事業区域の拡大の問題かと思うのですが、先ほども申し上げましたように、集荷業務というのは大臣が指定して行うというき

めて重大な責任を持った業務でございます。これがAの村で資格を取つたからといって、Bの村へ出ていきCの村へ出ていって自由に集荷できるといふような事業区域の拡大というものは、いまの行政組織の運営となじまないであらう。その業者が隣接の村で活躍することを封ずるわけではないのですけれども、隣接へ行つてやるのならば、その隣接でやはり同じように指定を受けてやるべきである。いやしくも市町村単位で指定を受けないままに集荷ができるといふような組織づくりは、食管法と全然なじまないものではないかというふうに私もは考へてゐるということでございます。

○中林参考人 産地直結の問題について簡単に回答したいと思います。

最近農産物について、消費者の自衛上産地直結ということがあるところで行われてまいりました。しかしながら、農産物の産地直結と言ひましたも一定のルールというものを守らないとなかなかぐあいが悪い。そうして金銭の支払いとか、そういうことも保証されないと生産者の方にも御迷惑をかける。特に米の問題などにつきましてはなおさらそういうことは重要なことなんです。

それで、先ほどもちよつと申し上げましたが、生協では米をぜひ扱いたい。生協の扱つてゐるところのお米は経済連とタイアップしてみんなやつてゐるわけで、そこに信用の基礎というものがあつたわけですから、従来の食管法の登録制のもとではなかなかお米が扱えないというのが現状で、現在お米を扱つてゐる生協の店舗は全国の店舗の中の三分の一くらいだと思います。それも毎年そういうふうにあふえてゐるわけですから、米の消費拡大なり消費者の要請にこたへるために私たちがぜひこの際生協の参入ということも拡大していきたいし、そういう立場で皆様方にも御協力をいただきたい。

特に、流通の面に新しい方針が打ち出されていくということになりますと、現在の経済社会のも

とではどうしても資本の力というものが大きく動くことにお米の場合でもなつてくるのではないだろうかということ、下手をしますとそれが米の値段をつり上げる形になつたり、いろいろなことで作用いたしますので、そういうことに対するコントロールの機能としても、農協と生協による米の正常な扱いというものをぜひ皆様方の御努力によつて拡大していきたいというふうに私は考へております。

○新盛委員 大変貴重な御意見ありがとうございます。

○菊池委員長代理 吉浦忠治君。

○吉浦委員 参考人の方々に、大変貴重な御意見、どうもありがとうございます。しかも長時間にわたつてゐまして、この食管制度の重要性を端的にあらわしてゐると言つても過言ではないほど、各界の方々に御参集をいただいたわけでございます。時間の関係もございまして、かなり延びておりますので、全部の参考人にお尋ねしなければ大変失礼だといふふうに思ひますけれども、時間があつたればお尋ねをいたしまして、当面林参考人と逸見参考人に最初にお教へを願ひたいと思つてござい

現在行革がらみで食管に対する批判も強いものがあるわけでございますが、特にこの食管への財政負担は、節減できるものは節減するという立場から努力することは必要だろうと思つてございします。しかし、食糧安全の上からも、必要なものはそれなりに必要であるわけでありまして、一般的には食管制度維持のためにはよけいな金がかかり過ぎるというところが通念となつてゐるようでありまして、私は必ずしもそうではないといふふうに考へてゐるわけ

このたび、わが党が戦前と現在の米穀の中間流通経費に関する資料を要求しましたところ、食糧庁の方からいただいた資料が大変おもしろい回答でございましたので、それについてでございますが、自由市場下にあつた戦前でございします、昭和六年から九年における生産者米価に対する中間流

通経費の比率が三二・二％であるのに対し、食糧制度下における昭和五十四年、一昨年における生産者米価に対する中間流通経費の比率を見ますと二九・二％であります。このように、食糧制度下の中間マージンが割安になつてゐる、このような事実というのはもつと国民にアピールする必要がありますのではないかと申すに私は思ひます。このような点も含めまして、食糧への財政負担の必要性、あるいはまた現行食糧制度が持つ重要な機能を損ねない範囲で食糧財政の負担を節減できる余地があるとするならば、どういふことがあり得るのか、具体的に教をいただきたいわけでございます。よろしくお願いいたします。

○林参考人 お答えいたします。

基本的に申しますと、政府管理下における経費の方が自由市場に任せる経費より安くなるであらうといふことは、いま御指摘のとおりでございます。特に今日の経済情勢下におきまして、これを自由市場にゆだねますと、単なる中間経費といふものを超えまして、その間に種々の加工その他の経費がこれに上乗せされてくるというようなことから考えますと、戦前段階の単純に玄米流通における流通経費、これ以上の経費が上乗せされてくるというふうには考えますので、政府管理下における流通経費といふものは、これは自由流通よりも安いというふうには考えております。

それでは、食糧会計、食糧制度のもとにおいて、そういう中間流通経費の節減の要素はあるのかないのかという問題があります。食糧の中で最も大きなものは、いわゆる価格の逆ざやの問題でございます。これは経費というふうには考えられべきかどうか議論のあるところでございます。この価格の逆ざやといふものは、先ほども申し上げましたように、過去においてこれは必要やむを得ざる社会保障的経費であるというふうには考えております。最終的には勤労者の賃金水準が米価を吸収できるほど、逆ざやを生まない程度に引き上げられればよろしいのでありますが、今日の事態、特に低成長下の時代におきまして実質賃金が目減りする

るといふような状況においては、この逆ざやといふものの存在はある程度認めざるを得ないといふふうに考えます。しかし、これについても、努力によつて圧縮するといふことは必要かと思ひます。

流通経費の面につきまして言えば、これは行革の中で特にいろいろ問題にされております食糧庁職員、いわゆる職員費といふものが食糧経費の中に入つてゐる。そして極端な言い方をしますと、年に何日かしか働いていないではないかといふような御批判もあるといふふうにわれわれも考えております。その面について、これはもつと考えるべき点は多々あるといふふうに思ひます。

その一環としまして、先ほど申しました、いわゆる消費者保護のために精米検査を行う。検査を入庫検査だけではなくて、精米で出荷されるとき、消費者の手に渡るときに、これを品質保証の検査をやる。こうした消費者保護のための行政需要といふものをつくり出していくことによらなければ、当然これは、現状のもとにおいては食糧庁職員といふものについての整理という問題も行革の中では出てくるのではないだろうかといふふうに考えます。この点についてはいろいろと御意見があらうかと思ひます。

もう一点、節約すべき点は何かと申しますと、これは特に金利の面でございまして。これは食糧証券によつて出来秋に一遍に政府が買い入れるわけでありまして。その買い入れたものについて、これは金利を支払つております。その原資になりますものは財政資金でございますが、これに金利を払つてゐるということでありまして、いまの古米が累積するといふような中で、この金利負担といふものは容易にふえてまいつております。この辺を何らかの工夫する余地がないであらうかといふことについて、結論を持ち合わせておりませんが、ひとつ御検討をお願いすべき面ではないだらうかといふふうに思つております。

○逸見参考人 先ほど申しましたように、私は実際の運用には必ずしも詳しくないので、あるいは

勘違いがあるかもしれません。ただ、食糧庁の統計によつて現行の方がマージンが少くない、こういうことを根拠にしておっしゃるということでございます。いましたら、私は不本意でございますが、その間に流通革命といふのがございましたし、包装その他も非常な進歩がございました。私は、それが現行の食糧制度で流通経費が節約になつてゐるという証明にはならない、こういうふうには感じております。細かい点で一々申し上げるような大きな大変でございます。それは省略いたします。

それから逆ざやですが、もしの問題でございませうけれども、もし国民が一定のお米を必要とする、こういうことでしたら、私自身は、消費者も払つてそれ相応の負担をすべきだ。もちろん所得の観点、社会福祉の観点から問題はございませうけれども、一般的に申しますと消費者はそのコストは払ふべきだ、こういうふうには考えております。社会福祉の観点から行われるなら、それは別途の方法でなさるべきだ、こういうふうには考えております。

最後に、現在非常に問題になつておりますのは、需給が均衡してない、過剰のお米が出てゐる。これに対して経費は批判があるのは当然ではないか、こういうふうには私は考えております。

○吉浦委員 次に、足鹿参考人と、全部にこれはお尋ねしたいのですけれども、三田参考人、林参考人に、それぞれ各層を代表してということでお尋ねをいたしますが、このたびの食糧法の改正の中で、基本計画は農林水産大臣の決裁によつて決まるということでございますけれども、私ども大変危惧の念を抱いてゐる面が多々あるわけでございます。

そこで、現在あります米価審議会を格上げする形で主要食糧審議会というふうな、いわゆるお米だけでなくて、主要食糧に関するものを格上げした審議会で検討して大臣に諮問するなりというふうな形はどうかという案を覚えて持つてゐるわけでありませうけれども、この点についてお考えがありましたらお教をいただきたい、こう思うわ

けでございます。簡単に結構でございます。

○足鹿参考人 政府の基本計画であります、実際の問題として基本計画が基本計画としてまかり通つてゐる、実際に当てはめてどれだけの意義があるかといふことについて、私は基本的に疑問を持つております。

従来の農業白書を見ましても、いろいろな資料、統計を見ましても、特に最近では米価審議会に出でますいろいろな統計情報でございますが、統計情報部になつてきましてからは、政府の恣意性によつてある程度左右されてゐるのではないかと申す。やはり統計といふのは統計調査というふうなものをもとになつて、それがまた一つの基本計画の土台を形成していかなければならぬと思うのでございまして。そうしないことには、実際において架空の加工された統計、その上に基本計画が立てられることはナンセンスではないか、かように思つております。

物の考え方として、具体的にどれがどうだといふふうなことはお尋ねもありませうし、考え方としましてはもつと権威のある本当の農林統計といふものを整備すべきである。そうして現在私どもが見ておりますと、末端の統計調査の依頼を受けておる人たちは大体村の中農以上の人たちでありまして、実際において貧乏な出かせぎ農家などの実態が把握できておりません。そういう点で昔からの因縁でありまして、そういうことは相当の犠牲を払つておやりになつておることでありませう、格別に偏つた偏見を持つておられるとは思ひませんが、やはり自分の生活の反映がある一つの数字を形成していくことを左右するといふ意味合いからいいまして、やはりもつと階層別に統計調査員を配置するならばということが必要ではなからうかと思つております。

それで、統計情報部というふうなものになつたときには私は国会におつたかおらぬかわかりませんが、あれは政令で決まつたのでありますから、一國の農林統計のあり方を決めるのに政令で決める

とは思いませんが、国会であらうふうに変わつたといえますならば、私ははなはだ奇異に感じている次第であります。統計というものは何人もこれを侵し、勝手にこれを改ざんしたりなどすることができない厳密な事実としてこれを取り扱っていくためには、法律で定めるべきだと思います。もし政令によつてああいうふうに変わつたといえますならば、はなはだ遺憾千万なことであり、それをもとにしたいいろいろな基本計画がぐらぐらすることは当然であらう。もともとから考え直していかなければならぬと思つております。

いま一つの問題は何でございましたか。

○吉浦委員 食糧制度に基本計画が盛られてきている中で大変心配していることは——いまの米審のような形のを格上げしてそれで主要食糧の審議をして、それから答申をした方がよろしいのではないか、こういう意見でございます。

〔菊池委員長代理退席、委員長着席〕

○足鹿参考人 まことにごもつともなお考えだと思ひます。大体、もともと米価審議会は法律に基づいて行政審議会ではなかつたわけであり、農林大臣の非公式の——昭和二十四年に私が初めて米価審議会委員に任命されたときは物価庁の所屬でありまして、農林省ではありませんでした。そういう点を経てこれが農林省の付属機関、大臣の諮問機関として正式になったのは昭和何年ごろでありましょうか、よく記憶しておりませんが、相当たつてからでございます。したがつて、この米価審議会の範囲は米価を審議するとなつておりますけれども、運営上はいろいろな運営の方法がありまして、いわゆる前広米審であるとかあるいは本米審であるとかというように最近ではまたありまして、農政とくつかないいわゆる米価論というふうなものがあるでしうか。私は、国の政治なり、特に農産物の価格問題を決める場合に、国の農政を論ずるに米価を決定することはできないと思ひます。ですからこれは不離一体だと思ひますけれども、やはり人によつては、前広米審で片づけるものは、農政論議をやるなら農政

論議をやるで片一方でやつておいたらよからう、米価は米価で具体的な算定方式をやつたらよからう、こういう議論が分かれておりました。現在では分かれたままでやつておりますが、そう大した不便は感じはいたしませんけれども、やはりもう一遍戻つて、米価が決まる前に大所高所からの農政論議を経ることが必要ではないかと思つております。

現在の米価審議会は非常に構成が、私どもから見ますと学識経験者と名のつく方々、各官庁で高官の職についておられた方々や、いろいろな人たちがたくさん入つておいでになりますし、私どものような草莽の間から草の根を分けて闘つた者から見ますと一蹴されるようなこともたびたびございしますが、やはり事実よりというものはないと私は思ひまして敢然と闘つておるわけでござい

ます。どうも米価審議会そのものが形骸化したという議論がございすけれども、確かに内容は、昔は米価審議会は米を一等から三等まで何円何十何銭、くず米を何何何というふうにして決定するがいかんという諮問がありましたが、このごろは米価を決定する上において参考となるべき見解を問う、あるいは別に試算を出して、試算についてはこうであるというふうな説明を受けておるのが米価審議会の最近の実情でございまして、米価そのものを諮問を受けておるのではございせん。試算を別につくつておいて、留意すべき事項はいかに、こういう諮問をなさるわけでありまして、そういう点におきましては行政庁は自由に自在に使い分けておられます。そういう点でもわれわれはふんまんを持っておりますけれども、審議は審議としてまじめにやつておるつもりでござい

ます。そういう点から申しますと、いま先生がおつしやいますような構想で穀物の審議会というふうなものは一つのアイデアであり、あるべき姿であつても差し支へはなからうかと思ひます。問題は、国内で決定する穀物それ自体が少くないわけであり

まして、米のほかはほとんど審議に値しないというふうな状態の中で価格を決定するというのもどうもいかげなものと考へます。したがつて、輸入穀物もあわせて価格を決定していく、こういう決め方に変つていくとするならば、穀類の審議会というふうに変えていっていかるべきではないか。いい結果こそ出れ、悪い結果は出ないであらうと思ひます。ただし、ある一方の方から猛烈な抵抗があることだけは承知してかかりませんと、なかなか容易にこれは実現困難ではないかと思つております。

供給するかという基本的な計画を決める重要な事項でございす。これを行政庁の判断によつて、農林水産大臣及び知事の判断によつて一方的に決めるということは大変問題があるかと思ひますので、主要食糧審議会というふうなものにおいてこれを慎重に審議する、これは非常に重要な問題であるといふふうに思ひます。先生の御提案、私、全く同感でございす。

○吉浦委員 時間になりましたので終わります。ありがとうございました。

○田邊委員長 稲富稜人君。

○稲富委員 本日は、各参考人の皆様方から専門的な御意見を開陳していただきまして、ありがとうございました。

実は、それぞれの参考人の方々に専門的なお尋ねをいたしたいと思つたのでありますけれども、私が与えられておる時間が十九分でございますので、はなはだ勝手でございますけれども、二、三の方にしぼりまして要点だけをお尋ねいたしたい、かように考えておりますので、御了承いただきたいと思つております。

一番最初に、林参考人にお尋ねいたしたいと思つたのであります。

それは、政府は、食糧の根幹を守るという名前のもとに、米価の決定に当たりましてもあるいは減反政策をやりましたも、こうすることが食糧の根幹を守るのだ、こういうことで今日まで進んでまいりまして、食糧法というものを形骸化したというふうな事情もあるものであります。それでこの機会に、はなはだ失礼でありますけれども、元来食糧の根幹というものは何であるか、何を指したらいひのであるか、ひとつ林参考人から承りたいと思つたのでございす。

○林参考人 これは私の意見と申しますよりも、政府が昭和四十六年におきまして食糧の根幹というものについての明確な回答をいたしてあります。これは一つは、国民食糧を確保するという前提に立ちまして、生産者米価は再生産を維持する価格で決定すること、消費者米価は家計の安定を

旨として定めること、このいわゆる価格を政府が管理するというのが第一の根幹であるということとを言っております。それから、これに関連いたしまして、それについての配給の統制を行うということ、これが第八条を中心といたしまして行われるということでありまして、そしてさらに輸出入の規制を行うことでもあります。これがいわゆる根幹と称されるものであらうというふうに思われるわけです。

私もこの問題について、食糧管理制度四十一年の歴史をたどっておりますが、この基本的な、価格を政府が管理すること、流通を政府が管理し、そして現在の条件のもとにおきましては米穀については全量規制をするという形においてこれを管理する、これが基本的な食糧の根幹であるというふうに承知しております。

○稲富委員 私たちも実は食糧の根幹というものは、食糧法の第三条で規定がされておりますように、生産したものは法律の定めるところにより全部国に売らなければならないと義務づけられております。政府が全量買い上げをやるということが義務づけられておる。しかもこれを管理する。こういうことになって、さらにその場合の買い上げ価格は食糧法で決めておりますように次期生産を確保する価格をもって決める。そして、これを消費者に売り渡す場合は消費者の家計を安定せしめることを旨として定める、こういうことが根幹だと私たちは考えておりますが、そういう点から考えると、今回の食糧法の改正というものが果たしてその根幹を守り得るかどうかにいうことに対して、これも林参考人から承りたいと思うのでございます。

それは何かと申しますと、先刻もお話があったのでございますが「農林水産大臣ハ米穀ノ需給ノ調整其ノ他本法ノ目的ヲ遂行スル為政令ノ定ムル所ニ依リ毎年米穀ノ管理ニ関スル基本計画ヲ定ムル」、そして今度は、買い上げる場合は、基本計画によって買い入れるものは買い上げる。この基本計画というのは政令で決められる。そうす

ると、政令で定められる基本計画によって買い上げる、こういうことになる、果たして根幹というものは守られることになるかどうかという疑惑を持つわけでございますが、これに対して林参考人はどういう考えを持っていらいしやるか、承りたいと思うのでございます。

○林参考人 政府の全量買い上げがどのような形になるかということにつきましては、この基本計画の中で決められます類別の需給計画の中で政府米と自主流通米の仕分け、この事態の中でも自主流通米のUターンを認めないということにでもなりますれば、これは全量買い上げの基本的な原則が崩れるというふうに考えておりますので、これは御審議の過程の中でこの点は明確にしたいだきたいというふうに思っています。もし自主流通米がUターンを認められるということであれば、まずその面においては全量買い上げというものは守られると思うわけであります。

ただし、現在すでに食糧庁当局なども認めておりますように、百万トンに及ぶいわゆる農家保有等から出ます自由米というものがございまして。これはいわばやみ流通になっております。今回の食糧法改正においてはこれらを流通業者の規制において取り締まるということになっておりますが、その発生のもとになります需給計画そのもの、つまり農家保有等は三百万トン以上になっております、実際の農家消費以上になっておるわけであります、そうした根を絶たないでいてこのようなものができるだろうか。根を絶つということになれば、これは生産調整の強化をするということに通じてまいります。

そういうようなことが考えられまして、この買い入れ制限措置との関連ということが出てまいります。この関係から見ると、一方において、いわゆる需給調整は買い入れ制限を強化して行う、そして余剰米が発生しないようにしつつ全量管理をするというのが改正案の考え方かと思ひますが、やはり豊凶の差によりまして余剰米というものが出てくるということも考えられますので、全

量管理というものを今回の改正案のように緩めていかどうか、はなはだ疑問に思っておる次第でございます。

○稲富委員 私たちもこの改正案を審議するに当たりまして一番心配するのはその点でございます。これでもこの法律の改正は、政府といたしましては食糧法の根幹を守るといふ意味でこの改正をやるのだということを言うだろうと思うのです。その場合に、その根幹というものは果たして守られるのであるか。しかも基本計画というものが政令で定められる、こういうことの扱いがいいのであるかどうか。もちろん私たち将来審議の過程においてこの問題は政府にたださなくちゃいけない問題でございすけれども、その点を専門的な林参考人から意見を聞きますと私たちも非常に参考になる、かように私たちは考えておるわけでございます。

さらに今日までの根幹というものは、やはり消費者に売り渡すものは「消費者ノ家計ヲ安定セシムルコトヲ旨トシテ」となっている。当然二重価格制度であります。そうしますと、そこに逆ざやが出るのは当然でございまして、これがいかに間違ったことのように言われることも非常に心外であつて、法律上から、食糧管理法の性質から出てきた当然の逆ざや、これは赤字だということでございす。こういう問題に対して、いかにもこれを、赤字ができたことが誤った政策をやったがためにその食糧の赤字が出たのだというような解釈をすること自体、非常に曲がった解釈だ、われわれはこういう考えを持っておるわけでございす。こういうことに対しては、林参考人専門でございすから、失礼でございすけれども、この点に對してはどういうお考えを持っていらいしやるか、念のため承っておきたいと思うのでございす。

○林参考人 基本計画が、これは政令で定めるとお話ししてございますが、政令というよりも農林水産大臣の専決的な事項としまして毎年これは決

られるものだというふうに思っております。ただ、その根拠となるものは政令ということでありまして、毎年毎年のいわゆる需給計画というものは農林水産大臣が定めていくというふうに思ひます。

そうなりますと、ますます現在の水田利用再編対策で行われております米の需給計画というものと同じような性質を持つてまいります。しかもそれは法律の裏づけを持つ強制力を持つものでございすので、これは先ほどの御質問にもお答えいたしましたように、やはり適当な審議会というような機関を設けて、その中で十分その審議をされる、そして特に生産者農民の計画生産への納得を得て行うということが必要ではないだろうかというふうに思ひます。当然これは米だけではなく、他の穀物との関係というものも広く議論されてしかるべきだと思います。

もう一点の、消費者米価は家計安定ということを目指して定めるということになっております。そして現在までのこの逆ざやの発生状況を見てまいりますと、やはり物価の急激な高騰期においてこの逆ざやが拡大しております。さらに物価安定の立場から、消費者家計を安定するために消費者米価の大幅な値上げを避けたという政治的な判断がこの背景にあるかと思ひます。この政治的な判断が正しかったかどうかということになれば、私は現在の時点においてはこれはやむを得ざる措置であるというふうに思ひます。当然これはいつでも逆ざやが出てしかるべきだという意見ではございせんが、現在の条件のもとではやむを得ざる措置であるというふうに思ひます。なお、今後これをできる限り圧縮する努力ということとは必要ではないだろうかというふうに考えております。

○稲富委員 私たち考えますことは、いままでわれわれは、全量買い上げを政府がやらない、これは非常に食糧法の趣旨に反するんじゃないか、これを今度は基本計画を立てるのだということで、まぐら言葉をつけて義務を逃げる。消費者に売り渡す価格は家計を安定せしめることを旨とするとい

うことになっておりますけれども、これに対しては、標準売り渡し価格というまぐら言葉をつけまして何だかこれを逃げる。いままですういう法律を逃けたようなことをやっておつたのが、一つのまぐら言葉によりまして正当づけられる。こういうことから、やはり追認だという問題も起こつてくると思うのでございます。こういう問題は私たち今後審議の過程において十分政府の意をたださなくちゃいけないところでございますけれども、そういう意味から、私たちもこの二つの問題につきまして、いわゆる食管法の根幹ということから大いに検討すべき問題であるというふうに考えておりますからお尋ねしたわけでございます。

さらに、生産者の代表でございます榊それから足鹿岡参考人にお尋ねいたしたいと思つたことは、今日わが国の農業が最も憂慮されるものは、農業に対する国民の魅力がだんだんなくなつてくるということなんです。それがために農業に対する後継者さえもなくなつてくるというのが、わが国の農業では一番大きな問題であると思うのです。そういう意味から私たちは、食管法をこの際改正するというならば、その改正することによって農民が農業に魅力を感じるという方向に持つていくことが非常に必要である、かように考えておりますが、今回の改正は果たして農民が農業に対する魅力を持つような改正内容であるかどうか、この点を生産者の方々の御意見を承りたいと思うのでございます。

○榊参考人　ただいま御質問の点でございますが、今回の法改正によつて生産者が大いに農業に魅力を感じるような、そういった方向づけができるのかどうかというお尋ねかと思うわけでございますが、その点につきまして、私どもはむしろ非常な不安を持つておるというのが率直な感じでございます。

と申しますのは、冒頭の陳述でも申し上げましたように、これによつて生産が抑制されるのではないか、生産規制が行われるのではないか、あるいは価格の抑制が行われるのではないかという点

に非常な不安を持つております。しかし、米麦を管理していく基本を失つたのでは、これはなおさら大変なことになる、何としても食管法の根幹は守つていかなければならぬという意味合いにおきまして、皆さんから現状追認であるというふうな御指摘もあるわけでございますけれども、私どもの受け取り方としては、現状に立脚して今後これをどういふ方向に運用していくかというこの努力を続けていく、そういう意味で現状に踏みとどまる足がかりをしつかり固める、こういうことが現状においては精いっぱいわれわれの努力ではないかというふうに思つておるわけでございまして、農業全体が置かれておるきわめて困難な状況の中で、今後こういつた立場をもとにしまして、一歩でも二歩でもいい方向に改善ができればすうに、皆さんのお力添えをいただきたいと考えております。

○足鹿岡参考人　今度の食管法改正で、農民が魅力を持ち、また国民が安心してこの改正に賛意を表するであろうか、こういう御質問のようでありまして、私は、国民一般はこのたびの改正に対して大きな関心を持つておらぬ、そういうふうに見えております。だれに聞いてみましても、どういふ法律がどういふふうに審議されておるか、そういうことも一向に知らないというのが、十中八、九まではそうでありまして、関心が無い、つまり関心が無いということとは、われわれの生活には日常余り関係がない、こういうふうになんか見ておるのでありますが、実際はそうではなくして、今度の改正が通過いたしますと、一方においては戦時中の強権立法が生きておまして、必要に応じて農民からこれを取り上げていくという権利はちゃんと政令によつて生きておる。この点についても、私は先ほども言いましたように、政令事項ではない、本来どうしき必要だというならば国会がこれを決定すべきことであつて、法律で決めるべきではないかということ、非公式ではありますけれども、農林省の幹部の人たちとも会つたときにはよく議論をいたしておつたわけでありまして、

元来、こういうことにつきましては稲富さんは全くよく御存じのことだと思ひますが、あれを政令にゆだねていくということになりますならば、法律の権威はいずこにありやと私は伺いたい。大体最近の傾向を見ておりますと、当然法律で行われてしかるべきものが皆政令に依存しておる。食糧庁が私ども米価審議会にくれております赤本、青本ですね、いろいろなものがございます。政令の改変ですね、この程度のものがございます。それぐらひ綿密に、微に入り細をうがつていわゆる政省令による運用が図られております。

今度の種もみを配給するにいたしましても、つた者が売る承諾をし、買者が買う承諾をし、輸送の許可を得るといふふうな非常な困難な手続をしてやつと希望者の方へお届けすることができた。一々食糧事務所の方へお届けするならば百キロ以上は農林大臣の許可を得なければならぬ。でも、それだけでも食糧庁が一歩前進をしてくれた。もしあれがなくなつて全然その道も閉ざされたということになりますと、われわれは種を配るうにも配る手がなかつた。やはり食糧庁にも一片の良心と申しますか、もしこれをとめたならばどういふ結果が生ずるかということを考える人がありまして、そして私どもにその道を教え、それによつて私どもは合法的に、食管法の法どおり、一々判ごととして、一々売つた人からまた判ごとをもらう、そして輸送者からも判ごとをもらうというめんどくさい手続を現在の食管法によつてやつたからあれが配れたのであります。

事ほどさうに、われわれの自由を拘束するやうな非常にむづかしい政省令で固まっております。これは元来、議会制民主主義の本旨に反しておるのではないかと私は考えております。これは食糧庁の問題のみならず、大なる問題が、当然法律事項であつてしかるべき、いわゆる農民から強権買収するというやうなことは――何ば幾らにしてくれと言つても聞くはずはない、ですから強権買収ということにならざるを得ないということでありまして、終戦後あるいは戦中の状態のものを

そのまま残しておるということは、もはや足らないということ前提にして、先ほど私が冒頭に陳述いたしましたおりの状態が続いておるのでありまして、今度の改正で私が最も遺憾千万に思つておりますことは、この足らなくて国民が困る状態がいつ起きるかかわらない、有事がいつ来るかわからないという状態にあつてこれを政令事項に依存したということは、国会の権限を無視した重大な、三権分立の国会の議決を要するといふんどうくさい、政令に依存していればいつでも閣議にかけて発動ができる、こういう結果を考えておるのではなからうかと邪推をしたくなるぐらひ、私は、このことにつきましてはどんなに考えてみても非常に納得がいきません。

事ほどさうに、万事がそうでありまして、ほかの問題につきましても、私どもが価格問題をやかましく言うことは、何か邪道のようなことが米価審議会などで議論をされます。しかし、一般の学識経験者、消費者の皆さん方からいろいろの御意見も出ますが、政府は勝手に買い上げ量を削減したり、去年までつくつておつた算定方式はことしはくらくと変えたり、いろいろ算定項目の入れかえを勝手気ままにやることは、何らそれは違法ではない、それに基つてわれわれは審議せざるを得ないやうに仕向けられておるのであります。

そういうことで、いわゆる家計を圧迫しない範囲内において再生産を確保することを旨とするけれども、経済事情または生産事情に基づくというただし書きによつてすべてが葬られてしまつておる。私どもは、法の精神が全く政令に依存して縛られていく、私はこのことを非常に遺憾に思つておる。まして、むしろこういう状態が続きますならば、悪いものは残つて、いい面はますます消えていくという結果になりましたならば、日本の法治国家主義、三権分立の法治国家の中で一番空洞化したのは議会制度ではないか、こう言われても一言の言葉もないではないかという状態が来はしないか。いわゆる官僚的フアッシュン時代が事実上にお

いて訪れるのではなからうか、こんな取り越し苦労までしておるわけであります。

全く良心的に営々致々としてやっておられるいわゆる行政官そのものに對しましては敬意を表しますが、国全体の一つの流れとしては、政令の方向へ方向へとすべてを持っていく、立法の方へはなかなか動いていかない。そういう方向で、弱き行政官は国の一つの流れに沿って一つの仕事をせざるを得ない。彼らの立場はよくわかりますけれども、しかし、やはりこれは国会の問題として、基本問題として、三権分立の基本とは一体何ぞやという点から国会の先生方の御論議を煩わして、本当に法律が優先をして、行政がついてこれる補完をするというのが私はたてまえであろうと思うのです。法律の精神をひっくり返して政令で逆なことをするようなことがあつては断じてならないと思うのでありまして、そういう点はぜひひとつ国会において十分御検討願いたいと思います。国民もそれを期待しておると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲富委員 ほかの参考人の方にもお尋ねしたいのですけれども、時間がありませんので、失礼でございませうけれども、私はこれをもって質問を終わります。

○田邊委員長 寺前巖君。

○寺前委員 せっかくの機会ですからいろいろもつと皆さんもしゃべりたいだろうし、私も聞きたいと思いますが、六時ごろには終わらないといかぬような状況にもありますので、あとしばらくおつき合いを願いたいというふうに思います。

私はまず最初に、出ていない問題として、流通機構がずいぶんいろいろ法律上もさわられておりますから、この分野において、資本力を持つている商社が新しいいい市場だということで侵入してくるという疑いはないのか、この問題について御意見を聞きたいと思うわけです。

というのは、御存じのように丸紅がかつて、モチが全量自主流通米になつてくるという過程の中で買い占めするという事件が起こりました。確か

に米の分野三兆円という大きな市場でありますから、大手商社がここに目をつけるというのはあり得る話だと思ふ。しかし、それが商社の手で握られてくるならば、単品物で大きな市場であるし、国民生活にとつて不可欠な物資でありますから、これはえらいことになります。だから、そういうことをなさしめてはならない。私どもは、先ほどの足鹿先生のお話じやございせんが、今度の法改正がその重要な第一歩になつておつたということの後代言われぬようにしなければならぬ。これは一つの不安でありますので、率直に御説明をいただける方はぜひここでお話をしたい。ただいならあります。まずは最初に、林参考人なり中林参考人なり、あるいは金山参考人からお話をお聞きしたいと思ひます。

○林参考人 短時間でございませうから、結論といひますか、率直に申し上げます。

先ほど小売業者の代表の方からお話でございしたように、今日における米の流通特に小売業界の状態を見ますと、大変経営的に苦しくなつております。この経営的に苦しくなつてくる状態の中で、もし現在の食糧制度の空洞化がますます進むということになりましたら、これに対する資金の手当てないしは集中精米が進むことによる精米工場の大規模化への方向、こうしたものに対して大資本が参入してくるということが全くないとは言ひ切れませんというふうに思ひます。商社その他の大資本の米に対する関心を見てまいりますと、先ほどお話がありましたように、昭和四十五、六年ごろから大手商社が米の流通に対してさまざまな参入を試みてまいりました。この場合は産地における集荷まで手を伸ばそうということであり、その一環として丸紅事件が起きたわけでありまして、現在ではこうした面から手を引いて、集荷に關しては農協を主体として行わしめる。そしてこれを精米加工し、小袋詰めにして流通させる、この過程に非常に目をつけております。この過程こそが米の流通革新のキーポイントになつておりますので、ここに資本力を集中したいと考えている

というふうに私は率直に考えております。でありますから、今回流通業者の規制という問題についてどのような手が打たれるか、その運用いかによつては大資本参入の可能性が全然ないとは申し切れぬというふうに考えております。

○中林参考人 私は、いま先生の御指摘になりました点を実は一番心配をいたしております。現に精米市場というものもあるわけでございませうし、数年前の丸紅の問題ばかりではなく、米という商品に對して商社が大きな関心を持つてゐることは事実でございませう。私は、米の消費を拡大し、流通面における活性化ということは現在非常に重要なことだと思つております。しかしながら反面、現在の経済制度のもとにおいては、先生の御指摘になりますような大手商社の動きというものに対して十分監視をしていかなければならないというふうに思つております。

それで、私は先ほどから立つたごとくに、生協の流通面における役割りというものにつきましても、そういうような形の中で価格のつり上げなりあるいは消費者無視のいろいろなことが行われないうちに、せめて消費者の流通面における具体的な監視の役割りという意味において生協組織が重要になつてきているというふうに思ひまして強調してゐるわけでございまして、この点につきましては、今後いろいろと政令をつくられていく過程においても私は十分消費者の立場から発言をしていかなければならないと思つておりますし、国会の先生方におかれてもその面についての十分な歯どめになるような御審議をお願いしたいというふうに考えております。

○金山参考人 商社というお尋ねでございませうが、御も小売も現況では業者経営のものは零細のものが非常に多うございませう。小売六万と称されるわけでございませうけれども、この六万の小売の中の五万近いものは決して大型とは言えないものでございませう。御三百余りでございませうけれども、このうち二百五十程度の御はこれまで規模の小さいものでございませう。したがひまして、これらの

零細な卸、小売にとりましては決して商社だけがいわば強敵ではないわけではございませう。

零細な立場から言ひますと、整つたりつばな生協さんもある意味で強敵でありますし、また生産県等にもあります。特に農協さんの場合は、すでに御承知のとおり自主流通米を御自分で集荷をして御自分で売れるという立場にあるわけでございませう。一方販売業者の方は販売一本でございまして、農協さんから自主流通米を買つて売るといふ、ある意味で決して強くない立場でございませう。それが対等に競争するということになれば、これはひとしく弱い立場と言わざるを得ないわけではございまして、強い、弱いと言へば決して商社だけが強い立場だといふわけではない、かように理解をせざるを得ないわけではございませう。

以上でございませう。

○寺前委員 次に、先ほどどなたかおつしやつておりました、法と実態との乖離という問題を正す、そこに今度の法改正があるのだ、こういう問題提起がありました。確かに政府はそういうふうな言つております。そこで、今度の法改正が果たしてそれでは法と実態との乖離を正していく道になつてゐるのかどうか。

この乖離している問題の大きな一つにいゝゆる不正規米という問題があります。あるいは未登録の店があります。先ほどからの発言の中にもありましたように、現在の米の管理の中に政府米があるし自主流通米があるし、その他農家のお米がある。ところがここに過剰米が出てくるし、さらにやみ米の発生源が農家所有のところにある。これは、やみ米として回る要素というのは市場の中に需要があるから回る。ところが需要分——この政府米や自主流通米のあの範囲内にならからそれが発生源となつて市場に出ているのではないだろうか。とするならば、発生源をもつと抑えるように計画の段階の中にこれらのものを組み入れなければならぬのではないだろうか。このやみ流通というものが存在するのは需要があるのだという

ところから見ると、計画自身に狂いが起こっているのではないだろうか、こういう疑問を感じるわけだ。そこにメスが入らない限りにおいては、今後もこの法と実態との乖離、やみ米の流通というのは引き続き存在していくのではないかと、ここに市場としての存在があるのではないだろうか。この問題が一つです。

それから、先ほどの新盛先生の質問でしたか、お答えが十分でなかったように私には聞こえたので、改めてもう一度お聞きしたいわけですが、過当競争が米離れをさせているとか、あるいはこういうやみ流通で、流通機構の中において競り合いが激しくなっているから、せざるを得なくなつてつづいていく運命になつていく業者がたくさん出てきている。とするならば、法改正のもとにおいてどういう措置をしなければならぬこの過当競争からつぶされていく道を救うことはできないのか、この問題に対する御回答をいただきたいという問題があつたのですが、非常に不明確であつたので、改めてそれをもう一度聞きたいと思うのです。

もう一つは、いまの消費の米の分野において、政府米二に対して自主流通米一という関係で計画がなされて市場に出ている、こう言われている。ところが実態の、お米屋さんを通じて国民が消費している分野ではそれが、政府米が小さくなつて自主流通米の方が多いということになつてきているというの、もちろんそこには混米、まぜ方の問題で、お米屋さん段階で変えられていつていっているのではないかと、そうしなければやつていけないという実情があるからとなつていのかどうなんだというの、わかりやすく言えば、そのときの御質問でもあつたと思うのです。私は、この実態についてもう一度明らかにしてほしい。片岡さん、それから三田さんこの問題についてのお答えをいただきたいと思ひます。

○片岡参考人 お答えいたします。
やみの米の問題でございすが、私が先ほど要望申し上げたとおり、農家の保有米と申しまじょうか、農家消費量が三百二十万トン、こんなには

要りません。百万トンから百二十万トン恐らく多いわけだ。これを決して農家は捨てやしません。買い屋の手を通じて消費県の方に入ってくる。これをやみ米、あるいはまた無登録業者が販売しているのだらうと私は思う。でありますから、今回の法改正についても、われわれはこの二点の法改正には一応は条件はついているが賛成はしておりますが、こういう大きな問題でまだ私たちのわからない点があるわけだ。これは政省令によつてはつきりしていこう、皆さんこの法案が通過したらまた改めて相談しようという声は聞いております。当然先生方にもこういった方面、いま御質問がありましたのでお答えするわけですが、まずやみの業者あるいは無登録業者の根幹はどこにあるかというの、やはり農家の保有米が相当多い。しかしこの百二十万トンを減らすということとはこれまた大きな問題じゃないかと思ひます。これはまた生産者団体、いろいろな御意見もあると思ひますが、まずまずやみ米の駆逐にはそういう方面から手をつけて、先生方のお力を拝借したい、こう思ひうわけでございます。

以上でございます。
○三田参考人 やみ米の方の問題については片岡理事長の方から話されましたので、大体変わりは無いわけですが、実際に米の小売業者が廃業に追い込まれている現状については、ことしに入つてから非常に多くなつていっているわけだ。そういうことで、今度の新法の施行によつてそれがどういふふうになつていくのかということ、ずいぶん長いこと食糧庁の方にもいろいろ説明会や何かの席上でも聞いていられるわけなんです、そここのところは依然として政省令ではつきりさせろということ、ただ単に新法に移行するときに六カ月だけは継続的に営業を続けることを認めていくということだけに限られているわけだ。その後現在のやみ業者をやつていられる人たちが申請をした場合どういふふうになるのだというふうなことを話してみますと、結局食糧法に違反をして罰を受けた者については規制をするけれども、いま

のやみ業者に対しては取り締まりをしていないわけですから、食糧法に違反してないわけだ。ですからそれは対象にならないわけだ。ですからわれわれ既存の小売業者と同等の構利で申請をすることができる形になつていっているわけだ。そういう意味で、また大型店についても、そういうふうな形で許可基準に合致したものであれば、これは恐らく新しい法律の範囲内では許可せざるを得ないような形が出てくるのではないかと、いふことが非常に大きな危惧の面として考えられてい

ます。
それから混米の問題がありましたけれども、いま各都道府県で一類、二類、三類というふうな形で、一、二、三というふうな区分がされて、それを的確に表示するように指導されておりますけれども、実際には一にしても何種類もあるわけだし、二にしても何種類もある、三にしても、標準価格米、特例標準米というふうな形とか、本当に種類にすると十数種類の区別ができるわけだ。そういうことから、実際にそれにそれぞれ合つた米を単品でやるわけにいかないわけだ。実際にはそこである、一類の米を何俵、二類の米を何俵というふうな形で混米をしてその種類をつくり上げているのが現状だ。それはやはりはつきりした需給の体制それから表示の中にも、実際には小売業者が本当に苦労して、いま困つていっているわけだ。その内容というのは、実際表示を、一類で何が何%、何が何%入つていっていることを表示しないといふふうな言われるわけだけれども、毎日毎日入つてくる米が違つたり、それから入荷をするたびに種類が変わつた米が入ってくるわけだ。それを実際に、そのたびにその袋の表示を、一々何が何%、何が何%と書かないと表示違反になるわけだ。それが帳面上でも一目瞭然はつきりしてないくはいいけれども、そういうのがいまの指示なんです。ですから、そういう中で小売業者が苦労しながらやつていっているのです。そういうふうな一生懸命やつて、実際に消費が伸びていくということがあれば張り合いがあるので、そういうこ

とをやしながらだんだん売り上げが下がつていくというのが現状なわけだ。そういう意味では今度新法が本当にわれわれの立場に立つた形であつたられていくように、最初にも申し上げましたように、時間をかけた討議が、まだまだ説明されていない部分が多いだけに必要ではないかと考えています。

○田邊委員長 以上で各参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。

次回は、来る十二日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会

昭和五十六年五月二十日印刷

昭和五十六年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W